

平成24年第1回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号 (3月7日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
諸般の報告	5
村長あいさつ	6
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	9
一般質問	9
宗田雅之君	9
星一彌君	22
前田雅秀君	33
蛭田武彦君	40
関根政雄君	43
前田武久君	53
岡部明君	63
議案第1号～議案第7号の上程、説明	72
議案第8号～議案第23号の上程、説明	81
議案第24号～議案第28号の上程、説明	84
会議時間の延長について	85
議案第29号～議案第37号の上程、説明	86
散会の宣告	90

第 2 号 (3月13日)

議事日程	9 3
本日の会議に付した事件	9 6
出席議員	9 6
欠席議員	9 6
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 6
職務のため出席した者の職氏名	9 7
開議の宣告	9 8
議事日程の報告	9 8
諸般の報告	9 8
議案第 1 号～議案第 7 号の質疑、討論、採決	9 8
議案第 8 号～議案第 2 3 号の質疑、討論、採決	1 0 4
議案第 2 4 号～議案第 2 8 号の質疑、討論、採決	1 0 7
議案第 2 9 号～議案第 3 7 号の代表質疑、討論、採決	1 0 8
選挙第 1 号	1 2 3
請願の委員長報告、質疑、討論、採決	1 2 5
陳情の委員長報告、質疑、討論、採決	1 2 6
日程の追加	1 2 8
発議第 1 号、発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
閉会中の継続審査申し出について	1 3 0
閉会の宣告	1 3 0
署名議員	1 3 1

第 1 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成24年第1回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

平成24年3月7日(水曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第1号 平成23年度鮫川村一般会計補正予算(第7号)

提案理由説明

日程第5 議案第2号 平成23年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

提案理由説明

日程第6 議案第3号 平成23年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

提案理由説明

日程第7 議案第4号 平成23年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第3号)

提案理由説明

日程第8 議案第5号 平成23年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第3号)

提案理由説明

日程第9 議案第6号 平成23年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第4号)

提案理由説明

日程第10 議案第7号 平成23年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

提案理由説明

日程第11 議案第8号 鮫川村指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第12 議案第9号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第13 議案第10号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第14 議案第11号 鮫川村税条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第15 議案第12号 鮫川村公民館条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第16 議案第13号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第17 議案第14号 鮫川村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第18 議案第15号 鮫川村鹿角平観光牧場設置条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第19 議案第16号 鮫川村分担金徴収条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第20 議案第17号 鮫川村村営住宅条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第21 議案第18号 鮫川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第22 議案第19号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第23 議案第20号 鮫川村大学連携試験研究施設設置条例

提案理由説明

日程第24 議案第21号 職員の給与の特例に関する条例

提案理由説明

日程第25 議案第22号 鮫川村豊かな土づくりセンター設置条例

提案理由説明

日程第26 議案第23号 鮫川村薪ステーション設置条例

提案理由説明

- 日程第 27 議案第 24 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
提案理由説明
- 日程第 28 議案第 25 号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び福島県市
町村総合事務組合同規約の変更について
提案理由説明
- 日程第 29 議案第 26 号 工事請負契約の変更について
提案理由説明
- 日程第 30 議案第 27 号 公の施設の指定管理者の指定について
提案理由説明
- 日程第 31 議案第 28 号 公の施設の指定管理者の指定について
提案理由説明
- 日程第 32 議案第 29 号 平成 24 年度鮫川村一般会計予算
提案理由説明
- 日程第 33 議案第 30 号 平成 24 年度鮫川村国民健康保険特別会計予算
提案理由説明
- 日程第 34 議案第 31 号 平成 24 年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算
提案理由説明
- 日程第 35 議案第 32 号 平成 24 年度鮫川村村営バス事業特別会計予算
提案理由説明
- 日程第 36 議案第 33 号 平成 24 年度鮫川村集落排水事業特別会計予算
提案理由説明
- 日程第 37 議案第 34 号 平成 24 年度鮫川村介護保険特別会計予算
提案理由説明
- 日程第 38 議案第 35 号 平成 24 年度鮫川村交流施設特別会計予算
提案理由説明
- 日程第 39 議案第 36 号 平成 24 年度鮫川村学校給食センター特別会計予算
提案理由説明
- 日程第 40 議案第 37 号 平成 24 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算
提案理由説明
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	岡部明君	2番	宗田雅之君
3番	前田雅秀君	5番	湯坐良政君
6番	蛭田武彦君	7番	星一彌君
8番	関根政雄君	9番	山形郁夫君
10番	早川正博君	11番	前田武久君
12番	坂本忠雄君	13番	前田三郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	鈴木治男君
企画調整課長	芳賀亨君	住民福祉課長	佐藤文夫君
農林課長	森洋君	地域整備課長	近藤保弘君
教育課長	北條利雄君	農事委員会	増谷隆夫君
代査委員	齋藤實君	事務局長兼 管理室長	須藤健君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	本郷秀季	書記	渡邊敬
------	------	----	-----

◎開会の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、ただいまから平成24年第1回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員の写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、本郷秀季君。

○議会事務局長（本郷秀季君） 諸般の報告をいたします。

議案第1号から議案第37号までの37議案が村長より提出され、本日、議長において受理しました。

受理しました請願、陳情は配付してあります請願、陳情等文書表のとおりです。

本議会に、村長及び教育委員会教育長、代表監査委員、農業委員会事務局長に出席を求めました。

村監査委員より例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。次に、出張関係であります。

12月22日、福島県内全域の自主避難等に係る損害等の賠償に関する国等への緊急要望活動のため議長が東京都に、12月26日、平成23年第4回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会のため議長が白河市に、同じく26日、東京電力福島第一原子力発電所事故に関する県知事要望活動のため議長が福島市に、1月18日、福島県白河地方・会津地方原子力損害賠償対策本部の設立総会のため議長が福島市に、1月19日、平野文部科学大臣の来県に対する原子力損害賠償地域拡大に関する要望書提出行動のため議長が福島市に、1月25日、福島県白河地

方・会津地方原子力損害賠償対策本部による東京電力への要求活動のため議長が東京都に、同じく25日、東白川地方町村議会議長会定例会のため議長が棚倉町に、2月13日、東西白河地方町村議会議長による情報交換会のため議長が棚倉町に、2月21日、福島県白河地方・会津地方原子力損害賠償対策本部による文部科学省並びに東京電力株式会社への交渉活動のため議長が東京都に、2月22日、平成24年第1回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会のため議長が白河市に、2月23日から24日、福島県町村議会議長会、平成23年度第2回定期総会のため議長が福島市に、2月28日、東白川郡森林組合第45回通常総代会のため議長が塙町に、3月1日、平成24年東白川衛生組合議会第1回定例会のため山形郁夫議員が塙町に、それぞれ出張いたしました。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長あいさつ

○議長（前田三郎君） 村長から発言申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成24年の鮫川村議会定例会の開催に当たりまして、全議員ご出席のもとにご審議をいただきますこと、厚く御礼申し上げます。

昨年の3月定例議会、最終日でした。マグニチュード9.0の東日本大震災から間もなく1年目を迎えようとしています。この大地震により発生しました原発事故、そして放射能汚染は、福島県民に大きな負担を背負わせています。

しかしながら、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会は、自主避難者に対する住民賠償対象を県内23市町村として、東西白河地方と会津地方を除外してしまいました。除外された東西白河地方と会津地方の26市町村では、このことに対して直ちに抗議するとともに、各市町村長と議会議長をもって組織する福島県白河地方・会津地方原子力損害賠償対策本部を設立して、福島県内を二分するような線引きはやめて、十分な賠償を行うように求めて活動を行っています。

国や東京電力は、原子力損害賠償紛争審査会の答申を盾にいまだに賠償を否定していますが、放射能汚染は、実害、風評被害を含めて、農林畜産業や商工観光業、そして工業など、全産業に及び、また、全住民に対して放射能被曝による健康被害の大きな不安を与えていま

す。今後も引き続き、活動を強く行う考えであります。

次に、国では4月から、食べ物に含まれる放射性物質を規制する基準値や、飼料の暫定許容値を引き下げることになりました。これによりますと、食品が1キロ当たりで野菜や穀類、肉、卵など、これまでの500ベクレルから100ベクレルに、牛乳、乳製品が200から50ベクレルに、飲料水が200から10ベクレル、そして乳児用食品が新たに加えられ、これが50ベクレルとされました。

新たな基準値を達成するためとして、農林水産省は、飼料の暫定許容値をこれまでの肥育牛、乳用牛で1キログラム当たり300ベクレル、繁殖牛で3,000ベクレルを一律100ベクレルに引き下げました。繁殖牛の急激な引き下げは、生産者にとりまして大変厳しい条件になります。村の牧草は昨年の三番草でさえ500ベクレル近くありましたので、食べさせることができませんし、放牧することも不可能になります。直ちに乾草と飼料の確保が可能なのかどうか、あるいは早期の牧草地の除染対策について、そしてこれらを生産者に周知する場所を設けるような施策を担当課に指示したところであります。

さて、今定例会でご審議いただく議案についてであります。平成24年度会計予算、一般会計と8つの独立会計、合わせて9議案、平成23年度の予算補正にかかわる議案が23年度一般会計補正予算、そして6つの特別会計補正予算の7議案、条例関係が16議案、その他が5議案の合計37の議案であります。

予算編成の背景となる日本経済を取り巻く状況であります。AU圏内のギリシャの財政不安に端を発した急激な円高の進行はAU諸国の支援策がようやくまとまり、円安方向に向かい始めました。一方で、イランの核開発疑惑で、米欧の経済制裁策が強化されたり、これに対抗してイランがホルムズ海峡の封鎖を示唆するなど、これに伴って経済活動に大きな影響を与える原油の価格が上昇しています。これまでは円高で原油価格に影響があらわれていませんでしたが、円安にぶれたことによって、もろに影響があらわれてきました。

ギリシャの問題も完全に解決したというわけにはいかないようであります。AU諸国の支援策の条件となりました財政改革がどこまで進むかという問題があるようであります。これに、国会議員の選挙を控えております。選挙の結果次第では予断を許さないということになります。

国内的には、これまでの円高で国内企業の空洞化が懸念されています。東日本大震災では余りにも大きな被害を受けた地域の復興のスピードも懸念の材料であります。早期に復興が進まないと、企業も活動できませんし、戻りたくても戻れない人がたくさんいると思います。

震災、原発事故対策等で、福島県の財政状況も、そして国の財政状況も大変厳しい状況下での予算編成であります。第3次鮫川村振興計画の、まめな暮らしを生かした村、人の集まる活気のある村、そして、みんなが安心して暮らせる村の実現を目指した施策の推進とともに、東日本大震災からの復興対策、そして原発事故による放射能対策を優先施策として進めてまいり所存であります。

一般会計につきましては、前年度と比較しまして3.0%、8,500万円の減、27億3,900万円、特別会計が8会計合わせまして13億805万2,000円で、232万4,000円、0.2%の減となります。一般会計と特別会計合わせまして、総予算が41億105万2,000円となり、前年度と比較しまして額にして8,732万4,000円、率にしまして2.1%の減額予算となりました。

新年度の主要事業につきましては過日の全員協議会の席で説明しましたので割愛させていただきます。

それらの財源につきましては、村税収入のうち法人、個人の村民税は前年度対比0.9%増の9,150万円としました。地方交付税交付金につきましては、前年度比0.4%増の14億4,776万8,000円と見込み、臨時財政対策債は前年度比2,610万円減の1億円としたところであります。その他の村債につきましては、前年度比310万円、1.6%の減の1億9,430万としております。これらの財源の調整を図るために、財政調整基金から1億円、そして福祉基金から1,000万円など、合計、合わせまして1億2,102万3,000円の繰入金を計上し、予算を編成しましたところであります。

また、本村に2億2,483万円交付されました福島県市町村復興支援交付金につきましては、23年度の補正予算で東日本大震災復興基金に積み立て、復興計画がまとまった後に数年間に分けて予算化し、使用してまいりたいと考えております。

ご提案しました議案につきましては、十分、ご審議をいただき、原案に賛同くださいますようお願いを申し上げ、あいさついたします。

○議長（前田三郎君） これで村長の発言が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

1番 岡 部 明 君 及び

2番 宗 田 雅 之 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田三郎君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり議会運営委員会が開かれております。

その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果について、ご報告を申し上げます。

去る2月29日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程等について協議をいたしました。

会期については、本日から3月13日までの7日間とし、日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます。ご報告といたします。

○議長（前田三郎君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月13日までの7日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（前田三郎君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（前田三郎君） 2番、宗田雅之君。

[2番 宗田雅之君 登壇]

○2番(宗田雅之君) 平成24年度第1回議会定例会において、2点について村の考えをお伺いいたします。

まず1点目、除雪対策についてお伺いいたします。

村では、積雪量が15センチ以上になると、建設業者にお願ひし、主要道路の除雪体制がとられ、長時間にわたる交通障害という状態はなくなりましたが、住民の日常生活に密着している私道については十分な体制がとられていないのが現状ではないでしょうか。

集落戸数の減少に伴い、部落、山間僻地の1人当たりの負担は大きくなり、若者たちにとっては通勤、通学に不便を伴い、より住みよい場所を求めて村外に流出するのではないかと危惧されます。また、社会的弱者である身障者、高齢者、母子家庭の人たちにとっては、庭先から生活道路の除雪は大変な負担であります。

そこで、私道の除雪に対する助成措置を講じるべきと考え、次の点についてお伺いいたします。

1つ目、それぞれの地域でトラクターを所有している方々にお願ひし、除雪をしていただき、それに対する助成措置の考えはありますか。

2つ目、除雪ヘルパー制を採用して、これらの人たちのところに派遣する考えはございますか。

3つ目、除雪を含めた地域のインフラ整備は、人々の定住化にとって重要課題であると考えますが、村として高齢化が進む中、これからどのようにしていくか考えをお伺いいたします。

以上について、村長にお伺いいたします。

○議長(前田三郎君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長(大樂勝弘君) 2番、宗田雅之議員の1つ目の質問についてお答えを申し上げます。

ことしの冬は記録的な寒さが続きまして、特に1月25日から2月4日まで11日間と2月18日からの3日間は、最低気温がマイナス10度を超える日が続きました。マイナス13度の日もありました。この寒さは10年に一度と言われております。寒い日が続いたため、凍ったことがない家庭の水道が凍り、水道業者に依頼しても、件数が多いため、なかなか業者が直しにきてくれなかったという小言も聞いております。

除雪については、1月中旬まで雨も降らずに、異常乾燥注意報が発令されていましたが、

1月22日の日曜日に30センチ以上の降雪があり、村内の建設業者5社に委託して除雪をしました。除雪後に寒い日が続いたため、道路が凍結して、日陰となっているところが解けないため、滑りやすい状態が長々続き、通行に支障を来しました。その後、2月25日に12センチ、2月29日の昼ごろに15センチを超えましたので、除雪を実施しました。

葉貫地区では、25日と29日の積雪を合わせまして30センチを超えたそうであります。ことしの除雪の回数は10センチ以上の降雪は5回ありましたが、現在までには除雪は2回、業者をお願いをしております。

村内の国道と県道は道路を管理する県が除雪を行います。村管理の村道は全線、農道も全線、林道は人家まで除雪をしております。そのほかに越虫から田代に向かった埴境までと、越虫から羽双に向かった藤田キミ様宅までの生活道2路線も除雪はしております。

除雪の延長にして、キロ数で177キロを村内建設業者5社に割り振って委託契約をしております。除雪に要する時間は、除雪機械の保有台数や機械の種類が違うため、除雪作業が終わる時間に違いがあります。雪の量にもよりますが、朝6時に依頼した場合、夕方に終わる業者と夜中までの業者、そして次の日まで残ってしまう業者もあります。除雪する順番は、スクールバス、幼児送迎バス路線を優先すること以外は業者に任せております。

地域によって早いところと遅くなる場所があります。遅い地域では通勤する車、学生を送っていく車には間に合わないため、大通りまで自家用のトラクター等で除雪していると聞いております。このように、トラクターを所有している方が除雪に困っている個人の門口まで雪掃きをしていただければ、ぜひお願いしたい、そう思っております。

来年からの実施に向けて、燃料代の助成方法を検討したいと考えております。

宗田議員提案の除雪のヘルパー制については、村としても高齢化が年々進む中、ひとり暮らしの除雪対策は重要なことでもあります。実は、今定例会の補正予算に提案をさせていただいておりますが、県の23年、10割の補助事業の計画がありました。これは事業名が平成23年福島県地域支え合い体制づくり助成事業、除雪支え合い体制事業であります。これは、10割の補助です。村では早速希望し、申請をしました。高齢者等除雪支援事業として、住民課が窓口となり、社協のボランティアセンターに依頼をと計画しております。15センチ以上の降雪時、そして75歳以上の高齢者、玄関から公道までの1メートル幅、除雪機1台の事業ではありますが、これ除雪機1台というと150万程度だそうです。この除雪機を購入しまして、こういった社協にありますボランティアに依頼をしまして、高齢者の除雪のお手伝いをしたい、こういうふうと考えております。

まず、皆さんの需要動向を考え、後の事業に、果たしてこの1台でいいのか、その辺もあわせて計画をしたいと考えております。

次に、定住化対策の一つとして、周辺市町村への通勤、住民の日常生活や産業活動を支える国道、県道、幹線村道の主要道を完全二車線化に整備する必要があります。センターラインが引かれていることで、雪が降っても安心して車同士が交差できるようにしたいと考えております。既に整備されている道路であっても、冬季間の凍結を防止するため、支障木、日陰林の伐採を森林所有者からの協力を得て、今までに16カ所を実施しております。地域の皆さんからは安心して通れると好評の事業のようであります。

議員さん方もそれぞれの地域でそういった場所が、日陰の場所がありましたら、ご指示いただければと思います。村内には日陰となっているところがまだまだ多く、地元からも要望書が出されておりますので、今後も県と相談しながら、この要望にこたえていきたいと考えております。

以上で、除雪道路等のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） それで、この除雪に関することなんですけれども、今現在、建設業者にお願ひし、主要幹線道路は掃いております。掃いているのが現状なんですけれども、この建設業界も弱体化したといったらおかしいでしょうけれども、年々、仕事の量が少なくなって、やっぱり経営がよいかないと。そしてまた除雪車を再度買うといっても、これはまた大変だと。現状では、本当に建設業者も減って、負担が多くなっているということは聞いております。

だからそのためにも、もしこういう地域密着型で地元にあるトラクターを、もし助成してやって、いち早く掃いてもらおうと、朝、凍結しないんですよ。地域の人の方がやれば。凍結する前に掃けると、後の処置も楽ではないかと。そういう感覚がありますから、これはぜひとも進めていただきたいと、私は思っております。

それと、3点目なんですけれども、インフラ整備で、ここ3年の間に関東近辺で地震が起きるといふ、これ、東京大学の地震予知で出ているのをみんな聞いていると思いますが、これに伴って、東日本の地震のときにも水道の問題、水資源の問題が大分取りざたされて、下水道、水資源が欠いたということで、大分、声が上がっていたと思いますが、この関東近辺で起きる地震を考えるとときには、やっぱりインフラの整備の中に水道工事、村全体を網羅するような水道工事事業を早めに対策を打つべきではないかと思っておりますが、その点につ

いて、再度お願いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田議員の再質問であります。まず、トラクターを所有している方の支援、これは前にも何年か前に雪の多かった年に、こういった地域でボランティア的に毎々雪降るたびに除雪をしていた、特に子どもセンター関係のあの付近の住民でありましたが、そういった方がおりましたものですから、職員が行って相談しながらというのを支援をした、そういうことも過去にあります。

ですから、この地域の皆さんがそういったボランティアに頼るばかりでなく、村のほうでもそういったことが確認できれば、そういった面での支援というのは当たり前のことと思っていますので、また皆さん方の協力をいただければと考えております。そしていつでもそういった準備はありますので、おっしゃっていただければと考えております。

あと、もう近い将来に東京大学の地震予知委員会では、そういった関東に大きな地震ということで、大変心配される場所ですが、村の水道もいろいろなところで、例えば普及率も今ほど議員がおっしゃるように、村の水道では48%なんです。全国では98%が水道水の恩恵を受けているんです。まず、全国にまれに見る普及率が48%と最低の村であります。こういったことはぜひ解消したいと思いますが、こういうところの鮫川村の地域性からいって、本当にぼつんぼつんなんです。これほど、今度、デジタル化でテレビ局で来ていましたけれども、総務省です、こういった集落の点在している集落というのは全国でも珍しいですね、特異な地域ですよというお話をしていられました。各、そういう僻地に行きますと、僻地は僻地なりにある程度の集落でこぞって生活するんです。鮫川はそんなに深い山がないものですから、平坦な丘陵地ですから、そういった点在した生活でも十分生活できるんです。

こういった特異性がある地域で、水道水の普及はなかなか容易でない。こういったところに個人水道に対しても支援しようという村の考えではありましたが、今度のこの地震では、大変、特に東野地区の皆さんにはご不便をおかけしたと考えております。早めな普及対策も考えております。

あと一つ、村でも大きな問題なのは、配水池が老朽化しているんです。これはおそらく何億単位の修理になると思います。この配水池の修理、これは今の村の水道でお世話になっている全家庭に影響するわけですから、この辺も整備点検、果たして大きな地震が来たときに耐え得るような排水地に、早めに変えておかなければならない。補強が必要ではないか、あるいは場所を変えて、そういった安全を図らなければいけないのかと、そういう思いもあり

ます。

まず、水道の普及率48%ということでは、大変、ご迷惑をおかけしているわけですから、これを1年でも早く皆さんに普及率を高めるために努力をしております。ことしは落合で終わります。来年は茅地区に入ります。再来年には草牛地区、そして東野地区と、年次計画で普及していきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） 私も、結構、村内を歩いているものですから、こういう高齢者の声というのはものすごく耳に入ってくるんです。庭先の雪かきとかこういうのは本当に大変だから、これからますます高齢化が進む中で、何とか村のほうでそういう体制ができるのであればお願いしたいという声が結構多いものですから、よろしくお願いしたいと思っております。

また、やっぱり除雪を含めてインフラ整備というのは、どうしても村の定住化を図るには、これは必要最小限のことだと思います。お金も相当これ財政的には負担はかかると思いますが、ぜひともよろしく願いいたしまして、2点目に入ります。

2点目、子供たちの健康管理についてお伺いします。

原子力安全委員会が昨年3月26日から30日に、いわき市、川俣町、飯舘村のゼロから15歳までの1,080人の被曝調査で、全体の45%の子供たちが甲状腺に被曝しているのがわかり、また、埼玉県の子供の尿からもセシウムが検出されたと聞きますが、以前とは変わってしまった環境の中で、将来のある子供を放射能から守るためにできるだけの施策をとるべきではないかと考え、次の点について村長の所見をお伺いいたします。

1点目、低線量被曝による身体への影響は、外部被曝より内部被曝のほうが深刻であると言われておりますが、この内部被曝の検査である超音波検査、血液検査、そしてそれより精密な検査ができるホールボディカウンターによる検査はどのようになっているのか。

2点目、仮置き場が決まらない中ではありますが、校庭の表土除去、周辺の木々の葉の清掃は行われておりますが、子供たちが一番濃密に時間を過ごす校舎の床、壁、天井などの除染も定期的にすべきと考えますが、現在、どのようになっているかお伺いいたします。

3点目、放射能物質の影響をできるだけ避けるために、春休み、夏休みを利用して、汚染の少ない土地で一時的にものびのびと生活させることを考えてみてはいかがでしょうか。これにより放射性物質の排泄の助長とストレス解消の手助けになるのではないかとと思いますが、ご所見をお願いします。

4点目、子供たちを守るために、確かなデータと情報は不可欠であると考えます。また、

親たちの不安を少しでも取り除くためにも、勉強会や講演会なども必要ではないかと考えますが、お伺いいたします。

以上、4点についてお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 先に、村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田雅之くんの2点目の質問についてお答えを申し上げます。
まず、子供たちの健康管理についてであります。

1番目と2番目のご質問の内部被曝等の検査と放射線不安の解消についてであります。議員ご承知のように、外部被曝線量検査については、昨年11月と12月から2回にわたって、在宅乳幼児及び妊婦、保育園児、幼稚園児、小学校児童生徒、515軒に対しまして、バッチ式線量計を配布して、測定をしていただき、その結果を福島県健康管理調査室に検査分析を依頼し、専門家の意見を付して各保護者等にお知らせをして健康管理に役立てていただいております。

本村のこれまでの結果では、身体に影響を及ぼす放射線量は検出されませんでした。県では、24年度も継続して、検査助成の予算措置を計画しております。

しかし、ご質問の放射線の低線量化がもたらす長期的な健康被害の不安は高まっており、日常的な内部被曝の影響を評価することが重要になってきました。福島県では、住民ボディカウンター測定の線量評価方針を定めて、線量の高い地域から県民の測量測定を始めております。これまでに約1万4,000人の内部検査を実施しているそうです。幸い、健康に及ぼすようなケースは確認されなかったと聞いております。現在、このホールボディカウンターにつきましては、高額な設備と専門のスタッフが必要で、県では固定式が1台、移動式が5台で県民の検査を行っているようであります。

市町独自では、二本松市と南相馬市、本宮市、福島市、桑折町などで整備され、放射線の高い地域から検査が実施されています。民間独自では、平田の中央病院、福島県労働保健センターで整備されております。平成24年度には、郡山市、田村市、いわき市、浪江町で整備が計画されております。

村としても、村民の将来にわたる長期間の内部被曝の影響を評価して、健康を維持していくことが大切であります。ホールボディカウンターによる測定も必要と考え、実は、東白川地方4町村で、過日、県などの関係機関、これは厚生連にも行ってきました。東白川地区の基幹病院である塙厚生病院に、ぜひ、このホールボディカウンターを設置して欲しくないか。あとこれは医師の確保とあわせて要望活動に行ってきました。

強くお願いしたところでありますが、厚生連では、白河の厚生病院に年内にこの機器を設置する、そういうお約束をしていただきました。これらで、また、白河市、あの付近は、線量が高い地域であります。こういった子供たちの、この測定結果を見ながらさらに子供たちにも反映させていきたいなど、こういう考えであります。

また、県では、甲状腺がんから子供たちを守るために、甲状腺検査を18歳以下の全員を対象として、平成25年度まで実施する計画で進んでいます。平成23年10月からは、先行地域の子供たちの甲状腺検査が開始されています。本村は24年度以降に計画中と聞いております。

ただ、この甲状腺がんというのは、実は今から25年前、チェルノブイリで、この甲状腺がん、6歳以下の子供たちに多かったわけですが、これはあの地域は特異な地域だそうです。内陸部にあつて、通常の生活にあつて、ヨウ素を、ワカメとかコンブとかノリとか、そういったヨウ素を含んだ食物の摂取が足りなかった。ですから、慢性的にヨウ素が体内になかった。ですから、放射性成分のヨウ素を吸収しやすい、そんな地域で特異な地域であったために、ああいった子供の甲状腺がんが発生したそうであります。日本は、海に囲まれております。通常の生活の中で、ヨウ素は十分に取り入れられている。甲状腺より、どちらかというところセシウムのほうが怖いかなと、そういう思いであります。

まず、子供を持つ保護者の皆さんの不安を少しでも取り除くための勉強会なども、本村では1回は実施しておりますが、専門的な言葉や単位が頻繁に紹介され、理解しにくいと聞いております。実は、24日に県の町村会の大会がありました。その折に、保健福祉部長のところへ寄ってきました。そこで、私は今までの生活の中で、爆発以来、シーベルトとかセシウムとかヨウ素とか、わけのわからない言葉がずらりと並んでいて、村民が不安な毎日を送っている。この辺で、そのしっかりとした講師に村に来てもらって、講演会をやってくれないかと、そういうお願いをしてまいりましたところ、早速、知らせがきまして、3月24日に講演会の計画をさせていただきました。県立医大より、放射線の専門教授、宮崎真教授だそうです。3月24日の午後7時より、これは子育て世代の親を対象とした研修会を開催したいなど、そういうことでこどもセンターには早速連絡しましたし、小中学校にも早めに連絡をとって、皆さんで24日、午後7時から受講していただきたいと、そう考えております。

また、3月14日には主に農家を対象にした放射線の講演会を計画させていただきました。これは農業と放射能、そして家畜の、先ほど申し上げましたように基準値が変わりました。この基準値変更に伴う技術対策、あるいは飼料の確保、そういったことで、県南農林事務所の課長さんをお迎えしての講演会になると思います。こういったところで計画をさせていただ

きました。

あと、教育長よりお答えをさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 次に、教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

○教育長（奥貫 洋君） 2番、宗田雅之議員の2番目のご質問並びに3番目のご質問にお答えいたします。

未来ある子供たちを放射線から守る施策は最優先課題であり、議員ご承知のとおりでございます。本村の幼児、児童及び生徒の受ける線量を減らし、学校の校舎、校庭等の線量の低減化をするための事業は、まず学校を初めとする文教施設で放射線量の継続測定と、それを公開いたします。2番目として、校庭、園庭の土壌対策である表土除去、側溝の清掃、砂場の入れかえ、3つ目として、学校施設等の教室への扇風機設置等の環境整備、4番目として、通学路、側溝、公園等の子供の生活空間における調査、清掃、草刈り、5番目として、校舎やプール等の放射線物質除去と、施設清掃のための高圧洗浄器や草刈り機等の備品購入、6つ目として、校庭、園庭の花木の剪定と樹木の集積運搬、7つ目として、施設の雨どいや水路の点検補修などを行っております。

なお、これらの作業には、業者への業務委託、シルバー人材センターへの利活用、PTA、保護者会や教職員などのご協力により実施してきたところでございます。

お尋ねの校舎内の除染でございますが、各小中学校やこどもセンターの校舎、園舎内の放射線量とも継続して測定しておりますが、その測定値は屋外平均で毎時0.14マイクロシーベルト、屋内平均で毎時0.10マイクロシーベルトとなっており、文科省の学校における児童生徒等の年間被曝線量1ミリシーベルト以下とされてありますが、本村の年間被曝量は零、ほとんど零に近いミリシーベルトとなっております。このことから、除染指針の対象外の放射線量となっており、除染の必要はないものと考えております。

しかし、原発事故が収束されていないことから、今後も学校の施設内の放射線量の測定を継続し、注意深く観察するとともに、必要に応じて学校施設を含めた文教施設の環境整備を適切に行ってまいります。

次に3番目のご質問でございますが、放射能物質の影響をできるだけ避け、自然体験活動や交流活動の支援でございますが、昨年は、ふくしまっ子体験活動応援事業を通じて、各小中学校で14件利用されています。その事業は、旅行業者を通じて、県内原則の5名以上、幼児、小中学生とその親、引率者が対象で、宿泊費7,000円と交通費等5,000円を上限として補助されております。

さらに、東日本大震災の被曝を受けた福島県の子供たちのために、長野県泰阜村の自然体験活動推進協議会、NPOグリーンウッド主催のご招待を受け、子供たちによる環境活動の交流、山賊キャンプにも6名参加しております。

また、栃木県茂木町の茂木町「ツインもてぎ」、「インディジャパンザファイナル」そういう自動車のレースがあるそうですが、にご招待を受け、村内親子38名がカーレースを観戦しております。このように、あらゆる機会に本村の児童生徒が原発事故の影響をできるだけ避け、自然体験活動や交流活動に参加できるように、一層支援してまいりたいと考えております。

以上で、2番と3番のご質問にお答えいたします。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） 再度、質問させていただきます。

まず1点目なんですけれども、この精密検査というのは、復興構想の中で、中ごろで出しはいるんですよね。これは私も復興構想出る前に、これ、一般質問で出してあるものから、やるということに計画してはあるんですけれども、この、よく見てもらいたいというのは、検査やった3月26日から30日に、いわき、川俣、飯舘、検査やった日にちなんですけれども、この日にちというのは、ヨウ素の半減期、実効半減期というのは8日ですよ。そうすると、爆発して放射能が出て、3月26日までは2週間以上たっているんだよね。そうすると、半減期の半減期で4分の1くらいになった状態でこの数値が出ているということですよ。出ているということだから、本当の安全だということはありませんよ。だからやっぱりこういう検査体制をきちんとやっていただきたいと、私は思っております。

そして、恐らく県のご指導は、ある雑誌によりますと、エコー検査のみでやるのではないかという話は聞いております。ただエコー検査の場合には、血液検査を抜くことによって、甲状腺機能低下症というあれは調べられないそうです。だから、こういう将来的にわたって高線量に対する甲状腺機能低下症、これは高線量以外は大丈夫だと言われておりますけれども、今、各内科医の方から、やっぱりこういう血液検査も必要ではないかという声も上がっております。だから、これは村としても、もし県のほうのご指導がエコー検査のみで構わないというときには、ちょっとそこで踏みとどまってもらって、ちょっと考えていただきたい。これはいろいろな雑誌に載っておりますから、これはちょっと参考にしていただいて、エコープラス血液検査、恐らくトータルやったら、両方やっても、大体、保険をきかせれば四、五千円ぐらいかなと、私は思っております。一応、調べたところによると、大体そのくらい

だそうです。一応、それはちょっと調べてみてください。

あと、今、村長が言ったチェルノブイリのワカメ、海藻類の話、ちょっと出ました。それに対して、私、ちょっと疑問を感じたものですから、今の若者の食生活、ちょっと考えていただければわかるんですけれども、はっきり言って、ワカメだとか何とか習慣はかなり少ないと思います、これは。だから、あとは、私も前の議会でも、その前の議会でもしつこく質問しているわけなんですけれども、食生活について、豆の問題について質問しているのはそういうことなんです。若者の食生活というのは物すごく変わってしまっているんです。だからその被曝量とか何かというのは、本当にこれで安心ということは、私はないと思います。

これ、1番、4番目、通じることなんですけれども、データの的に安全といっても、今の若いお母さん、安全といっても安心は買えないんです。ということは、こういう検査を徹底的にやって、そしてこういう勉強会だとか情報をやることによって本当に安心が買えるんですよ。それが本当の安全・安心ではないかと、私は思っております。

やっぱり村長も前から言っている、放射能に弱点は見つけるんだと。放射能の弱点というのは、私らは専門的ではないからわからないですけれども、要は免疫力を上げることだと思っております。だから、人間の免疫力を上げるのには、そういう食生活とか運動療法、これは一番大事なことです。そういうご指導は、村のほうとしてもどんどんやっていただきたい。そういう考えをまた再度、お願いします。考えをお伺いします。

あと、学校の校庭の除染とか、今、教育長さんにお伺いしたんですけれども、この前、内も外も、やっぱりやることによって、これ絶対大丈夫だということはないですから、ある程度、夏休みとか休みを利用して、ふき掃除ぐらいは可能かなと、私は思っております。それを再度お願いいたします。

あと3点目のこういう今、教育長にお伺いして、本当に村としても教育委員会も素晴らしいことをやっているなど、私は拝聴したわけなんですけれども、放射能の物質というのは、足し算なんです。だから体内に入ったものを、早く、入れないで、引き算してやるという、こういう施策というのは本当に若者にとって大事なことで、子供たちだって本当に大事なことです。だからこういうのを、どんどん教育委員会でも率先して、村に、子供たちに働きかけてやっていただきたいと思います。

再度、その点についてお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田議員の再質問であります。まず、鮫川村、私は常々、こ

ういった席で果たして話していいのかなと、いつも迷いがあるんですけども、私はとてもこの鮫川村は、線引きにあったほどの線量の低い地域だと思っております。ですから、鮫川村が率先して血液検査を受けたり、ホールボディカウンターを受けるのではなくて、近隣の町村の出方を見て、もし万が一、線量の低い、これは線量の低い地域であっても長期間になります。長期間受けた場合はどうなのか、その辺がまだ立証されていないわけですから、その辺、気をつけて見守っていきたい。ですから、果たして鮫川村の子供から血液検査、ホールボディカウンターを率先して受けるべきかな。それよりは、ああいった震源地の子供たちを優先して安全確保してやるのが先ではないかなと、私はそういう思いでもおります。その辺、まことにこういった議事録を公開される場でしゃべって、それこそ、お父さん、お母さん、子育て世代の人にお叱りを受けるかと思いますが、じゃ、本当に線引きにあったような地域で、これはもちろん線引きは長い間、これから30年、40年、放射能と闘うわけですから、線引きはあって、線引きの闘いはしていきます。ですが、もう少し線量の高い地域を優先して、ちょっとでも不安があれば、それは皆さんの要望にこたえて実施していく、そういう私のスタンスでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

あと、先ほどのヨウ素の話ですが、ヨウ素の半減期は8日ですね。8日ですから、私は鮫川村では、本当に心配ないのではないかと思いますし、そういった、ただ、確かに議員の言われるとおり、最近、水道水にヨウ素発見されているんですよ。ヨウ素の半減期8日、8日で半減期がとっくになくなっているヨウ素がたまたまあらわれる。これはあの爆発のときのヨウ素ではなくて、自然界にあるヨウ素を取り入れたのかなと、そういう思いでもおります。その辺をしっかりと検証しながら、このヨウ素の対策もやらなければと思っております。

あと、セシウムの話ですが、セシウムはカリウムとよく似ている成分だそうです。このカリウムは、多く含まれている植物はイモ類とか大豆にあるそうです。これらをしっかりととっていると、要するに体内にカリウムがいっぱい入っていると、決してそのセシウムを引き込まない。こういった生活で放射能をやっつける。こういったのも一つの方法かと思ひ、こういった大豆を多く取り入れた食生活を気をつけていただければと思ひますし、健康な生活、規則正しい生活が免疫力を高めるわけです。こういった健康な生活をしていただくように、なお、保健所等の指導を徹底していきたくて思ひます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 質問にお答えいたします。

ただいま、村長のお話のとおり、子供たちの健康、安全ということを考えたときに、やはり健康な生活が一番大事なのかなと、こんなふうに思っています。特に、ストレスというんですか、心配が非常に過度になってくると、そちらの害よりも大きいと、専門的にはお話がありますので、十分気をつけてまいりたいと思います。

最初のご質問の中で、室内の除染、これはやはり今までもやってまいりましたけれども、手洗いやうがい、そして運動着等の汚れ、教室内のふき掃除、こういったものはやはり定期的に進めてまいりたいと思っています。

それから、放射性物質の足し算、これはおっしゃるとおりでございまして、足し算ではありませんが、特に体内に入ったものについては、我々大人で90日ぐらい、セシウムが入っている。それが染色体等を破壊するということも言われておりますが、人間が健康体であれば、染色体にも壊れたものが一時的に修復されるんだということを専門の学者が言っておりますので、まずは健康な体づくり、それにはお説のとおり食事等も含めまして、安心・安全な生活をこれから心がけていきたいと思っています。

なお、ストレスを解消するというところで、先ほどはちょっと申し上げませんでしたけれども、つい2月だったと思いますが、ことしは1泊2日でスキー教室に、子供たちが親子で行くというような事業を進めておりますので、そういう機会をとらえてできるだけ進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） 最後になりますけれども、セシウムの世界的なコンセンサスは1ミリシーベルトでございまして。その1ミリシーベルトにできるだけ近づけるように、また、鮫川の場合は、恐らくその近辺かなと思います。そういう努力が村民に安全・安心を与えるんだと思っておりますので、ぜひともこういう取り組みをお願いいたしまして、質問といたします。

ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） ここで11時15分まで休憩します。

（午前11時04分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時14分）

◇ 星 一 彌 君

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

7番、星一彌君。

〔7番 星 一彌君 登壇〕

○7番（星 一彌君） 平成24年度定例会におきまして、次の点につきまして、村長にお伺いいたします。

村の対応についてでございますけれども、東日本大震災から1年が過ぎようとしておりますが、現在も、日本列島各地において頻繁に地震が発生しております。報道によりますと、東日本大震災に匹敵する震度とも予知されており、国民はさらなる不安を抱いて、各地で防災対策も実施されております。

東京電力福島原子力発電所2号機においても燃料の崩壊熱とも報道されており、依然として低温状態には、実際は保たれていないのではないかと心配するところでございます。異常高温で温度計の故障とも伝えられておりますけれども、2号機建屋におきましては、220ミリシーベルトが今も飛散しており、県民におかれましてもさらなる不安にさらされております。

早く収束されることを望んでおりますが、その中において、徐々にではありますけれども、絆を強めながら自立する姿が見受けられるようになりました。今後は、さらなる行政の正確なる情報と指導を仰がなければなりません。

東日本大震災と放射能汚染への問題でございますので、一括してお伺いいたします。

1つ、原子力損害賠償紛争審査会が示した県を二分するねらいと、その後の経緯、そして復興交付金についてでございます。

2つ目は、各町村においても中間貯蔵施設整備が停滞している中で、本村の進めている施設への進捗状況についてをお伺いいたします。

3つ目に、前回もご質問申し上げました土壌マップの村の対応についてでございます。

4つ目に、水稲作付しない町村のある中で、平成24年度の本村の水稲の作付状況と、指示数量について伺います。

5つ目に、日本赤十字社基金より、被災地への援助事業で、肺炎球菌ワクチン接種事業が展開されておりますが、受診された人数と、最近、申し込みが非常に多くなっている。4月まで延長されるようでございますが、その内容を含めてお伺いいたします。

以上、この5点について、村長にお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員の質問にお答え申し上げます。

議員ご質問のとおり、くしくも昨年3月議会の定例会開会中に発生しました東日本大震災からはや1年が経過しようとしております。地震、津波による被害に対する復旧については、少しずつではありますが、一定の進捗が見られるようになってきておりますが、東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射能被害については、時間の経過とともに除染の問題など、一層、深刻さの度合いが増してきております。

そのような中、昨年12月6日に発表されました原子力損害賠償紛争審査会による自主的避難等にかかわる損害についての中間指針追補であります。議員ご質問のとおり、まさに県を二分する内容でありました。いわゆる線引きの要素として指針に掲げられている内容としては、自主的避難者の数の割合、福島第一原発からの距離、これまでの警戒区域、緊急時避難準備区域、計画的避難区域、特定避難勧奨地点等の近接性、線量などで、これらを総合的に勘案した結果であるというものであります。

区域の設定については、市町村単位を基準とする県内の行政区域、県北、県中、相双、いわきとしています。しかし、ご質問の二分するねらいという点については、あくまでも審査会において判断された内容でありますので、推測で申し上げることは差し控えさせていただきます。と思います。

なお、1月に県南、南会津地方の市町村で組織しました福島県白河地方・会津地方原子力損害賠償対策本部による国会議員、文部科学省、東京電力等に対する要望活動については、19日に福島市で平野文部科学大臣に対する要望活動を行い、96.3%と管内市町村で一番回収率の高い鮫川村の原子力損害賠償区域見直しに関する要望書を提出させていただきました。

25日には、東京電力への要望活動、2月21日には文部科学省、東京電力への交渉活動と要望活動を進めてきておりますが、現在のところ、前向きな回答が得られないところであります。

私といたしましても、村を代表する者として、あくまでも福島県全域の賠償を基本に活動の勢いが劣ることなく進めてまいり所存でありますので、議員の皆様方初め村民の方々のお一層のご協力をお願いするところであります。

また、国の復興交付金であります。これについては復興庁が今月2日に第1回の配分を決定し、7県59市町村に対し、総額2,509億円が交付されるようであります。今回は津波で

被災した地域の住宅整備や、産業再生などの緊急性の高い分野に絞られたため、1月末までに提出されました自治体の申請額、約3,899億円の6割にとどまったようであります。

議員ご質問の本村の対応であります。本交付金の交付の対象として挙げられます事業は、平成24年から25年度の復興事業が対象で、住宅の高台移転などの防災集団移転516億、災害公営住宅の整備1,356億円、水産、漁港関連施設の整備258億円、液状化対策、造成宅地崩落対策333億円の4事業に重点配分されていることからわかりますように、地震、津波の被害が甚大で大規模な復旧事業が必要な地域が対象とされたことから、本村ではそれにかわる有意で利用可能な事業を活用して対処することで取り組んでまいりました。結果的に、内陸部等の自治体については、激甚災害の復旧事業や耐震化など、別の予算で対応すべきだとする復興庁の見解から配分されなかったようであります。

次に、次の質問であります中間貯蔵施設の整備であります。村の仮置き場として鮫川村大字赤坂東野字小名沢地内の旧東野牧野跡地の国有林を調査した結果、予定地から一番近い人家でも500メートル離れており、周辺には耕地がないこと、また、この地域は線量が高く、早期に除染作業をしなければならない地域であることから、仮置き場の候補地として選ばせていただきました。

旧東野牧野跡地の国有林を村の仮置き場の予定地として計画していることを11月18日に区長会へ説明、12月16日には村議会へ説明、12月27日には、隣接町村である古殿町の町長に計画内容を説明しました。

仮置き場設置地元説明会を、平成24年1月19日と2月7日の2回、開催しました。仮置き場予定地の周辺住民19名に通知いたしました。1回目の出席者は12名、2回目は8名でした。地元区長さん、副区長さん、議員さん全員の出席をいただき、「ほっとはうす・さめがわ」を会場に行いました。説明会では、仮置き場予定地の選定理由、仮置きの方法と安全性について丁寧に説明をいたしましたが、仮置き場であることが、子供、親戚が帰ってこないなどの風評被害が広がってしまうなどの反対意見がありました。また、仮置き場設置反対署名の提出もありました。署名運動です。地元の同意が得られないとして、旧東野牧野跡地の国有林への仮置き場設置計画は、一度、棚上げにして中断させていただきました。

詳しい内容については、2月17日の全員協議会において説明させていただきましたので、これ以上、説明は省略させていただきます。

4月から本格的に行われる除染作業は、きょう配りました、鮫川村除染計画に基づき実施され、除染作業で発生する汚染土砂等は、地区ごとに仮置き場を確保してもらい、仮置き場

の準備ができた地区から除染作業を実施する予定であります。

しかし、既に西山区の水口地内に仮置きしてあります学校校庭等の除染で発生した土砂は、村の責任で仮置き場を設置し搬出するため、仮置き場の確保が急務と考えておりますし、これは村の責任で仮置き場を見つけないと、今、計画をしております。

新たな仮置き場の選定については、候補地を発表する前に地元関係者の意見及び要望等を聞き、合意形成を図りながら慎重に進めてまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いするところであります。

次に、土壌マップについてであります。3月1日に組長さんを通じて全戸にこの土壌の汚染マップを配布したところであります。今回は、村内250カ所を選定、土壌の1キログラム当たりのベクレルと、地上1メートルの放射線量を測定したものです。これら全村の平均値は482ベクレルで、1,000ベクレルを超えた圃場は5点という結果になりました。また、最低値が畑の20ベクレルで、最高値が草地の1,346ベクレルと、極端に高い数値は見られませんでした。このことから、永年性牧草を除き農作物作付への影響はないものと思われま。なお、同じ圃場であっても、土の採取場所が変わるだけで100ベクレル単位で変化するという結果も出ておりますので、申し添えます。このマップにつきましては、一つの目安として参考にしていただければと思います。

なお、3月14日午後7時から、村の公民館で、放射能講演会を開催することとしておりますので、議員各位もご聴講くだされば幸いかと思います。

次に、4番目の質問であります。

平成24年度の水稲作付についてであります。昨年12月から生産目標数量の配分がありまして、24年の作付可能面積は426.9ヘクタールとなり、23年の436.2ヘクタールからしますと、9.3ヘクタールの減少となりました。が、これは今まで生産目標数量をオーバーしていた町村へのペナルティーが課せられましたのが23年から25年の3年間でこの措置を是正、廃止し、一律配分するという国の方針に基づくものであります。

村では、過日の地域水田農業推進協議会におきまして、担い手農業者へは平成23年度推定台帳面積の70.5%、一般農業者へは62.5%配分することで決定をいただいたことで、現在、農家への配分作業を進めております。

次に、水稲へのおただしであります。本村の23年産米の放射能の影響については、ほとんどないとの結果を得ておりますので、昨年同様の作付をお願いしたいと考えております。

次に5番目の質問であります。肺炎球菌のおただしですが、ご質問の日本赤十字社基金及

び福島県による肺炎球菌予防ワクチン接種事業については、被災地の高齢者肺炎予防救済対策として、県医師会が窓口となって、昨年11月21日から受付を開始し、65歳以上の方を対象として実施しております。本村では、これまで延べ24の医療機関で接種されております。このうち、村診療所では272人の方が接種されており、3月まで650人の接種を見込んでおります。この予防接種は、1回の接種で5年間免疫が持続すると言われておりますので、希望される高齢者の方は、この機会に医療機関と相談の上、接種いただければと思います。

以上で、星議員の5点の質問に対してのお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 先ほど、説明をいただきました、その点について若干お聞きしたい点がございますので、ひとつよろしく願いいたします。

1年を間もなく迎える、そういう時期になりましたけれども、最近になって、東京電力あるいは霞ヶ関のいろいろな問題が大きくクローズアップされてきたようでございます。どうしても、天災イコール人災ではないのかというような、非常に厳しい言葉も発せられているようでございます。

私も過日、週間大衆のある記事を読ませていただきました。また、村長さんもお存じだと思いますけれども、東京大学の児玉教授のテレビでの放送もございました。非常に厳しい言葉が出ておるのが現状でございます。

その中で、やはり一番心配するのは、この福島原発が風化してならないということが一番大きな観点ではないのかなと。なぜならば、やはり同じ福島県、あるいはその隣接県も含めますけれども、大きな被害と風評被害に悩まされているわけなんですよね。それによって福島県を二分にするという賠償問題は、やはり行政区単位で、本当の汚染度の地域を選んだのなら、やっぱり行政単位で選んでいるのではないかなと、そういうふうに我々は懸念されます。村長はいろいろ立場があって答えられないんだろうと思いますけれども、やはりそういうところの中身が見え隠れするわけでございます。

この賠償問題も、あるいは近い将来に東京電力のこの被害と切り離されるんではないか。ひょっとしたら、賠償金で一切、縁を切られるのではないかなと、そういう懸念も心配されます。なぜならば、やはり今まで賠償審査会が一応決めておいた、妊婦の方々に40万から20万にアップしたと。これは当然避難した人が対象ではあると思いますけれども、やはりそこで東京電力のねらいはあるんではないかなと。

今後、やはり東電、注意をして、30年、40年かかるこの原発問題にきちっと目を向けても

らう、そういうようなことが必要だと思いますけれども、村長の決意をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星議員の再質問であります。私は、議員の考えどおり、この原子力事故は天災ではない、人災だと思っております。そしてこれは一企業の責任ではなく、国の責任も大きいのではないかと思いますし、当然、私は東京電力に、いつも議長と一緒に紛争審査委員会の線引きがもつてのほかだということで小言を言ってきましたが、実は東京電力は一つの企業でありますし、あの企業の責任ばかりではないと思います。しっかりとあれを指導監督しなければならない文部科学省、保安委員会の責任がかなり高いのではないかと。ですから、私はどちらかというとな国策だと。国がこの損害賠償を線引きすることなく支払うべきだと、そう思っていますし、常にそういう構えで東京電力に、私、文句、文句は余り言ったことない、ちょっとだけ文句言ったかな、東京電力よりは文部科学省、あんたらが悪いんだと、そのような行動で、これは原子力産業は国策なんだと。ですからその辺をしっかりと考え、国の責任でもって賠償していただきたい。線引きなんてもつてのほかだと、こういうお願いをしております。ですから、これは特に県選出の国会議員の先生方にもそういうスタンスで福島県を分断するような二分化するようなことはしないように、これはお願いしているところであります。

どうぞ、議員の皆さん方もそういったことで福島県を二分するようなことなく、支払うということで、国会議員の先生方にも働きかけていただければと思いますし、国の責任が、本当に東京電力より国の責任のほうが大きいんだと、この原子力産業は国家プロジェクトでやっているんだと、そういう思いであります。

そういったことでお答えさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） 我々も、立場上、機会があるごとに、やはり福島県は1つだよというように、力強くやっぱり進めるべきだと、こういうふうに考えております。

今後の村長の活躍もご期待を申し上げます。

続きまして、国のほうの復興基金についてお伺いしたいと思います。この規模は2兆円の、多分、予想だったと思いますけれども、第一次が締め切られまして、福島県に603億円が、本県に配付されることになったようでございます。これは申請によって6割分ぐらいに抑えられたと、そういうふうに報道でありますけれども、第二次申請につきましても、福島

県では41市町村が申請されている。非常に残念なのは、この鮫川村がなぜ応募しなかったのか。その辺の内容をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星議員の再質問であります。この復興交付金に応募しなかったのかということだけでなく、いろいろ応募もさせていただきました。例えば、道路の289の深沢地区の改修等であります。こういった事業より、この復興交付金というのは、被害のたくさんあった津波やあるいは地震等で被害のあった地区、特に浜通り、相双地区に多いんです。こういった相双地区、あるいは中通りも一部、地震の大きかった二本松とか本宮、須賀川、矢吹あたりも多いんですけれども、こんな地区、ああいった内陸部には薄いんです。こういったところにむやみに入らないで、それはそれなりの災害に合った交付金があったものですから、こういったことで、無理な割り込みするよりは、鮫川の状態に合った事業に手を挙げさせていただきました。

決して、復興交付金と同じような効率な補助事業に職員がしっかりとアンテナを高くして見つけて取り組みさせていただきました。この辺も、23年度の補正予算で提案させていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） この交付金というのは、27年度で終わってしまうんですね。ですから、これはひもつきでないというのが一番特徴的なことですから、鮫川の部分を置きかえた場合には、県の補助金を使って、堆肥センターあるいは「さぎり荘」のまきボイラーにしたわけですから、当然、要望してもよかったのかなと感じておりますが、違う予算がついているということで、ひとつ安堵いたしましたので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、木の葉の処理問題ですが、今、村長さんのお話をお聞きする限りにおいては、仮置き場は各行政区でということによろしいんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 議員さん方には、この全員協議会の際に、あの仮置き場のお話をさせていただきましたが、特に折衝の段階になりまして、交渉の段階になりましてからは、東野の議員さんだけをお願いして、交渉の場にも臨ませて、参加させていただきました。こういったことで、説明はしなかったんですが、区長会の席で、実はこういった、中間への広報等に掲載しておりました。ですから、区長さん方も村で見つかったのかという心配もしておりましたから、実はああいったことで広報に掲載して、地域に説明する前に載せたということも、

地域の皆さんの構えていた、お叱りを受けた一つの原因にあったようです。この辺、まことに申しわけないけれども、ああいった事情であの地域の理解は得られなかったから、これから、空間線量マップ、これをお見せしながらお話をさせていただきました。

鮫川村では西山、中野、富田、渡瀬地区はそれほど線量が、年間1ミリシーベルト内の地域が多いんです。1ミリシーベルトを越すような地域は、東野と青生野地区に多いわけです。こういったところで、その地区の皆さん方に積極的に仮置き場を見つけてもらって、そういう高い地域から除染活動をしたい、そういったことで、東野を選ばせてもらった、唐露を選ばせてもらったというのは、唐露地区が鮫川村では一番高い地区だから、皆さんの地区から除染をしなくてはならない。ですから、こういったことで選ばせてもらって、鮫川の恐らくそれを除いた、東野、青生野地区を除いた地区の除染のされたものは、そんな大量にはないと思います。ですから、各大字ごとに必要な除染作業は取り組んでもらって、置き場も各大字で見つけてもらいたい、そういうお願いは区長さんにしておきました。

ですから、どうぞ皆さん方もそういった考えで仮置き場が村で責任を持って見つかるまでは、除染作業取り組まないでなく、除染作業を取り組みたい地区は自分らで、自分の地区で仮置き場を見つける、そういったスタンスで村の除染作業に取り組んでいきたいと思います。

これはやはり1ミリを越す地区は鮫川にも2割ほどございます。こういった地区の皆さんには早く取り組んでもらわなければならないと思います。この地区の皆さんの理解、自分の高い線量の地区は自分で始末をする、そういった思いでご協力をいただければと思って提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） 木の葉の問題は、非常に地域によって高い地域と、まばらなようがございますけれども、最近になって、まきの灰から非常に高い線量が出ているというのが報道されておりますけれども、鮫川でも実際、「さぎり荘」のまきボイラーを使っているわけですが、鮫川ではどのくらいの放射線量があるのでしょうか。ちょっとお聞きしたいんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 大変、このまきボイラー、再生可能なバイオマス燃料ということでも大事なこれからの手段かと思えますし、こういった環境を考えますときに、やはり再生可能エネルギーに依存する、そんな環境づくりに取り組まなければならないと思っています。

今、心配なのが、線量の高いまきを燃してどうなんだということですが、残灰には、8,000ベクレルに達するような線量は確認されませんでした。ただ、8,000ベクレル以下であっても、余り皆さんの目に触れるような取り扱いほしないように、一時保管ということで、ビニール袋に入れ、あるいはビニール袋に入れてから後にコンテナの袋に入れて、トンバツグというんですか、あの袋に入れて、今、仮保管しております。

8,000ベクレルを超えて、最終的には東白衛生組合の処分場に持っていっても処分はしてもらえと思いますが、仮置きはできればそこに申し込んだほうがいいのかと、そういう思いでおりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） 時間も迫っておりますので、少しちょっと割愛させてもらって、3番目にある土壤汚染マップの対応なんですけれども、この前、汚染マップが手元に届きました。そこでやはり、かなり地域によっては高いところがあると思うんです。なぜかという、非常に今、騒がれているのは、低線量の地域でも絶対安心はできないよということなんです。やはり、この体内に入ったセシウムというものは、どうしてもいろいろな管等について流れる部分があるんです。ついた部分に対しては、やはり反応するということですから、低線量の地域は絶対安心してはならないという、週刊誌なんかでも非常に騒いでいます。

特に、福島はこの原発というのは、スリーマイル島、あるいはチェルノブイリよりもむしろこの先が非常に心配だというような専門学者もいるようです。ですから、あえてこの鮫川の土壤の汚染マップが出てきたようですが、これから農家の人がことしの春から作付するわけですね。そのために、いろいろ個人なりに除染活動をしながらやると思うんです。その中で、村で今後どういうふうな対応で応援していこうとしているのか、そのお考えがあればひとつ伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星議員の再質問であります。土壤マップはできたと。この線量の高い地域をどのように除染していくかという質問であります。まず一番気になるのは、しなければならないのが、採草地の牧草地の除染作業かと思えます。この牧草地は、去年の三番草で500ベクレルありましたし、この土壤マップでも1,000ベクレルを超しているような地区が多いようであります。これは、天地返しによって半減化、あるいは3分の1化できるそうです。500ベクレル以下になれば牧草をまいても刈り取ることができるのではないかと考えております。1,000ベクレルですと、今の基準値が100ベクレルですからかなり厳しいの

ではないかと思っております。そういったことで、牧草のうない直しというんですか、耕起をして、恐らくプラウをかけるようになると思いますけれども、プラウをかけてもらって、ロータリーをかけて更新してもらって、そういった作業が、これは伴うのではないのかと思います。

これには、差し当たり、村で助成をしておいて、あるいはその助成金は全部東電に請求する、そういう構えで皆さんと相談しながら取り組まなければならない課題かと思えます。

あと、畑とか田んぼの線量は1,000ベクレル以下でありますので、これは作物を栽培するには、米とか野菜等には影響ないのではないかと思いますし、また、高い地域は一部あります。西野の見渡付近とか、こういった地区での皆さんには、カリウムの取り入れにくいような作業の方法を指導していくのも一つの方法かと思えます。堆肥の1回の施用を4キロから10キロぐらいにする、そういった方法でセシウムをとりやすくする稲づくり、あるいは野菜づくりの指導ということを考えております。

また、大変なのは、草地の更新かと思えます。更新しなければ、採草、飼料として与えることのできない、鮫川の土壌マップによりますと、そういったようになっているようであります。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） この除染に関しましては、幾とおりもあると思うんです。例えば、表土を掃いた場合は、3センチから5センチくらい表土を掃きます。確かに線量は低くなると思います。しかし、その残土の処理が問題だということもやはり懸念されます。それから、反転する、いわゆる深くなった場合にはどうかといえば、やはり長いうちには、それが沈んで極端に言えば飲料水に流れる可能性もあると、そういう心配も懸念されるわけでございますし、植物に吸わせてそれを吸収するかといえば、やはり水に溶けない部分しか植物には吸収しないそうです。土壌に付着した分はそっくり残るといような問題もありますし、一番いいのは、しろかきやって、その水を捨ててということになるそうなんです。そうになると、やはり水を伝えていくということは、汚染のかけ流しにつながるのではないかと、そういう懸念も心配されております。

鮫川でも、松本農法で土壌の常在菌でセシウム半減ということで報道されておりますけれども、かなり効果が出るのではないかなと、そういうふうにご期待申し上げます。

では、一番最後の問題に移らせていただきます。

赤十字社による肺炎球菌のワクチンの関係なんです。今朝の報道によりますと、3月に

なって非常に駆け込み者が多くなって、3月いっぱいでは処理ができない、足りなくなってしまって4月にずれ込むというような新聞報道もあるようでございますが、ただ、そこで、65歳からの該当になるそうですが、ちょっと話に聞きますと、鮫川村が65歳から69歳までの方は受け入れないのではないかというような報道もありますけれども、その辺がわかりましたらお聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 鮫川村も去年から、国・県の補助が出たと同時に、この65歳以上の高齢者の予防接種は無料ということで取り扱っておりますので、ぜひ接種を受けていただければと思います。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） 実は、ある医療機関から聞いたんですが、東郡はみんな65歳からなっているんですが、鮫川が65歳から69歳までは加入していないよと、そういうような報道なんです。福島県で3町村とか4町村が加入していないというんです。じゃ、どこに加入しない要因があるのか。ちょっとお医者さんで聞いてみたんですが、鮫川に人は65歳から69歳までの人は元気だから加入しなかったんでしょうという答えが来たんですけども、そういう問題ではないと思うんですが、65歳から加入しているということですか。

○村長（大樂勝弘君） それは医療機関の間違いです。

○7番（星 一彌君） あ、そうですか。私は断られたんですが、私は70歳になっているんだからいいんだけども、65歳から69歳の人が鮫川は加入していないですよということをはっきり言われました。ですから、この鮫川の状況はどうなっているのかということで聞いたわけです。

加入しているとすればお医者さんの間違いかもしれませんが、長時間にわたってご質問いたしました。今後、村の、この厳しい時期にますます村のご努力を期待しまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） ここで午後1時まで休憩します。

(午前11時56分)

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 前 田 雅 秀 君

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

3番、前田雅秀君。

〔3番 前田雅秀君 登壇〕

○3番（前田雅秀君） 平成24年度第1回3月定例会において、一般質問を、3番、前田が行います。

1つ目に、平成24年度の村づくりの方針について。

東日本大震災からもう少しで1年目を迎えようとしておりますが、なお、原子力災害のつめ跡は深く、原発事故が福島県内の農業や畜産業はもちろん、さまざまな分野の産業に及ぼした損害は風評被害なども考えますと、はかり知れないものがあります。

福島県は、平成24年度を復興元年としており、鮫川村もさまざまな困難を乗り越え、これまで以上に安全で安心な村づくりに取り組まなければなりません。

そこで、平成24年度の当初予算においては、どのような視点に立ち、震災からの復興を展開していくのか、施策の基本的な方針についてお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 3番、前田雅秀議員の1つ目の震災からの復興についての質問にお答えいたします。

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、多量の放射性物質が放出されたため、環境汚染により農畜産物の出荷制限がされるなど、本村においても甚大な被害となりました。原子力災害による影響は、健康への不安を初めとして、農林業、商工業、教育など、あらゆる分野に及んでいます。この原子力災害からの復興を目指して、鮫川村復興計画を策定することとしております。去る2月17日に議会全員協議会でご説明申し上げたところであります。

震災からの復興の基本構想と平成24年度予算における主な施策について申し上げます。

復興基本構想の第1点は、村民の健康、暮らしを守ることです。環境、放射能測定を継続し、情報公開を行います。また、住民健診の検査項目を充実する事業、学校給食食材の放射線量検査を行うため、測定機器と人員を配置する事業、防災・減災対策事業として、防災無線のデジタル化、移動車載無線等を整備する事業、通学路・村道の除染、線量の高い地域の住宅周辺の除染事業などに取り組むこととしております。

基本構想の第2点目は、風評被害克服、農林業の再生、産業振興に取り組むことでありま

す。この3月中に、消費者庁から食品の放射能測定機器1台が配置されます。これらの測定機器の整備による農産物のモニタリングとデータ集積事業、独自産業化による特産品づくり、首都圏でのアンテナショップ開設事業、木の葉回収による山林除染事業、堆肥センター指定管理事業、堆肥栽培奨励などを予算に盛り込みました。産業振興においては、鹿角平クロスカントリーを生かした合宿誘致の事業、特産品づくり補助事業などにより、地元商工業者の振興が図れるようにしたいと考えています。

基本構想の第3点目は、放射能による影響を克服する美しい村づくりと交流事業の促進であります。本村の美しい農村景観を維持するために、中山間地直接支払制度は大事な事業と考えております。また、フォトコンテストや郷土料理を楽しむ会は、本村の美しい景観と豊かな食文化を発信する事業であります。本村の魅力を広げる交流事業については、東京農大との連携活動を継続することや、東京都北区の食生活改善グループの方に鮫川村においていただくモニターツアーを計画しております。

基本構想の第4点目は、再生可能エネルギーの導入促進であります。原発事故の反省から、福島県では脱原発社会の実現を証明しました。これから、再生可能エネルギーの活用が促進されるものと思います。平成24年度の予算では、一般家庭の太陽光発電設置補助を行うことにしました。今のところ、申請中ではありますが、役場、学校への太陽光発電施設の導入も図ってまいります。また、木質バイオマスの活用を図る薪ステーション設置事業に取り組むこととしております。

基本構想の5点目は、原発事故に対する賠償が適切に行われることであります。今後も東電の責任において、原子力損害賠償にかかわる相談会を開催するように求めたいと思います。酪農組合、農協、養畜などの組織的な損害賠償は進んでいるようですが、個人への賠償など引き続き支援をしてまいりたいと思います。さらには、原発事故に伴う国の住民賠償を行うよう、国と東電に対し、繰り返し要求運動を行ってきましたが、今なお、実現していません。今後とも県内全域、全県民に支払うよう求めていきたいと考えております。

以上、原子力災害からの復興についての平成24年度の予算編成の方針を申し上げて、1つ目の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○3番（前田雅秀君） 風評被害や損害、また、農用地利用集積計画などするためには、農地基本台帳が必要でございますが、鮫川村ではこれを作成しているのかどうか。

また、鮫川村復興計画案の中で、妊婦、子供を放射能から守るとあります。鮫川村を子育

ての地に選んでくれたお母さんや子供さんたち、精神的な面を支える心のケア事業があると伺いました。その具体策は。また、お母さんたちの声の集約方法はどのようにされるのか。

また、子供たちは、子育てをするお母さんたちは、口の中に入れるもの、また、肌に触れるものに対しては、とても不安がっておると聞いております。そういう中で、赤ちゃんのミルクの調乳用に水なんかも買っていると聞いております。離乳食はレトルト食品を使うというようなこともされているそうでございます。経済的な負担はかなり大きくなっているというような声が十分聞こえてきております。また、洗濯物は外で余り干さないとか、散歩に出るのも不安であるというような声も聞いております。そういったことへの具体策はどのように考えているのか、村長にお伺いをします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

○村長（大樂勝弘君） まず、3番、前田議員の再質問であります。

土地の基本台帳はできているのかという質問であります。これは土地改良区にはしっかりと整えておりますし、農林課に行けばいつでも閲覧できると思います。

次の、子育て中のお母さんの健康管理あるいは相談に応じる窓口はの質問であります。まず、余り過敏症にならないように、私は鮫川村は年間1ミリシーベルトに満たない地域であります。5ミリシーベルトを超さない限り、外で乾燥ものをしてしても全然影響はないそうあります。ですから、鮫川村は1ミリシーベルトに満たない地域でありますから、当然、それで洗濯物を干しても健康には被害ない。また、水を買ってペットボトルで飲ませているお母さんもいるそうですが、鮫川村は今のところ、村の水道水からはヨウ素、セシウム等は検出されておられません。ですから、鮫川村はとても安全な地域ですから、こういった支援は考えていないのか、今のところであります。

ただ、これから先、鮫川の水源地に異常があった場合、そういった線量が少しでも確認された場合には、そういったことも考えなければならないかと思っております。

今のところ、鮫川の水からは検出されていないのが、あと、これ、きのう、電話入った話ですが、私が2月24日の県の町村会長の大会の後に県南保健福祉部長にも会ってきました。これは先ほど申し上げましたように、余り線量の低い地域でも、高い地域と同じような感覚で、何とも放射能が怖くて夜も眠れない村民がいる。もう少し具体的にシーベルトとかセシウム、ヨウ素、闘うにも相手の欠点がわからない。その辺を十分説明してくれるような講師の先生はいないかということをお願いしてきました。

24日に県立医大の放射線科の専門の先生が来て、ここに子育て世代の保育所の先生には連

絡しまして、保護者の皆さんにぜひ声かけてくださいという連絡しました。もちろん、これから、3月24日の話ですから、小学校、中学校にも呼びかけて、皆さんに受講してもらうように。時間は24日の午後7時ごろを予定しております。こういったことで、しっかりとその弱いところ、また、気をつけなければならないところ、また、安心していいところ、その辺をしっかりと学んでいただければと思います。

村では、今、フレッシュママの教室を実施しております。こういったところで、いろいろ子育てに、あるいは放射能に心配なお母さん方の相談に乗っていただける教室かと思っております。

以上で、お答えさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○3番（前田雅秀君） どうぞ、次の世代を担う子供たちでございまして、手厚い支援をお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

除染土の仮置き場について。

国は、昨年12月28日に放射性物質に汚染された土壌などの廃棄物を保管する中間貯蔵施設を福島県双葉郡内に建設する考えを示したところであります。他方、県内の市町村においては、現在、除染実施計画の策定が順次進行しているところであります。

しかしながら、市町村単位の除染作業で生じる土砂などを保管する仮置き場について、住民の合意がなかなか得られないことが、各市町村で問題となっていると聞いております。

鮫川村においても例外でなく、住民理解が大変厳しい現状でありますが、この点について幾つかお伺いいたします。

1つ目に、鮫川村の除染実施計画の策定は、現在どのような状況なのか。

2つ目に、汚染土砂等の仮置き場、何カ所設置予定なのか。また、予定している仮置き場の所在地はどこなのか。

3番目に、仮置き場はすべて村有地なのか。

4つ目に、仮置き場設置にかかわる周辺住民への合意形成はどのように進めてきたのか、また、今後、どのように進めていくのかをお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

○村長（大樂勝弘君） 3番、前田雅秀議員の2つ目の質問であります。

まず、鮫川村の除染実施計画の策定でありますが、鮫川村除染実施計画は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出されました放射

性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法に基づき、追加被曝線量が年間1ミリシーベルト以上で、空間線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域を、汚染状況重点調査地域として、環境大臣より、平成23年12月28日に鮫川村が指定されました。

村は、指定を受ける前に、環境放射線モニタリングを、国が定める方法により村内208カ所について、11月16日から17日にかけて調査、測定をしました。測定結果については、鮫川村空間線量測定マップとして、12月1日に全戸へ配布してあります。村では、文部科学省の航空機モニタリング結果を参考にして、村が実施しました環境放射線モニタリング結果をもとに空間線量率が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域を新たに除染対象地域として指定し、除染方針、除染目標、除染方法などを定めた鮫川村除染実施計画の素案がまとまりました。

庁内の所属長による検討会を経て、2月28日の区長会で計画内容を説明しました。今回の定例会資料として、鮫川村除染実施計画を配付してありますので、後で見ていただきたいと思います。また、計画内容を説明する時間をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、仮置き場についての答弁であります。仮置き場の設置数についてですが、これからの除染は、地区ごとに仮置き場の設置をお願いしますので、地区ごとの仮置き場は複数箇所になる見込みです。村が設置する仮置き場は1カ所になります。

次に、地区ごとの仮置き場、及び村が設置する仮置き場の候補地ですが、現在のところは、予定は未定であります。

次に、仮置き場設置場所ですが、地元の皆さんに同意が得られるのであれば、村有地に限らず民地でも国有地でもと考えております。

4番目の仮置き場設置にかかわる周辺住民の合意形成については、先ほど、7番、星一彌議員の質問で仮置き場の進捗状況についての中でも答弁しましたので、省略させていただきます。

以上で、3番、前田議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○3番（前田雅秀君） 3番、前田です。

1月19日、仮置き場の予定だった説明会がございました。

そういう中で、私は1月17日に、仮置き場の予定地である東野牧野に地元の人、数人と一緒に仮置き場周辺を見てきました。周辺地はきれいに整備されておりましたし、測量もされ

ていたように思います。その費用はどのくらいかかっているのか。

また、1月19日の説明会があるということでしたが、葉貫地区、地図を見てもらってマーキングしておきましたが、葉貫地区から最も近いような、現地からもっと近い、大石草地区とか、遠ヶ竜地区がどうしてこの1月19日の説明会には呼ばなかったのか、また、説明されなかったのか。

たしか、12月の定例会の中で、村長が答弁の中で、周辺地区住民には説明を十分にしますよというようなお答えをされておりました。議会だより127号にも載っているとおりでございます。また、2月7日の説明会でありますが、冒頭の村長あいさつの中で、勉強会にしますよということで、勉強会の中で総務課長さんが、中野地区においては区長さんとお話して、地区住民とお話をし、皆さんと十分に説明をされたということで、1カ所、仮置き、一時的に置いておくというようなこともお聞きになりました。水路もありますし、水路周辺の方にも説明をされたとありますが、それは場所はどこなのかお伺いいたします。

また、もう一つは、西山地区に一時的に置かれている場所がございます。置く前に十分な住民との対話がなされたのかどうかをお聞きします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

○村長（大樂勝弘君） 3番、前田議員の再質問であります。

3点についてお答え申し上げます。

まず、唐露地区の仮置き場の候補地として選んで、皆様方に12月にお伝えしたとおりであります。その後で、住民説明ということでしたが、その住民説明で、大石草、遠ヶ竜地区が抜けたのではないかというご指摘であります。私は、付近住民は唐露、葉貫、あとは戸草の一部の人、その辺が近い住民かな、周辺かなと、あの水の流れ、あと距離、それを勘案しまして、唐露の人たち、葉貫の人たちで十分かなと、そういう判断をして、大石草、遠ヶ竜には声をかけなかったということでもあります。これは私の判断です。私が大石草、遠ヶ竜の人は離れているから説明の必要なしと、こういうことでもあります。

あと、次の中野の仮置き場ですが、これは前田議員は知っての質問かと思いますが、鮫川村の昔の旧石採り場の跡であります。

次に、3番の西山地区の校庭を除染したあの仮置き場は住民説明はあったのかという話ですが、これは全くしませんでした。これは私は、除染したという意識は全くありませんでした。鮫川村の0.2、青生野地区で0.2でした。あとは0.15、そういったとても線量の低い、きのうまで子供たちがしっかりと遊んでいた校庭の土であります。こういったことで、除染と

いうか、子供たちにはゼロが一番だ、低線量であっても線量がある。ゼロが一番いいということで、残土扱い、普通の土の扱いで、そういう感覚で、私は処理をしてしまいました。

これは、決して、今、考えますと、正しい方法ではなかったかと思えます。この辺、反省しております。こういったことで住民説明がなかった。そういったことです。

唐露地区の測量費で今までかかった費用は幾らかというおたただしですが、これは、あの場所に校庭の土が150トンあります。あと、木の葉の線量、これから先の除染を考えますと、ハウス2棟ぐらい必要なと、そういう思いで、200平米ほど必要なと考えました。そうしたことで、測量するのに60万ほどかけております。これは後で東京電力のほうに請求したいと考えております。60万です。

あとは、何回か森林管理署、あるいは前橋営林局の次長さんも鮫川村、2回ほどおいでいただきました。こういった費用は国が持つんですけれども、大変、皆さんにも大変心配をかけていて申しわけないと思っています。

ただ、今、棚上げという形で、あそこの土地も最終的にはああいった唐露地区、あるいは遠ヶ竜の人たちが除染したときの仮置き場にもしかして利用したらどうかと、こういう思いでもおります。この辺、東野の議員に皆さん方、そういったことをご指導いただければと思っております。

そういった仮置き場がないと、あの地区の除染は進まないと思えますし、なかなか個人的な民地での仮置き場は難しいと思えますので、あの辺が一番、適しているのではないかと、私は今も思っておりますので、こういったご協力、ご指導いただければと思えます。

以上です。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○3番（前田雅秀君） 最初、村長が周辺住民の説明のときに、距離というようなことを申しましたが、葉貫地区と大石草、遠ヶ竜、これは半分ぐらいなんですよね、距離的にです。それはそれでいいですが。

仮置き場が県内で決まっているのが2カ所でございます。泉崎村と会津坂下町でございます。そういうふう聞いておりますが、候補地の選択には、トップダウンではなくて、住民の理解が得られるように、ボトムアップで皆様の知恵をおかりしながら同意を得られるよう望みまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

◇ 蛭田武彦君

○議長（前田三郎君） 6番、蛭田武彦君。

〔6番 蛭田武彦君 登壇〕

○6番（蛭田武彦君） 若人たちの減少を防ぐためにについて、質問をさせていただきます。

恒例行事であります、第64回鮫川村成人式が1月に開催されました。めでたく新成人54名の皆さんが大人の仲間入りを果たされました。その式典に参加させていただき、これからの活躍と次世代の担い手として期待を抱いたところでもあります。

名簿を拝見いたしました。それによりますと、既に村外に住所移動をなされている方15名、村内住所の方が39名であります。村内外に通勤されている方、または勉学をなされている方とさまざまであるようです。

今後も、毎年、数十人の方が成人式を迎えるに当たり、一人でも多くの方が村内に、さらには近隣の町に就職された若人の人口減少を防ぐために、若人の定住支援策として、住宅の取得、または住宅建築、住宅購入ができるような一定、次男次女の皆さんの方に、一定条件つきの特例対策を講じるべきと思いますが、村長に伺います。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 6番、蛭田武彦議員の質問にお答えをさせていただきます。

村では、若者の定住対策としてこれまでも各種の施策に取り組んでまいりました。若者が住みたくなる、魅力ある公営住宅の建設や、定住促進住宅の整備もその一つです。携帯電話のエリア整備も定住条件整備の一つです。快適にインターネットが使えるようにするための光ファイバーの整備もしかりです。子育てしやすい環境づくりの取り組みも定住対策にとって重要な施策です。

さまざまな角度から、若者が住みやすい村、住みたくなる村づくりに取り組んでいるところではありますが、さらなる若者の村内の定住を誘導促進するため、蛭田議員ご指摘のような宅地の取得や住宅建築、住宅購入に対しての支援策も検討しなければならない大事なことと考えてはおります。

他町村の例を見てみますと、住宅の建築や宅地の取得に対しまして、一部の自治体では助成しているところもあります。例えば、矢吹町では、夫婦の平均年齢が40歳以下の方を対象に取得した宅地や住宅の要件によって、年に5万から30万を3年間、町外から転入した方には5年間助成しているそうです。平成22年度は30件、平成23年度も25件の実績があり、5年

間で100件以上の実績となっているようです。この制度は、今年度までの5年間の事業だったようですが、来年度以降も内容を一部見直した上で継続するようであります。

また、隣の古殿町では、町の材を使用した住宅に対する補助制度があります。これは林業振興が目的で始まった制度で、住宅または併用住宅で、延べ床面積が33平方メートル以上の新築または増築、町産材を5立方メートル以上使用していること、町内の建築業者が施工することなどの要件に当てはまる場合に補助するものです。補助金額は、新築の場合が50万だそうです。増築の場合は30万。建築主が町外から転入した場合には、家族1人当たり5万円を加算するそうです。昨年度は5件、今年度は1件の実績のようです。

2つの町の例を紹介しましたが、補助金の効果についてはよくわからないと町の担当者は話しておりました。補助金がなかったらどうだったのか、補助金があったからこれだけの実績があったのか。それについてはもっと分析が必要のようであります。

村内には住宅用地が少ないため、村でも宅地の造成、分譲を行ってきました。現在は、宿ノ入地内の宅地を分譲していますが、全4区画のうち、これまでに販売できたのは1区画だけです。分譲価格は他町村の類似のものに比べてもかなり安く設定しておりますが、現在の社会情勢や経済状況などの影響もあると思いますが、販売は芳しくありません。このような土地を若者が求めやすくするためにも、何らかの特例的な対策が必要かもしれません。宅地や住宅の取得に対しまして村の助成があれば、村内に家を建てる動機づけ、きっかけになり、定住対策に効果があるかもしれません。

ただ、心配なのは、個人の財産取得に対して村が助成するという点については、公平性の点からもよく検討しなければならないのではないかと思います。また、村の財政面からも慎重に検討しなければならないと思います。若者の定住にどのような対策が一番有効なのか、議員の皆さんといろいろ交えながら、アイデアを出していただきながら、一緒にこの問題も考えていかなければならないのかなと承知しております。

以上で、6番、蛭田武彦議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 蛭田君。

○6番（蛭田武彦君） ただいまの答弁、さらに私のこの質問に対して、議会だより、それから議会議事録、あれに目を通しました。果たして、今回もまた、こういう関連したようなこういうことを質問していいのかと、いろいろ考えました。しかしどうしてもあきらめきれなくて、再度、また質問をしたわけです。

というのは、若者に対する住宅とかいろいろなことは、村でも大変、よく目を通して、ま

た建て直したりして結構ふえております。しかしながら、これから角度、同じ事業でも角度を見た、考え方をお願いしたいなと思って。それはどういうことかという、住宅地というか借地では、これはもう一生、そういう形でいくような感じだと私は思います。やはり若者を定住させるというのは、土地を求め、さらに家を建てるということは、今の世の中、大変なことだと思うんです。それで、せめて土地だけでも、村有地というんですか、そういうのに村に力を入れて。

それから、いろいろ目を通したことなんですけれども、前の答弁の中で、分譲住宅地は定住人口対策として有効であると認識しているの、各地域の状況を分析し、事業の実績に向け検討したいと、こう答弁している。あとは、また別に、オーダーメイド方式で造成も可能であると考えているということも話しておられます。

それから、村の中心地ばかりをあげるとこれは村民に対して不公平になると思うんですけれども、中心部の空洞化、いろいろな議員さんもいろいろな形で関連した質問をされております。この問題に対しても、早急に対策を検討するというような答弁内容でございました。このような考え方を、現在もお持ちか、率直な考え方をもう一度伺いたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 6番、蛭田武彦議員の再質問であります。まず、私は今も思っておりますが、公営住宅の建設というのは、定住人口の確保にはとてもいい手段だと思っております。ただ、ご指摘のとおり、こういう住宅は何年入っていても自分のものにはなりません。こういったことで、視点を変えてみて、個人の財産の取得のために、宅地を分譲して家を建ててもらい、そういったのもひとつ、今、質問を聞きながら、考えさせられる、一部ありました。確かに容易でない若者でも、公営住宅の家賃を払ってれば、ずっとそのまま借家人ですね、ですから、宅地を分譲して、安い宅地で、そこに家を建ててもらって頑張ってもらい。そういったのも一つの方法かなと思っております。その辺、皆さんと相談しながら、新たな検討で。

ただ、分譲地を用意して待っている、なかなか鮫川が急傾斜が多くて、なかなか住宅地に向いているような土地はないんですね。ですから、それぞれの地区で要望があった地区で、オーダーメイド式で注文があった場合に即要望に応じて造成してやる、そういったのも一つの方法かなと思ったりしております。

なかなか、どうぞという宅地を分譲して待っている、待っているがなかなか入居者がいな

い、そういうジレンマにも、今、襲われております。その辺、ぜひ、ご相談、アイデアを提供していただければと思います。

あと、とても大事なものは、中心市街地の新宿、広畑の空洞化です。これ、高齢化になりまして空き家が今、目立っております。こういったところをいかに、あそこがやっぱり村の中心地ですから、これを活性化しないと、村の商店会の活性化はないと思います。こういったのはしっかりと商店会と相談しながら、あるいは皆さん、空き家でも盆と正月ぐらいは帰ってくるんでは、その家族の理解も必要なんです。盆、正月に帰ってくるところに、ああやって空き家さらしておいていいのか、もうちょっと上手に使えないか。そういったのを持ち主とよく相談しながら、そして商店街の発展には、これは欠かせない要件だと思います。この辺、しっかりと皆さんと相談しながら、新宿、広畑の振興を考えていきたいと思っております。

これは第4次の村の振興計画にあてての重要な位置を占めるのではないかと考えております。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 蛭田君。

○6番（蛭田武彦君） それでは、最後になりますけれども、今の答弁、そして我々、どうしてもという考えもあるし、だからといってすぐにできる問題でもないもので、これは時間をかけて、皆さんとともに近づいていくような方法で。

ちょっとNHKテレビニュースの中で、二十代後半の人に聞き取り調査をしたと。意外な多くの言葉は何かといったらば、生きる目的が欲しいという言葉だったそうです。将来、そして現在の我が状況から出た言葉だと、私は素直に受けとめました。我が村の若人たちの減少を防ぐため、特例対策の実現と期待をいたしまして、6番、質問を終わります。

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（前田三郎君） 8番、関根政雄君。

[8番 関根政雄君 登壇]

○8番（関根政雄君） 今般の定例議会におきまして、3点ほど一般質問をいたします。

まず第1点目でありますけれども、新年度における教育指針についての質問であります。

青少年の人材育成、学校と地域の教育力の向上、さらに生涯学習を含む社会教育の充実は、本村の将来を担うための最優先的課題であります。

平成24年度の教育指針の策定に当たって、次の各点についてお伺いいたします。

第1点目、幼児教育、学校教育における新規事業を含めた教育計画についてお伺いいたし

ます。

第2点目、生涯学習、スポーツ教育の計画についてお尋ねいたします。

第3点目、大災害を貴重な教訓として、防災教育や道徳教育に生かし、そして次の世代につなげるべきと考えておりますが、その計画があるのかお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 8番、関根政雄議員さんの第1番目の3つのご質問にお答えいたします。

まず、教育の課題を最優先的とお考えの関根議員に敬意を表するものであります。

さて、1番目の幼児教育、学校教育における新規事業を含めた教育計画についてであります。幼稚園並びに小中学校の教育計画は、日本国憲法などの国の法令及び条例、それから文部科学大臣が公示する学習指導要領に基づき、地域の実態を考慮して、学校の長、校長の責任において作成することになっております。村の教育委員会は、それぞれの学校の教育効果が十分に達成できるよう支援する立場にあります。

平成24年度の教育計画作成に当たり、これまでの実績を踏まえて大きく3つのことについてお願いし、校長会、あるいは各種研究会等で理解を図ってきております。

1つ目は、毎日行われる授業の充実を図り、どの子ども学校が大好き、勉強が大好きという子供を育てる工夫、改善することです。具体的には、教師集団としての指導力の向上を図り、児童生徒がよくわかるようにして、説明を聞くだけでなく、体験型の学習も一層重視していこうということを重点としております。

2つ目は、言葉を大事にし、子供の発達を踏まえて、自分も他人も大事にするという人間と、人間関係力を育てることです。具体的には、必要なことを必要に応じて伝えたり、聞くことができたり、感じたりする力の育成であります。

3つ目は、安心・安全、生命尊重の教育を一層充実することです。それには、前の2つとも重なりますが、知識の注入だけでなく、危険や命の大切さなどについて、それらに気づき感じる力、視点を育て、やがて自立できるように育てたいと考えております。

次に、大きい2つ目の青年活動の支援や生涯学習、スポーツ計画についてであります。

青年活動の支援については、ボランティア活動などを中心としたサークルの支援や、青年だけでなく世代を超えた学習講座を予定しております。

生涯学習やスポーツについては、利用できる場所や施設を最大限に提供できるようにする

ことです。また、必要に応じて広く情報を提供し、相談できる体制づくりや、文化祭や芸能発表会などを通して、それらの振興を図ってまいります。

スポーツについては、スポーツクラブ、スポーツ少年団、村、体育協会や老人会などの主催団体などの支援を行っています。

なお、平成24年度は8月19日に県総合体育大会、県民スポーツ大会県南地区大会は、本村を会場に開催される予定でございます。この所期の目的が一層充実するように、スポーツの普及と振興に努めてまいりたいと思っています。

3つ目の大災害を貴重な教訓とした防災教育や道徳教育についてであります。

学校の防災計画については、これまで大きな事件や事故が起こるたびに、国で示されるマニュアルを参考に作成し、それなりの対応をとってまいりましたが、今回の災害と原発事故の問題には対応できませんでした。その中で、平成24年度から放射線についての基礎知識は、授業の中で発達段階を踏まえて身につけるようになっております。

そこで、これらの教訓を生かすためには、子供たちが学年の発達の踏まえ、情報を正確に読み取り、正しく判断できる人間の育成と実行力を育てるように考えてまいります。

一方、大きな災害が発生したとき、学校などの公共施設は避難場所になることなども想定し、日ごろから安全教育に努めてまいりたいと思います。

以上を申し上げ、8番、関根政雄議員の1番目のご質問にお答えいたします。

○議長（前田三郎君） 8番、関根政雄君。

○8番（関根政雄君） 教育指針の24年度の新しい我が村の教育の計画を立てる中で、昨年がない新年度の新たな教育指針、もしおありであればお示し願いたいと思います。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 指針、学校は大きく変わるものではありませんが、強いて、ご質問の趣旨から考えますと、何かイベント的な、あるいは授業を取り入れれば新しいものとお考えになれるのかなと、こんなふうに思っておりますが。

強いて挙げれば、私は当村の子供たちの将来を考えたときに、やはり勉強が大好きという子供に、1人でも2人でも多くしたいなと考えています。それを、小学校、何教科もありますから、全部というわけにはまいりません。その子供一人一人が、あるものが好きというふうにすることが一つ。それからもう一つは、村全体として、今後の子供たちの将来を考えたときに、言葉、いわゆる考える力というのは育てていかなければならないのかなと思っております。そうしますと、考える力は全教科であります。

ただ、現実的に学校はどうかということ、テストの成績を上げるため、つまりイエスかノーかマルかバツかということに、先生方は簡単な方向に行きがちですので、これを戒めるために、1時間1時間の授業をやっぱり大切にしていかなないと、今まで戦後ずっと変わらない、中学生になって英語嫌い、数学嫌いという子供になってしまうのではないかなと、こんなふうに思っていますので、村では、今回、予算がまずご承認いただければ、小学生の段階で、まず英語が大好き、英語というのは、じゃ、英語だけかというふうになりますけれども、言葉ですから国語と同じです。

その英語活動を通して、英語に興味を持ってくる子供を育てるために、できますならば、村を離れて研修場所に英語漬けにしたいなど、これを6年生、そういう体験学習を取り入れていただければありがたいなど、こんなふうに考えています。そのほかいっぱいありますけれども、大きく一つだけ申し上げました。

○議長（前田三郎君） 8番、関根政雄君。

○8番（関根政雄君） 新しい教育の一環、一つの手法として英語教育を導入するというところで、全員協議会の中でもご説明があったとおり、大変期待をしております。

3月11日から約1年がたちます。子供たちの目にも、あの被災地の状況、さらには現地でのさまざまな被災状況についてはテレビを通じて子供たちも目につけておるとは思いますけれども。

二度とあってはならない今回の災害、この災害の実態を教育現場でも絶対目を背けることなく、子供にもうそをつかないで、被災地の現状をきちんと見て、そしてその被災地で何が起こっていたのか、また、地域の方々とかかわり合いとか支え合い、助け合いがどのようにされていたのか、こういったものを、例えば総合学習とか、そういった学年の研修とかの中に取り入れる、これは賛否両論あるとは当然思いますけれども、そういった現状を目を背けることなく子供の教育に生かす、また、その中で生まる道德教育も必要なのではないかと思いますが、そういった今回の被災を教訓とした教育計画が教育長の心の中に、計画の頭の中におありかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） お答えいたします。

これは、発達の段階にもよると思います。大きく小学生以上、高学年、中学生あたりでしたら、やはりまず感情的に見るのではなくて、冷静に情報を分析する力、そして、それを表現する力、そしてこれを伝える力、そういうものは授業の中できちんと指導できるようにし

てまいりたいなど、こんなふうに考えております。

過日、中学校の校長先生ともお話ししましたが、小学校ができる段階と中学校のできる段階はおのずと違うから、いわゆるパソコンを勉強したり、あるいは通信を学んだりしていても、最後にそういうことをきちんとまとめられる力、感じる力だけは培っておきたいなど、こんなふうに、地味であるかもしれませんが努力したいと思っています。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 最後に1点、スポーツの振興、特にまたスポーツ少年団の支援であります。皆様ご承知のとおり、本村の小学生の新人戦、県南大会で優勝という快挙をなし遂げまして、県大会に出場いたしました。大きな町の少年団のスポーツ少年団を次々と破りながら、人口4,000人弱のこの村の子供たちが郡山以南含めたチームの中で優勝という快挙であります。

これにはまさに指導者の力、保護者の力、また、教育関係者の努力、そして子供たちの日ごろの練習の成果が一つになったものと思っておりますけれども、こういった快挙を機会に、本村のスポーツ振興、まだまだ青少年の育成に役立てるべきだなどと思っておりますが、教育計画指針の中にも、指導者の発掘、それからスポーツの指導者の発掘、それから育成という項目がありますが、今後どのようにスポーツ少年団を含めた指導者の発掘、指導、支援をされるおつもりなのか、ご所見について最後にひとつお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） スポーツ関係については、今回に限らず指導者の問題ということが挙げられますが、幸いなことに、本村出身者の中に、そういう指導的な立場、あるいは進んで協力をしてくださる方々が育っております。そういうことで、本当に指導に当たられる方が献身的なご努力をなされております。

また、今後、いわゆるスポーツ、各地区に現在お願いしているスポーツ指導に当たられる方々、岡部議員さんもスポーツ指導者のお一人なんですけれども、そういう方々のご協力を得て、地域で、そしてスポーツ少年団、あるいはスポーツクラブ、そして学校という形で連携をしてやってまいりたいと思っています。小さな村ですけれども、本当に今回のバレー女子は大変な快挙だと思っておりますから、今後ともよろしくお願いしたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 教育問題は、本村の将来を占う大事な案件でありますし、今後ともひとつ、ご支援とまたご指導をお願いしたいと思っています。

それでは続いて2番目の質問に移らせていただきます。

防災対策の確立についての質問であります。

復興計画が策定されておりますけれども、大規模災害に備える防災体制の確立を目標に掲げております。緊急放送通信や連絡体制の整備、防災訓練や避難訓練の実施、さらに備蓄品の確保などの防災対策の見直しが計画されております。それらの各防災対策の手順、実施手順や時期などの具体的な計画案についてお伺いたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の2点目の質問であります、防災対策の確立についてのお答えをいたします。

先日、ご審議いただきました鮫川村復興基本計画では、大規模災害に備える防災体制の確立を施策の一つにしております。この計画の中には、大規模災害に備えるため、役場を初め防災拠点となる施設に太陽光発電と蓄電池による非常用電源設備の導入を考えております。これらは、国の補正予算第3号に県に創設されました170億の基金を活用する公共施設及び公共施設における再生可能エネルギーと推進事業を導入し、平成24年度から取り組みたいと考えております。役場のほか公民館、鮫川小学校など、災害時における災害対策本部の施設及び避難所となる施設が該当となる事業です。100%の補助事業であります。

また、迅速で確実な情報伝達提供のため、情報通信ネットワーク整備する計画であります。役場と各避難所との拠点となる施設間の情報連絡の手段として、NTTの固定電話による連絡手段のほか、防災行政デジタル無線を利用した情報連絡施設等の整備を進めます。防災行政デジタル無線の整備は、国の補正予算に基づき事業が採択され、今回の補正予算に提案しておるところであります。この事業は、平成23年度の事業であります、24年度に繰り越し、平成25年3月完成を目指して事業を進めたいと考えております。

次に2つ目として、地域住民に協力していただき、各行政機関への自主防災組織ごとにさまざまな自然災害等を想定した防災訓練や避難訓練も検討したいと考えております。

また、各行政区の集会施設を現地対策本部と避難所指定施設として機能するため、点検を行い、各集会所の改修なども視野に入れた検討を進めたいと考えております。本村では、平成25年度に県南地方総合防災訓練が実施される予定でありますので、ハザードマップ活用とあわせ、平成24年度に検討したいと思っております。

3つ目として、災害時等の緊急対応のため、防災ヘリ離着陸場を整備したいと考え、現在、県に要望しているところであります。平成25年度までには、消防庁の補助金を活用して、離

着陸場を整備したいと考えております。場所は、現在の村民運動場、修明高等学校のグラウンドを利用したいと考えております。整備は、現在のグラウンドは排水が悪いので、暗渠排水を施した上で、一部を芝生化して利用すると考えております。この離着陸場の夜間利用も考え、国の緊急防災・減災事業債を活用して、LEDの夜間照明施設を整備したいと考え、今議会に補正予算を提案しているところであります。さらに、大規模災害に備えるための食料、日用品、燃料等の備蓄、供給体制について検討を進め、平成25年度には備蓄倉庫を整備するため、現在、県と協議中であります。

最後の、鮫川村地域防災計画の見直しを進め、原子力災害の緊急対応について盛り込むことを想定し、平成24年度中に改定を進めたいと考えております。これらの見直しについては、行政区長さんを初め住民の意見を取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） この件につきましては、一般質問でもしつこいぐらいに長年させていただいておまして、今回を機に大字区の避難訓練、それから情報のネットワークということでご計画があるということで、安堵はしております。

さらに、村内の緊急傾斜地、それから土石流の危険地帯が数多くあります。また、緊急避難所をいまだにまだわからない村民も多いということで、ぜひそういった地元の周囲の危険地帯の確認を含めた防災訓練であってほしいと思いますし、また、ひとり暮らしの方々がどこにどうおられるのかというのは、当然、民生委員の方とか行政で把握されておると思いますが、そういった情報網まで、各区民に周知できるような訓練であってほしいと思っております。

村長の答弁の中に、防災倉庫という答弁がございました。現在、村の防災備品の倉庫が多分点在しているかと思えますし、緊急の場合の炊き出しの用具やらテント、それから発電機、土嚢袋、スコップに至るまで、1カ所のまとめ上がっていないところにおいて、防災倉庫というところで、まさに対策に準じた計画であると思えます。

この議場から外を見ますと、消防小型ポンプ車3台、今、外に出ておりますけれども、決して、廃車にする車なのかどうか、エンジンはかかると思えます。また、サイレンもスピーカーも鳴ると思えます。この3台、ポンプはついていませんけれども、緊急避難時に間違いなく活躍できる車両であると思えます。防災倉庫を整備するに当たって、こういった緊急車両まで格納できて、なおかつ消防団とか村担当者だけでなく、緊急の場合に入って何がど

ここにどうあるのか、きちんとわかるような、そういった防災倉庫の整備が必要かと、車庫も含めた、そういった一貫した、ヘリポートを含めた中での防災倉庫、車庫が必要かと思いますが、村長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の再質問であります。議員おっしゃるとおり、この備蓄倉庫は、防災倉庫は、ヘリポートの基地周辺に予定しております。今、指摘の消防搭載車であります。これは団編成でいろいろ不具合な、機械要員が足りない地区の団を班から吸い上げて、今、ここで保管しているんですけども、これらも行き先が決まっていると思います。各事業所で必要な希望をとりまして、鮫川器機とか大関製作所、中井工場とかそういった事業所に、国島建設、そういった事業所で、もし必要とあらばお貸ししますよということで、緊急時の際に、工場内でも使ってもいいし、地域の防災のためにも役立てたいということで、対応しております。回答させていただきます。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） それでは最後の質問に移ります。

放射性汚染物の仮置き場の住民説明についてということで、7番議員、また3番議員のほうから同等の質問はされたかと思いますが。村長の答弁によりますと、各大字区の仮置き場を各大字区の判断で選んでいただきたいということと、村1カ所、別な場所が決まれば、村1カ所、仮置き場を想定したいということとであります。

質問の内容に移ります。

本村から発生した放射性物質の仮置き場の予定地は、早期に決定しなければならない重要な案件であります。各大字区に誠意ある説明会を開催して、さらに同意を求める必要があると思いますが、村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、答弁を求めます。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の3つ目の質問にお答えいたします。

村の仮置き場は、旧東野牧野跡地の国有林を予定地として地元説明会を2回開催しましたが、議員承知のとおりであります。地元の同意が得られないため、仮置き場設置計画は棚上げになっております。新たな場所の検討を行っておりますが、現在のところ、候補地がないのが現状であります。

仮置き場設置地元説明会の詳しい経緯については、先ほど、7番、星一彌議員、3番、前田雅秀議員の質問の中で答弁したので、省略させていただきます。

関根議員の質問である各大字の区単位に誠意ある説明会を開催し、仮置き場設置に対する同意を求めるとの提案ですが、きょう、配付しました鮫川村除染実施計画では、空間線量率が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上ということは、1年間に1ミリシーベルトを越す地域であります。この字単位に除染対象地域として指定されてあります。指定されている地域ごとに鮫川村除染実施計画の内容を説明して、ご理解をいただき、説明会を開く予定であります。

また、さきに通知しました3月14日の午後7時から放射能講演会が、放射能の講演会、これは3月14日は農家を主とした講演会であります、主に農業関係ですが、一般の方も聴講できますので、ぜひ参加いただきたいと思います。

また、先ほど申し上げましたが、3月24日には、県立医大により医大の先生による放射能専門講師を招いての放射性物質による放射汚染状況や、人体に与える影響などについて、若い子育て世代を中心に、子供を持つ保護者を対象に講演会を開催したく、計画をさせていただきました。ぜひご聴講いただきたいと思います。

それらの講演会の中で、仮置き場の選定あるいはその皆さんの協力を得られるようなお話をさせていただき、皆さん方の理解と協力の中にそういった仮置き場の場所を設けたいと考えておりますので、ぜひ皆さん方のご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 2回の講演会、さらには村民への周知を徹底するというご答弁であります。

大字区でこれから発生する、発生するというか除染をされた汚染物の置き場、各大字区で決定する場合、しない場合もあるかと思いますが、ただ、それを長く、3年以内という目安だと思いますけれども、置く場合の安全性はいかなるものかという、安全性の問題ですね。

それと、地区住民はどのように注意しなくてはならないのか。さらには、小さい子供さんを持つ、子供たち、10メートル離れば安全だよと説明を前に聞いておりますけれども、そういった安全性の問題等につきましても、講習会で全村民の方々が講演会においでになれるとは思いません。また、3月中には各大字区の区の総会も当然ございます。こういった絶好の機会を逃すことなく説明をして、村民に公開して、ある程度、きちんと情報公開して理解を求めるというやり方が必要なんではないかと思いますが、その点について1点、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員の再質問であります。村民の理解を得るには、まず、きめ細かなそして丁寧な説明が必要かと思えます。私はどうもその説明が丁寧にやっているんですけども、なかなか村長の言うこと聞いてもらえない、うそばかりついていると、そういう、西山に行つてはおしかりを受けました。これは丁寧な説明を省いたからであります。

こういったことを参考にしながら、ぜひ、ただ、ある程度の候補地が決まった場合に、公にして公開にして住民の協力をもらう、こういったやり方はやはりまずいのかなと。外堀からしっかり埋めていって、内堀に行つて初めて公開するのかなと、今、そういう思いであります。私は、余りおしゃべりが大好きでありまして、秘密事は嫌いでありましたが、これからはしっかり、この中間置き場だけは秘密主義で、皆さんにお知らせすることなく、承諾をもらった時点でお知らせして、まずあとは大事なものは、安心・安全をいかに確保するか、その地域に迷惑をかけない施設にするか、これはこういった施設、中間処理置き場を置いた地域こそ、年間の放射線量が低くなるような、そんな地域にすべく努力をしながら、こういった設置場所を設けさせていただくように努めてまいりたいと思えます。こういったことで、ぜひ、皆さん方にもご理解いただきたいと思えます。

どこの地域も、福島県、先ほど前田議員からも話されましたが、まだ、県では3カ所しか見つかっていない、そういうお話であります。あちらこちらで少しずつ手は挙がっているようです。ですが、これには相当の見返りも用意しているそうです。これが本当に皆さんに負担をかけるんだから、このぐらいのことはお手伝いしますよと、こういう交換条件は、私はある程度必要ではないかと思えます。こういったことで、少しでも不安を払拭できるような、そういった対策を講じながら、しっかりと皆さんにご理解をいただきながら、この鮫川の除染作業を進めてまいりたいと思えます。

年間1ミリシーベルト、鮫川村は8割の地域がそうですが、これが何もやっていないとずっとこのまま8割で、残りの2割の地域は1ミリシーベルトを超す地域で、特に青生野、東野地域の人には申しわけないと思っております。こういった地域を早く解消できるように、皆さんで協力していただき、早く除染に取り組めるような協力体制をお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 私の一般質問はこれで終わりたいと思えます。

基本的なものは、やっぱり村民の同意というか、それが基本であると思えますので、情報

公開していい部分、悪い部分、当然、村長が判断していただきながら、私どももこのままには絶対しておけませんので、前向きに汗を流したいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） ここで2時30分まで休憩します。

（午後 2時20分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時30分）

◇ 前 田 武 久 君

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

11番、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） 今回の定例会におきまして、2点について一般質問をさせていただきます。

1番の復興交付金及び村復興計画について、先ほど計画書を提出されておりますので、この計画書をもってやらせていただきます。

まず、復興交付金、政府は復興特区法に基づく復興交付金の財源、約2兆円の予算を確保し、交付対象は、県と県内59市町村を含め11道県222市町村で、村道の整備や国の補助事業にも使えるひもつきなしで自由度の高い最長27年度まで事業期間を組める。復興交付金の一時申請受付は1月締め切りで、18市町村が申請され、3月末の二次募集に事業計画提出を検討しているのが41市町村であると聞いております。

これらの許認可は定かでないが、本村は申請検討されたのか、されていないとすれば、その理由についてお伺いしたいと思います。

ここまでのについては、先ほど7番議員が再質問の中でこの通告内容と同様の再質問をされておりますので、村長答弁必要なしと認めた場合には、私も聞いておりますので、答弁しなくてもよろしいと思います。

また、去る2月17日、全員協議会で示され、村復興計画で自主財源の増収が見込めないことから、自由度の高い財政措置を行うよう国に強く要望、復興財源を図るとなっているが、今国会成立見込みの福島復興特措法案は施行時期が不透明なため、まず、特区制度への申請

活用すべきと思われる。また、行財政改革も進める必要があると掲げてあるが、具体的にどう改革されていくのか、村長の所信を伺いたいと思います。

また、良質堆肥生産施設「豊かな土づくりセンター」の稼働、堆肥生産供給の停滞が危惧されるが、今後の運営計画をお示し願いたい。

まず質問をいたし、答弁を求めます。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の2点の質問であります。お答え申し上げます。

7番、星一彌議員の質問に対する答弁で、復興交付金の関係については申し上げましたので、本村における検討の状況についてお答え申し上げます。

1つは、県と共同申請で、国道289号線、深沢地内の改良工事ができないものかどうか、県南建設事務所と協議しました。事前ヒアリングの結果、原子力災害は対象外で、地震被害が著しい地域でないこととして、鮫川村は対象にはなりません。さらに、本村の復興関連事業で、防災・減災事業などが該当しないものか検討させていただきました。これも6億円かかる事業でしたので、検討しましたが、既に国庫補助金等がつく見通しがある事業を採択の可能性がかなり低い復興交付金に切りかえることはしないほうが得策ではないか、そういう指導がございましたので、これまた申請を取りやめたということになります。

以上、本村における検討状況であります。当初は使い勝手がよい自由度の高い交付金と期待がありましたが、第一配分の審査状況を見ると、配分が決定した対象地域は地震、そして津波被害が著しい市町村となっております。新聞報道のように審査が厳しく対象が限定されるとの意見も出されており、今後、制度の見直しがあることも予想されます。復興交付金については、第二次申請、第三次申請が予定されておりますので、制度の動向を注視して、村に果たして該当する事業があるかどうかを検討してまいりたいと思います。

次に、さきの全員協議会で説明いたしました鮫川村復興計画案の基本方針3に記載した行財政改革による財源確保についての質問にお答えをします。

議員ご承知のとおり、本村においては、平成17年12月に鮫川村自立推進プランを策定し、事務事業の見直しや財政運営の効率化、行政組織・機構の見直し、職員の意識改革及び定員管理、職員の勤務条件等を見直しを図るとともに、行政情報等サービスの向上を図るなどの取り組みを行ってまいりました。これらの取り組みに対しまして、効果の大きかったものとして、職員数の減少による人件費の削減、諸手当の縮減、旅費の見直し、委託料等を見直し、

補助金等の整理合理化、事務経費の削減及び公共施設の有効利用、未利用村有地の処分などの取り組みを進めてきたところであります。今後、復興計画を進めるに当たっては、これまで進めてきた行財政改革をさらに推進する必要があり、現在、見直し作業を進めているところであります。

中でも、定員管理適正化計画を行財政改革の主要な取り組みの一つとして位置づけております。本計画については、平成17年策定時の86名を6年間で7名削減し、79人とするものでありましたが、当初計画以外に多数の退職者があったことから、現在では74名の職員数で12名の減少、13.9%の削減率となっております。

今後、継続して取り組みを進め、職員数の適正化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

次に、豊かな堆肥センターの答弁であります。

まず、「豊かな土づくりセンター」の稼働、運営計画についてのおたただしですが、ご承知のとおり、当該施設は3月末を工期に工事を進めてまいりましたが、震災需要により職人が不足、予定どおりの工期は完了できない見通しとなったため、県と協議し、約1カ月ほど工期を延長することで、県との手続をとり、今回、提案したものでございます。議員各位におきましては、これらの事情をご推察の上、議決くださいますようお願いいたします。

これらの事情から、本格稼働時期は、工事完了後の3カ月程度の許認可期間をおきまして、おおむね平成24年8月下旬をめどにしたいと思っております。今回の原発事故を受けまして、流通する肥料の放射性物質の含有量はキログラム当たり400ベクレルと定められております。この基準から土づくりセンターで使用する原材料のうち、今回の事故で影響を受けるのではないかとと思われるものは、シイタケの廃菌床、落ち葉、木くずなどで家畜排泄物につきましては、酪農や肥育農家からのものが主であり、稲わら、もみ殻につきましては、安全が確認されております。おから、生ごみは、「手・まめ・館」や学校給食センターからのものを想定しており、基準を超える原料が搬入されるようなことはないと思われまます。しかし、シイタケの廃菌床、あとは落ち葉、木くずは、いずれもこういったものは放射性物質の分析を行いながら、安全な堆肥を生産してまいりたいと考えております。

なお、堆肥の供給は、稼働から5カ月ぐらいが熟成期間を要しますので、来年2月ごろに営農家への配給になるのではないかと考えております。

以上で、2点の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 再質問ですけれども、復興特区については、現在、一次、二次、一次は締め切って二次、3月末締め切りということになっているはずですが、それから、今、間もなく国会で審議される特措法、正式には福島復興再生特別措置法案ですね、これが先ほど申しましたように、これから国会で、今国会中に可決される見込みというふうになっておりますが、法案が通っても、施行の時期は定かでないということでございます。

しかしながら、我が村では、復興計画書なるものは、先ほど、村長、二、三、その事業内容との補助関係と交付状況に応じていろいろなものを定めるというような答弁でございますが、本村としては、やはり27年度までの長期にわたる使いやすい交付金でありますので、当然、これは27年度までに使えるような、進めていくような事業、その作成はすべきだと思います。それで、二次申請に対する準備はしていないみたいなんですけれども、それらの事業計画を作成しておるのか、いないのか、その辺、お聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今、これから鮫川村で取り組まなければならない重要な事業は、今議会にも提案させていただきます、防災・減災事業であります。昭和60年に放送開始しました防災行政無線のデジタル化であります。これは6億ほどかかりますが、いずれも国の第3次補正予算の復興予算の中で取り組みをさせていただきました。これが一番大きな事業でありますし、この予算がいろいろ中身を見ますと、効率的な事業でありまして、ほとんど9割近い国の資金で整備をする内容になっております。

これらが大きな事業でありまして、あとは、今、各町村で防災特区に名乗りを上げておりますのが、学校の耐震補強工事が主かと思えます。こういったのがなかなか大きな一次被害の地域は該当するんですけれども、この県南地域等では学校の耐震化補強工事等には該当するような地域はないと思えます。もちろん、幸いにも鮫川村は22年の補正予算で取り組みましたので終わっておりますし、西山も新しい今度の復興計画、復興資金の中で該当させていただきました。

いろいろ村の事業は低利な補助事業を見つけて取り組んでおりますので、なお、今度の交付金も新しい事業等ございましたらば、皆さんで協議しながらこういった事業にも手を挙げさえていただきたいと思います。

以上です。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 今は原発事故に対する除染が追加事業として大きな課題になってき

ているわけですが、やはり鮫川村の場合は、森林、林野面積が8割以上というような森林資源があるわけですが、それらも汚染された関係上、不動産状況にあると。県会でも可決されたようですが、森林開発の見直しということで、予算がかなり多くついておるといふことで、それらに対して、やはり特区事業措置法が施行されるようになれば、ある程度、緩和されると。予算の利用範囲が緩和されるということですので、当然、その森林資源の活用、それから自然エネルギー等の運用なども当然図っていかねばならないというふうを考えておるわけですが。

ことし7月には、既に可決されております再生エネルギー特別措置法が施行されるわけですが。電力会社が提供される電力を、提供者に有利な金額で買い取る義務がつけ加えられるわけで、当然、これからそういうふうな利用方面が拡大するわけですので、本村でも公共施設等にそれらの事業を取り入れていきます。

当然、年間、それから再生エネルギーを活用したハウスというか六次産業の活用などにも向けられるというふうを考えておりますので、そこら辺の取り組みなどのそういうふうな計画等も進めるべきではないかというふうには考えておりますが、先ほどの村長の答弁では、それらへの具体的な計画作成は示されていないようでございますが、今後、それらに取り組む姿勢があるのかどうか、それらについてお聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の再質問であります。当然、鮫川村は再生エネルギー、この循環型社会づくりに真っ先に手を挙げて、環境美化あるいは有機の里づくりに取り組んでいるわけですから、当然、堆肥センターを中心に、先ほども申し上げましたが、小学校、中学校は避難場所としての位置づけということで、太陽光エネルギーの利用等を、今、計画しているところであります。

山の除染というお話でしたが、どうしても鮫川村は年間の空間線量が1ミリシーベルトを超さない地域が多い地域になっております。ですから、この国の資金でもって、復興資金でもって鮫川村の除染ということは、恐らく無理だと思いますが、ただ、空間の線量の割には、木の葉の線量高いんだという思いは十分伝えてあります。この辺でしっかりとこの復興特区で選んでいただければと思いますが、よその地域とは違って、鮫川村は木の葉はとても大事な資源なんだと、こういう思いはしっかりと県南農林事務所を通じて県のほうにも伝えてあります。よその地域とは違うんだと。これがなくては、鮫川村の再生はできないんだと。こういうことで、声を強くして訴えてはおりますが、果たして空間線量が1ミリに満たない

地域、8割方含んでいる地域でこの復興特区の資金が使えるかどうか、この辺、さらに検討しながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 特区の一次は、これは先ほど村長申されたように、激震地帯、大地震の切迫地域とそれから原発の地域ですね。二次の場合は県内全域というふうになっているはずですよ。だから、三次になればまた範囲が広がるというふうに考えておりますので、ぜひともそのような形で計画書の作成は進めていただきたいというふうに考えております。

答弁がないようですので、作成されていないものというふうに解釈いたします。

それと、先ほどの行革についてでございますが、定員管理を重視してやってきたということとで大幅な職員の削減を図って行革を進めてきたということでございます。

しかしながら、前から再三、私、申し上げておりますように、こういう時期だからこそ、やっぱり一体化した行革も進めていかななくてはならないと。原発事故問題も重視しなくてはなりません、行革も一体化して進めていくというような考えでもって、「ほっとはうす」の経営問題とか、直売所「手・まめ・館」の法人化の問題、それから「ひだまり荘」の介護部門の民間への移設とか、公共施設敷地の、先ほど6番議員からありましたように、住宅の用地は買収すべきだというふうなことで、本村では、借地の地代がかなり増大しておるわけでございます。数十年たっても、余り価格が変動されていないというので、昔の1反歩10俵ぐらいの地代を払っているようなところもあろうかと思えます。そういうふうな、やっぱり行財政改革という大きな広い意味でもってやっぱり進めていかななくてはならない。これは前から申し上げておりますが、一向に進んでおらないというのが現状であるというふうに考えておりますので、これらについてはどう考えておられるのか、この解決策について村長の所信をお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の行財政改革の質問であります、いろいろ毎回、特に前田議員には、「ほっとはうす」のほうの施設が、公有施設がやり玉に上がっているようではありますが、いずれもあの地域にとってみれば、毎回申し上げますように、必要な施設であると、私は位置づけております。

ただ、村のお荷物にならない程度に、ことしも支援では、一般会計からの繰り出しは500万を切っております。こういったことで、年々、村からの繰り出しがないような施設に移行していきたいと思えます。あわせて、いずれも「手・まめ・館」直売所、そして「さぎ

り荘」関係、あるいは社協のほう、「ひだまり荘」もあわせて検討させていただきたいと思
います。

なお、復興計画の素案はないのかというお話でありましたが、素案につきましては、総務
課長より、かわって答弁をさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 総務課長。

○総務課長（鈴木治男君） この復興交付金の制度につきましてご説明をさせていただきます。

制度そのものは、地域再生計画法案、あるいは復興特区の制度の法律に非常に似ておりま
して、その辺から説明させていただきます。

本村の場合は、例えば地域再生を利用いたしましたのが西野の小学校の利用でありました。
これを一つ、例をとらせていただきますが、この場合、小学校をまず利用するというのは、
補助金等の適正化法律に該当いたします。したがって、文部科学省とのやりとりが必要
になってきます。これが一つ、文科省とのやりとりが補助事業でありますから出てきます。
それからその施設を建てるに当たりましては、義務教育債という起債を使っております。起
債の許可は総務省が許認可の権限を握っています。そしてそのお金は、例えば年金の資金と
か、簡保の資金を使うということになりますと、財務省の権限に当たってきます。

したがって、そういうように、一つの事業を行うためには、幾つかの省庁にまたがる
もの、これを内閣府でワンストップ窓口を設けて、許認可をして事業を実施させようと。
それが効率的であるということから、とらえられているのが、特区や地域再生の効率の趣旨
になります。

今回の復興交付金も、まさにそういう制度の活用になっております。例えば、津波によっ
て大規模な被害を受けたというところを想定しますと、港湾も受けています。そうしますと
農水省の事業に該当します。それによって、国道や県道や市町村道が傷んでいると、これを
復旧するためには、国交省の事業を利用するということになります。それからまた、工業団
地等がこれを復興させなければならないとなれば、経済産業省の事業にまたがると。そうい
うように、幾つかの省庁にまたがる事業、これを一括して復興交付金でやろうというのが事
業の趣旨になっております。

ですから、本村の場合には、そういった事例に該当するような事業は今のところありませ
んので、提案をしなかったというのが一つです。

ただ、特区の中にでも、道路整備をする場合には特例的なものがございます。これは、
国・県道をまたいで市町村道であるとか、あるいは林道、農道、これを一括して整備する場

合には、特区制度が活用できます。その場合には、県と共同で市町村がその事業を実施するということから、特区の制度の活用ということが生まれてきますので、例えば渡瀬の深沢地区はそういう事業でやってみようかということになったわけですが、今回は地震、津波の被害の該当地域ではないというところから、これも申請を取り下げているというところでございます。

身近な事例ですと、棚倉町が図書館か何か整備をするとか、あるいは埴町がキノコのハウス、これは出したけれども取り下げられたということは、多分、農水省の対応で間に合うと、あるいは文科省の対応で間に合うというところから、別に復興交付金を使わなくてもいいんではないかという解釈で許可されない、あるいは事前に取り下げるといような経緯に至ったのではないかと考えられます。

以上です。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 今、総務課長から答弁がありました。ヒアリング段階で認められないということで、埴でもシイタケ栽培、菌床あるいは原木が放射能で被害を受けたと、それらを除去するため、ハウスを建てて栽培をするというような計画でもって申請したみたいですが、各隣町ともそのような申請をされているわけです。

申請してダメな場合は納得できますけれども、最初から申請しないでダメだ、ダメだというふうなことで、やらなくては、やはり行政として怠慢であるというふうに、私から見れば感じるわけでございますので、もう少し本気になって、積極的に、そのような計画書を作成して、申請をするべきだというふうに考えております。それらについては、答弁の内容でわかりましたので。

○議長（前田三郎君） 総務課長。

○総務課長（鈴木治男君） 多分、私の推測では、棚倉も埴町も、特区制度や地域再生計画の制度を利用したことがないんだと思います。私どもの村は、この制度をもう何度も利用していますので、今回の法律の内容を見まして、十分精査をして、その上でこれは該当はしないという、私の判断もありましたので、それらはあらかじめ制度を理解した上で申請をしないということにいたしました。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 交付金については、このくらいで、2番目の原発賠償について質問したいと思います。

昨年3月11日の震災、その後、12日から原発、異常を来して、最後には原発被害が出たわけでございます。対策による各種事業の経費が自主財源で賄ってきたと思われるが、被害・損害請求、今後の見積もり状況について伺いたい。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の2点目の質問の原発賠償についてのご質問であります。

原発事故、放射能汚染対策等、実施した事業は22の事業であります。事業内容であります。が、こどもセンター園庭、それから小中学校の校庭や青少年広場等の除染事業、こどもセンター、小中学校教室への扇風機の設置事業、放射性物質分析器整備事業、農産物等の放射線物質の測定事業、鹿角平クロスカントリーコースの除染事業、山林道路敷等の木の葉の回収事業、風評被害一掃キャンペーン推進事業等が主な事業であります。これらの事業に要した費用であります。が、事業費ベースで2,111万8,000円、国・県の補助事業などを活用しておりますので、一般財源ベースで872万4,000円支出をしております。この一般財源費用につきましては、国が特別交付税の対象としておりますので、ことしの1月6日付けで国に対して補てんを求めているところであり。ます。この交付決定は3月下旬になるものと思われ。ます。

放射能汚染対策に要した費用につきましては、県の指導に基づいて対応しているところであり。ます。今後も同様の姿勢で臨みたいと考えているところであり。ます。

以上で、放射能賠償についての質問の答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 今の答弁は、これは政府にですか、東電にですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） これらは東電ではありません、政府であります。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 東電に請求すべき被害額があるかと思。います。例えば、原発による職員の超過勤務、残業手当ですか、それから諸材料、それから機材、燃料、消耗品費、その他の経費の見積もり賠償額、請求額が積算されると思。います。が、それらについては全然ないのかどうか、それについて伺。います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、先ほど申し上げましたように、原発の事業は東京電力1社の責任ではないと思。います。国の責任が大きく関与しているわけですから、差し当たり、身近な

県、そして国に請求をしたということでもあります。

また、東京電力に個別に請求する事案につきましては、これからまとめて請求させていただきます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 3月11日で1年になるわけでございます。当然、新年度の予算編成にも入っておるわけでもございますし、23年度は間もなく終了するような時期に来ております。それらについては、いつごろまでに請求されるのか、それについて。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） これは、今までこの事業費ベースで2,100万は、これは3月下旬には入ってくると思われます。

以上です。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 22事業との原発被害の請求額とか何かについてはわかりますけれども、2,100万というのは、これは東電のほうのあれですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） これは国・県に補助事業として申請しております。もちろん、これは国・県で支払いがされなかった場合には、東京電力に残りは請求させていただきます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 村長の考え、先ほども答弁で伺っておりますけれども、東電はあくまでも1つの企業であり、国策でもって原発を進めてきたんだから、損害賠償はこれはあくまでも政府というような村長の方針であろうかと思っておりますけれども、県を二分している問題に対しても、これは東電には県民は請求しているはずですし、いろいろな農産物の被害等も村内の中でも東電に請求をされているわけでございますので、東電に請求しないという、国で支払いが滞った場合には東電に求めるといっても、これは東電では支払う能力がないと思われるんですが、その辺は確かなんですか、大丈夫なんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今ほど、議員は、線引きは東電が行ったと言ったが、あれ違いますよ。あれは国がそういった審査委員を設定したんです。その国の答申に基づいて、それを盾に東京電力が払わないと言っているんです。東京電力が線引きしたわけではありません。ただ、私は、この事業はまず県に、身近な県に損害賠償を求めて、県は国に、国が東電に求める、

こういった順序でやる。各町村はそうだと思います。こういった順序でとらえております。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 二分の問題について、線引きは国であっても、支払う責任はやっぱり東電にもあるわけですよ。それと農産物は、じゃ、政府で全部あれ、農家とかそういう企業とかの損害は全部政府で払うんですか、あれ。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） それは、国に請求している業者もおもしろし、東電に請求している業者もいると思います。業者によって違うと思いますが、多くは、こういった公共機関でない事業所では、東京電力に直接請求しているのが9割かと思います。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 支払うについては水かけ論になりますので、政府にもらったもの、東電にもらうものと、これはマスコミ等で、国民はよく知っていると思うし、村民もよくわかると思います。そのことについて、いつまでも論議を交わしてもしようがありませんので、一応、大体、私の質問については、答弁をいただきましたので、これで質問を終わりたいと思います。

◇ 岡 部 明 君

○議長（前田三郎君） 1番、岡部明君。

なお、岡部君は足をけがしておりますので、自席から着席のまま質問を許したいと思えます。

○1番（岡部 明君） 今議会において、鮫川村活性化に向けてということで、5項目ほど質問いたします。

1つ目に、農業について。後継者がいない中、高齢になって、稲作、畜産もできなくなり、今後5年から10年の中では田んぼの作付はしなくなるし、畜産もやらなくなるばかりで、その予防策をお尋ねします。

2つ目に、集落の座談会について。3年くらい前に座談会を開きましたが、今後の座談会開催予定はないのか伺いたしたいと思います。

3つ目、老人の介護について。

その中に1つで、今後20年から30年の中で、4人に3人が老人になることから、施設が足りなくなると思いますが、その対策は、お伺いします。

その中の2番目、1人から2人暮らしの世帯がふえている中、孤独死の対応策について伺います。

4つ目、役場職員についてなんですけれども、役場職員の若い人たちが多く、村の活性化を図る上でも、アイデアを生かす方法、また、職場内でも各課はありますが、課を越えた助け合い、農家の言う「ゆい」の気持ちが必要ではないかと思いますが、それも伺います。

5つ目です。大震災での住民支援策についてということで、国では、原発事故の自主避難等に対する賠償区域は指針どおりの線引きで、補償拡大をしない話になっているようですが、鮫川村は鮫川村の住民に、物心面の救済として、一律幾らかのお金をも支援する考えはないのかお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 1番、岡部議員の鮫川村の活性化に向けての質問についてお答え申し上げます。5点の質問ですね。

初めに、農業についてのおただしであります。後継者不足につきましては、近年の少子化傾向を受け、農業以外の業種でも話題になっているところでございます。

後継者不足の原因として考えることは、1つに経済的環境、2つに労働環境にあるのではないかと思います。特に経済的環境は決定的要因ではないかと思います。例えば、農業をしている親が農業は容易ではないと日々言っていれば、その背中を見て育った子供は後継者にならないのではないかと思います。一定の収入のもと、それなりの生活ができていれば、後継者不足は今ほど深刻にはなっていないのではないかと思います。事実、生産費割れしているような農産物価格が続いているのが実態であります。

そう申しましても、本村の基幹産業である農業の衰退は村自体の衰退を意味しますので、いろいろな施策を展開し、活性化を図らなければならないと思っております。

1つとして、今までの施策展開上にある有機の里づくりの推進であります。豊かな土づくりセンターの完成を機に、鮫川ブランド確立に向け、一層加速させたいと考えております。

次に、新規就農者推進であります。

現在も、農業後継者奨学金制度を設けて進めているところで、現在、1名が就農に向けて準備しております。今後、就農に向けた事前研修制度についてより充実することも検討したいと思っております。

今般、農地取得に関する下限面積が農業委員会において改定され、今まで30アールだっ

たものが10アールになったそうです。これからの村外からの就農希望者にとっては朗報ではないかと思えます。

原発事故は、本村農業にとっても大きな痛手ではありますが、幸い、ほとんどの作物が放射性物質の未検出でありますので、これらの特異性をアピールし、鮫川ブランド確立をあわせ、新規就農を要としてまいりますので、ご協力お願いしたいと思います。

次に、集落の座談会についてのおただしであります。本年は、放射能からの汚染から村民を守る、健康を守る、地域を守る、除染活動が多くの方苦を要するのではないかと考えられます。その除染のための打ち合わせ会とか指導会等が数あると思えます。その折々で住民への懇談会、あるいは要望を聞く機会が多くなるのではないかと思えますので、改めて地域の座談会、懇談会等は開催しない思っております。

また、本村の第3次振興計画が平成26年までの計画となっております。新たに第4次振興計画の策定に向けた準備が24年度から開始されることになっております。今後、それらの具体的な作業の取り組みが進められている中で、村民の方々のご意見をお聞きするための座談会の開催を、来年早々には実施しなければならないのかなど、そういう思っております。

次の老人介護についてであります。

高齢者の介護についてであります。議員ご質問の介護施設対策につきましては、現在、西山の特養老人ホームに26人、隣接の棚倉町に5人、埴町に13人、矢祭町に3人、平田村に2人、石川町に4人、古殿町に1人、白河に2人の計56名の方が入所されております。入所待機者は、これは重複の申し込みもあるんですね、ですから定かではありませんが、10人程度待機されているのではないかと聞いております。

こうした状況を踏まえまして、隣接町村に、介護福祉施設の整備計画がありますので、待機者の減少につながるのではないかと考えております。この隣接というのは、棚倉町、古殿町、白河です。

村では、平成24年度から26年度の介護保険料にかかわる介護保険事業計画策定の中でも、介護認定者の増加や施設入所の増加を見込んでの計画を策定中であります。

高齢者の孤独死対策については、村では、高齢者福祉対策として、既に高齢者福祉施設「ひだまり荘」事業の充実、高齢者優良賃貸住宅運営、在宅高齢者お助け事業など、緊急通報システム、あるいはひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯を訪問する事業、特に平成23年度には震災による高齢者の健康不安解消事業、地域支え合い事業などを民生委員、保健師、NPO法人の協力を得て行っております。これらは高齢者などの安否確認、孤独死などの対策

も含めて行っております。

しかし、本村は集落が点在しておりますので、高齢者のいち早い確認には、やはり地域の皆さん、お互いの声かけが大切かと思っておりますので、今後ともお互いの隣近所の声かけのご協力をお願いしたいと思います。

次に、役場職員についてのおただしであります。役場職員のアイデアを生かす方法についてなどの質問にお答えいたします。

行政組織は、縦割り行政で融通がきかないと行政組織を評価する声を聞くことがあります。このようなことがないように、職員同士が協力し合い、村民の皆様の信頼を高めていくことが求められることは言うまでもありません。

本村役場内での各課を越えた助け合いについての事例を申し上げますと、1つは、大豆の特産品開発プロジェクトがあります。通称豆プロと言っておりますが、平成16年から始まったまめで達者な村づくりの政策展開にかかせない組織で、現在も続けております。メンバーは、企画調整課、農林課、住民福祉課、教育課の担当者が参加して、まめで達者な村づくり政策の実施計画づくりから評価について議論をしています。

例えば、大豆の生産目標や改良方針について、高齢者の生きがい、健康づくり、安心・安全の作物づくり、給食の地産地消の推進など、各課に関することを検討しております。また、アイデア料理コンテスト、鮫川村の郷土料理を楽しむ会の実施に当たっては、各課で協力し合っております。また、敬老会やうまいもの祭りなどの大きな事業は、各課の連携体制がとられています。

このたびの東日本大震災においては、原発事故の対応のため、庁内すべての課が参加する復興検討会議を設けました。村民の健康調査、放射線モニタリング、除染対策、東京電力の賠償対策など多くの課題を職員が共有して対策が図られるようにするためのものであります。

岡部議員ご提案のように、今後とも各課同士が連携し合い、職員のアイデア、提案が生かせる仕組みづくりを心がけて、行政の運営に当たりたいと考えております。

次に、大震災での住民支援策についてのおただしであります。お答え申し上げます。

昨年12月6日に発表されました、原子力損害賠償紛争審査会による自主的避難等にかかわる損害についての中間指針追補による、事故から昨年12月までの期間の賠償として支払われる予定の対象市町村の線引きが行われ、星議員の質問に対する答弁の中でも申し上げましたが、福島県白河地方・会津地方原子力損害賠償本部による東京電力、文部科学省、国会議員等に対する要望活動については、これまで本部全員による要望活動だけでも3回行っており

ます。現在までのところ、前向きな回答は得られません。あくまでも福島県全域の賠償を基本に、さらなる活動を進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、村民に対するお金の支援ということではありますが、過日、議会全員協議会でもご説明いたしましたように、現在、村では東日本大震災による地震被害及び放射能影響を克服し、より魅力的な村をつくることを基本理念とし、緊急かつ重点的な取り組みを進めるための鮫川村復興計画の策定を進めております。

本計画は、地震災害及び原子力災害からの復興に向けた全村的な施策の基本となるべきもので、この計画を進めていくため、予算に重点を置いた予算執行となっていくと思われまゝるので、ご理解とご協力をお願ひし、答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 岡部君。

○1番（岡部 明君） 農業については、これから実際のところ、高齢化になる。また、地域でも病気になる人がいて、農業が続けられない、田んぼをつくってくれないとかという話がかんり出ています。私も実際、田んぼを借りてやっていますけれども、その話がまたことしだけでも、2町5反くらい、まだ面積が来ています。ですが、私一人の考えではそういうでできるわけではないし、もう労力だけでも足りない。

そういう考えの中でちょっとこの問題を出したんですけれども、できれば、集落農業的なことを考えながら、農家で今、コスト削減の形からいうと、新しい機械を買って農業を続けていくのではなくて、やっぱり機械をリースするような、また、その運転者がいないんならば、その委託作業で助けてあげるような、そういう農業の政策。また、畜産業に対しても、現在、最高年齢の人で85歳までやっているんです。その85歳の人が何でできるかという、やっぱり堆肥出したり、牛のちょっと移動か何かという息子が出来たりとか、そういう形でやっているんです。

ここを見ていくと、後継者がいない人は畜産業もそういう助けがないからやめるとか、事故、けがなんかもあるからやめてしまうという人がかなりだと思ひます。今回、原発の関係で4月からえさ食わせられないと、その心配も、今、出ていますけれども、そういう事業展開することで、地域の農業のコストの削減と、あとは存続にかけてやる方法と、その形で持っていけるんじゃないかと思ひますが、その点について伺ひます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 1番、岡部議員の後継者不足の中での農業経営ということではありますが、これは農林課サイド、あるいは農業委員会サイドのお話ではないかと思ひますが、集落

農業という言葉、今、岡部議員から出ましたが、これらも検討しながら、十分、こんな事業体系に取り組んでもいいのではないかと考えております。

ぜひ、この集落農業というのは、地域の担い手が核となって行う事業でありますから、どうぞ、岡部議員が中心となりまして、こういったのを呼びかけて村全体に広げれば、鮫川村の農業も守れるのではないかと思います。そういった集落農業に対しましてのいろいろな支援策は、農林課、あるいは農業委員会等で検討させていただきたいと思っております。

また、高齢者でできる畜産経営なんかもそのとおりであります。こういった高齢者の支援対策等も地域で考えなければならない課題かなと考えております。この辺、どうぞ、集落営農の中で解決できる事案ではないかと考えております。

○議長（前田三郎君） 岡部君。

○1番（岡部 明君） 1番の今の農業についてはわかりました。

2番の集落座談会なんですけれども、今、村長の答弁によりますと、いろいろな対談の流れがあるから今回はという話なんですけれども、でも、中で、今の生活の改善ですか、慶弔費なりそういう経費をみんなで見直そうという考えが出ていたと思っております。うち、青生野区でもその話は区長さんが話はしましたけれども、全然進んでいない状態です。

こういう原発で、地震でと、こういう容易でないときだから、そういうことを今度は村もそうですが、行政区も、また本当のところを言うと、もっと下がった組の中で話し合っ、その組の中から少しずつでも改善していく、変えていく、やっていくという形が本当だと思うんですけれども、今、時期的なことを考えると、そういう方向が一番みんなのためになるのかなという、そういう思いです。うちのほうの組ではちょっと、うちのほうは引き継ぎしましたけれども、その中でお見舞い関係、それからお悔やみ関係については改善しようと、そういう話を今、持っています。

これは議会の中で言う話ではなくてもいいとは思いますが、でも、改善策、生活の中で困ったことがあれば、そういう話を持っていく、やっていくというのが本当だと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 1番、岡部議員の再質問であります。新生活運動ということであろうかと思いますが、これは4年ほど前に皆さんにお願いして取り組んだ事業であります。地区によってはこのとおりやっている事業もありますし、職員ではあえて村の取り決めを守っている職員もおります。

こういったことで、できれば岡部議員の地区からでも始めれば、これが波になって広がっていくのではないかと思います。渡瀬地区では、しっかりと新盆なんかは実施されているようでもあります。地区によっていろいろ開きがあるようではありますが、村でお渡ししました指針で地域でそれぞれ取り組んでいただければと考えております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 岡部君。

○1番（岡部 明君） 3番の老人介護についてなんですけれども、今は「ひだまり荘」と西山の介護施設あるわけなんですけれども、実際の20年、30年の中でいくと、1人に1人を支えなければならないという、そういう世の中が来るとなると、とにかく今は若い人たちは支えられない状態になってくるのかと思います。

その中で、今、孤独死のこともあるんですけれども、案としては、昔、江戸時代のころなんか長屋暮らしなんかしていたみたいですね。あの長屋暮らしのやり方を、今、この山間地に入れて、そして共同生活をしてその中でお互いに介護するという、そういうやり方を今ちょっと試みているところがあります。まだ、それもできなくてとって、鮫川村ではひとり暮らしの人には電話をつけて、村では補助金等を出しながらやっていますけれども、ところによっては、玄関先にこういう金の輪を、20センチぐらいの輪っかを、朝ぶら下げて、夕方回収すると、そんな簡単な方法で元気を見るとか、そういう考え方をしているんです。

あと、また、配線を、近くの管理かもしれないですけれども、6軒、7軒で共同で、もう緊急の場合には赤いパトランプをつけると、見えやすいところにおいて。そういう方法も、簡単な救護措置かもしれないけれども、そういう形があります。実際、うちのほうでも、昨年、やっぱり新妻さんがいつの間にか亡くなってしまったと。それが349の道沿いの見えやすいうちなのに、それがわからなかったと。やっぱりそういう形がしていれば、多分、緊急時助かったのかなと、そういう思いもあります。その辺についてもお願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 1番、岡部議員の老人の、特にひとり暮らしの老人の安否を確認の事案であります。鮫川村は、高齢者の優良賃貸住宅、これに今、お世話になっている方、あとは居住棟のサービスも、あそこは16人入れますね。ああいった宅老的な施設がもっとたくさん必要になるのかな、そういう思いではおります。こういった施設、「ひだまり荘」のある後ろ、今ほど申し上げた分譲地として4区画空いているんです。あの辺に宅老的な施設をつくってはどうかと、そういう提案も今、検討もしているところでもあります。ひとり暮らし

が、夏場は平気なんですけど、冬期間、それで生活、あとは隣近所のお付き合いも冬期間は少なくなりますね、夏場と違って冬期間。こういったときに冬期間だけでもひとり暮らしを避ける、孤独死を避ける、そういった手法で解決できないかなという思いではあります。

何せ、鮫川村は点在していますからね。込んでいる地域だと、リングの飾りとかランプでお知らせするのもいいんでしょうけれども、一軒家が多いのが実態でありますから、その辺、皆さんと相談しながら、宅老的な集団生活、こういったところで介護保険につながらない老人を守っていく施設はできないものかという、今、検討しているところであります。

○議長（前田三郎君） 岡部君。

○1番（岡部 明君） 2番目の集落座談会のことで一緒に触れられたんですけども、2番議員の宗田さんが話したように、雪かきの件なんですけれども、トラクターでやるということを手伝うというかヘルパーみたいな感じでやるということ、実際、私もやっています。やっているだけども、問題はトラクターあっても後ろにつける作業機が問題なんです。トラクターで結局はフロントローラーがあったり、後ろの作業機があたりというならば、トラクターあってもやっぱり除雪というのはできるんです。やっぱり除雪機械は、作業機だけでも、多分、うちのほうの機械で15万ぐらい、そういう金額になります。個人的にいろいろ考えながらやっているところもあるんですけども、助成してもらえれば、作業機的なこともちょっと助成してもらおうような考え、また、その部落の中でもそういう作業機を購入するという形も必要なるかと思えますけれども、それも検討してもらいたいと思います。

4番については、答弁で結構です。

5番に移らせてもらいます。

5番については、私は12月の最終の日に東京電力の補償問題の関係で村のほうに相談に来たんですけども、そのときにその線引きの話をしました。

その内容は、今回、私も流れの中で話ししながらですけども、線引きという中よりも、本当は実質被害というのを調査して、それから線引きするのが本当ではないかと、そんな話ししました。東電の人も納得しましたけれども、結局、今回、村長さんも何回もほかのところに行って、そういう今の線引きの解釈の話はしていますけれども、わかってもらえないのであれば、実質被害をこういう状態だと、実際、村の被害はこんなになっているんだぞと、そういうものを提示しながら、そして解消してくれという話が必要だと思えます。

あと、もう一つは、それが無いとすれば、今度の補償問題、それは今回もずっと来ていたんですけども、人数的にはそんなに来ていないです。細かく、個人的なことなんですけれ

ども、来ると、かなり3月11日以降からの補償問題の中に入っているんです。牛関係から食料から、そういうのも全部入れていくと、かなりのものになっていくと。でも、みんなの話を聞きますと、その仕方がわからないと。要するに基準値なり、その流れと請求の方法がわからないと。そういう状態です。

お願いとしながらですけれども、村のほうでも書類等の請求、例えば添付書類と、そういうことについての協力してもらいたいし、なおかつそういうことをしてもらいながら、補償をしてもらうような体制をとって、なおかつあしたに向けて頑張れるような鮫川村にしてもらいたいと思っています。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 1番、岡部議員の再質問であります。東京電力は、この線引きを盾に、線引きされた地区にはお支払いしません。ですが、損害ある場合は、その賠償には十分応じます、ですから、請求してください。こう言っているんです。全然、ただ、一律のお支払いはしないということですが、したくないということですね。したくないのは、線量が低いからする必要ないと判断したと。これは紛争審査委員会の、払う必要がないということと言ったから、その意見を盾に支払わないと言っていて、ただ個々の請求には応じます。皆さんそれぞれに損害をこうむっている方は遠慮なしに請求してください、すべてお支払いします、こう言っているんです。

ただ、請求の仕方がわからない。これは12月、毎月来ていたんですよ、毎週、役場に。正庁に、相談会設けたんです。ですから、皆さん、東京電力に直接相談しにくい人は、役場の窓口に来て、農業の方は農林課に来てもらうと相談の仕方を教えます。遠慮なしに、ただ、微々たるお金だから面倒くさいということになってしまうんですよ。個々で請求すると。ですから、私は個々の積み上げがあの一律の40万と8万で我慢できると思ったのね。ですから払えと言っている。ただ、東京電力ではそういう個々には払いたくない。ただ、めいめいの損害に応じてはお支払いしますということですから、当然、厄介でも遠慮しないで、それぞれの課に相談してもらえればということです。ですから、そういった相談者に対しては、例えば農業の方は農林課に行って相談してみてというご指導をいただければと思います。

○議長（前田三郎君） 岡部君。

○1番（岡部 明君） 最後にします。

いろいろなことが今、地震から原発のことから、本当に今、村でも容易でないときだと思えます。でも、今回、私も今の補償問題の話でここ何軒かずっと歩いているんですけれども、

本当にぎりぎりな状態になってきているのかなと思います。今回、4月からまた牛のえさなんかも食わせられない。お金がなければ草も買えないではないかと。そうしたら牛どうするんだと。現実問題です。

私としては、そんなこといつまでも考えていられないから、何とか前向きな方向でやってほしいなと思っています。

質問終わります。ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） これで一般質問を終わります。

◎議案第1号～議案第7号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第4、議案第1号 平成23年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）から日程第10、議案第7号 平成23年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの7議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

[議会事務局長朗読]

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第1号から議案第7号までの7議案について提案理由をご説明申し上げます。

主に事項別明細書、これで説明を申し上げます。

議案書1ページ、事項別明細書1ページをごらん願います。

平成23年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）です。補正前の予算額が34億9,860万2,000円に対しまして、今回、8億2,037万6,000円を増額し、補正後の予算総額を43億1,897万8,000円とするものであります。

今回の補正予算の8割近くが消防・防災関係の予算であります。政府が東日本大震災後、数次の補正予算を組んでおりますが、その中の消防・防災関係の予算を導入しまして、本村の消防・防災機能を強化するため、今回、提案するものであります。

主なものですが、一般質問の中でも答弁しておりますが、1つは、情報通信ネットワークの整備であります。本村の防災行政同報無線は、昭和60年に農村情報無線として整備し、昭

和61年度から供用を開始しております。その後、平成13年度と14年度に山村振興特別対策事業により固定局を更新するとともに、気象観測装置を設置したところであります。

しかし、大規模災害に迅速に対応するためには、災害対策本部にリアルタイムで現場から必要な情報を収集することが求められております。また、現場に的確な指示を出すためには、画像の情報も必要になりますので、事態に迅速に対応できるシステムの構築を国・県からも指導されていたところであります。今まで、国の制度では補助率も3分の1程度で、残りの財源についても起債は認めてはいますが、元利償還には交付税措置制度はなく、全額市町村負担での実施であります。

ところが、今回、東日本大震災を受け、政府の方針が変わりました。補助の残額に対し、特別交付税措置を講ずるほか、起債、これは緊急防災・減災事業債です、につきましても、この起債は過疎債と同じく低利な利息だそうです。償還額の7割を交付税措置するなど、大幅な改善がなされたところであります。ただ、この制度は恒久的なものではなく、今回の補正予算限りであるという情報が県から寄せられたため、急いで導入に手を挙げたものであります。事業につきましては、平成24年度に繰り越して実施するというところでありますので、23年度は全く何もできません。ご理解いただきたいと思っております。

それでは、事項別明細書の3ページをごらん願います。

歳入です。8款地方特例交付金135万6,000円の増額は、児童手当及び子ども手当の村負担に対する補てん金であります。

9款地方交付税の震災復興特別交付税1億1,861万8,000円の増額は、ただいまご説明いたしました消防・防災関係事業に対する特別交付税であります。

次に4ページをごらんください。13款国庫支出金です。3目土木費国庫補助金の2節住宅費補助金の社会資本整備総合交付金、家賃の低減化事業の239万円は、制度変更による増額であります。

7目消防費国庫補助金、1節消防費補助金の消防団安全対策設備整備費255万8,000円は、トランシーバー、投光器、ヘッドライト等の整備に対する補助金であります。次に、消防防災施設災害復旧費460万円は、防災デジタル無線中継基地整備に対するものであります。消防防災設備災害復旧費1億6,240万円は、移動系の防災行政無線整備に対する補助金であります。次に、消防防災通信基盤整備費1,460万円は、同報無線の固定局整備に対する補助金であります。

次に、14款県支出金です。2項県補助金、1目総務費補助金の1節総務管理補助金の福島

県市町村復興支援交付金 2 億 2,483 万円は、これは 12 月の定例議会で可決されました東日本大震災復興基金の原資であります。

2 目民生費県補助金、1 節社会福祉費補助金の地域支え合い体制づくり事業費、除雪支え合い体制事業 152 万 8,000 円は、先ほど説明しました高齢者世帯向けの除雪機整備と運営費の補助金であります。補助率が 10 割で、この除雪機を導入できる事業であります。高齢化が進み、除雪作業が大変になっている現状から、いち早く導入申請をしたものであります。

5 ページをごらんください。14 款県支出金の 2 項県補助金、3 目衛生費県補助金、1 節保健衛生費補助金の高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業 102 万 3,000 円は、一般質問の中でお答えいたしました震災特別事業の一つで、65 歳以上の高齢者に無料で接種するための補助金であります。

次に、9 目農林水産業施設災害復旧費県補助金、1 節林業用施設災害復旧費補助金の林業施設災害復旧事業費 710 万 4,000 円は、林道の災害復旧に対する補助率増高措置により増額するものであります。

3 項委託費、4 節選挙費委託金の福島県議会議員選挙執行経費 210 万 4,000 円の減額は、無投票によるものであります。

6 ページです。16 款、寄附金の 2 目 1 節教育費寄附金の奨学基金寄附金 100 万円は、赤坂東野広畑出身の松本春美様から寄与されたものであります。

17 款繰入金の 1 目 1 節財政調整繰入金 981 万 9,000 円の減額は、充当していた事業の費用が確定したため、減額できるものを基金に戻し入れするものであります。

7 目 1 節教育施設整備基金繰入金の西山体育館災害復旧事業費 2,380 万円の減額は、24 年度に、防災・減災事業債という償還金に対する交付税措置 7 割の起債事業で実施できる見通しが立ったため、今回、中止するものであります。

次に、19 款諸収入、1 目雑入の東日本大震災復興宝くじ交付金及び全国市町村振興協会災害対策支援交付金 527 万 2,000 円と、財団法人福島県市町村振興協会市町村交付金 156 万 3,000 円が福島県市町村振興協会より交付されております。

7 ページをごらんください。20 款村債です。議案書 7 ページ。辺地事業債に 270 万円の減額です。過疎対策事業債は 100 万円の減額です。臨時財政対策債と公営住宅事業債は変更ありません。災害復旧事業債は、農林水産業施設災害復旧事業債 910 万円、その他の公共・公用施設災害復旧事業債 320 万円、あわせて 1,230 万円を減額するものであります。緊急防災・減災事業債 3 億 2,320 万円は、冒頭でご説明いたしました消防防災事業実施のための起債で

あります。起債の方法、利率、償還の方法は従前のとおりであります。

次に、事項別明細書の8ページをごらん願います。2款総務費の5目財産管理費、25節積立金の東日本大震災復興基金2億2,483万円、これは歳入で説明したとおり、県から交付されたものを積み立てて、復興計画に基づき、24年度から有効に活用していくための基金であります。

総務費の選挙関係の予算はすべて無投票であったため減額するものであります。

10ページをごらんください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節負担金、補助金及び交付金の社会福祉協議会活動補助金120万円は、社会福祉協議会が行っている生活資金貸付事業を拡充させるため、原資を交付するものであります。

11ページです。民生費の2目老人福祉費、18節備品購入費の除雪機械一式148万4,000円は、県の補助事業で購入し、高齢者世帯の除雪作業負担の軽減を図るものであります。

2項児童福祉費、5目こどもセンター費、8節報償費に退職報償金146万5,000円は、嘱託職員雇用規定により、幼児送迎バス運転手2名が定年退職するための退職報償金であります。

19節負担金、補助金及び交付金の幼児送迎バス添乗業務補助金39万9,000円は、こどもセンター保護者が雇用している幼児送迎バス添乗員1名が退職するため退職報償金分を補助するものであります。

12ページをごらんください。4款衛生費です。1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、13節委託料の住民総合健診業務221万1,000円の減額は、事業費の確定による減額であります。

20節扶助費87万円と、28節繰出金129万円のこども医療費、妊産婦医療費は、無料化のための医療費支給見込みによる補正であります。

2目予防費、13節委託料の予防接種業務199万6,000円の減額は、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌等の接種見込み者の減少によるものであります。

次に4目環境衛生費、17節公有財産購入費の鉤木田水源地周辺国有林野購入費695万円の減額は、当初、森林管理署から10アール当たり15万円前後の額を提示されましたが、営林局等の粘り強い交渉の結果、5分の1程度の額で買い入れすることができました。そのための減額であります。10アール当たり3万円で購入することができました。

次に19節負担金、補助金及び交付金の浄化槽設置整備事業補助金265万4,000円の減額は、事業費の確定見込みによるものであります。その下の地震災害被災者自家水道復旧支援補助金118万5,000円の減額は、事業費の確定見込みによるものであります。

28節繰出金の簡易水道事業特別会計280万円の減額は、入札差額と新規加入負担金の増額

によるものであります。

13ページをごらんください。6款農林水産業費です。1項農業費、3目農業振興費、19節負担金、補助金及び交付金の大豆振興対策事業補助金279万1,000円の減額は、事業費の確定によるものであります。

次に、6目農地費、13節委託料の大久保農道整備工事測量設計業務230万円の減額は、事業費の確定によるものであります。

15ページをごらんください。8款土木費、3項住宅費の2目住宅建設費で、17節公有財産購入費の定住促進住宅用地費115万5,000円の減額は、西山・水口団地整備用地費の確定によるものであります。

次に9款消防費です。消防費につきましては、冒頭でご説明いたしましたように、国の緊急防災・減災事業の予算を計上しております。

1目非常備消防費の11節需用費の消耗品費97万2,000円は、消防団安全対策設備整備事業へのヘッドライトを整備する予算であります。

16ページをごらんください。18節備品購入費671万円は、消防団活動用のトランシーバー60台、バルーンライトというのは、これは発電機付きの投光器だそうです、発電機付き投光器、あとはボールライト、これはボールライトというのは誘導棒だそうです、ボールライト、誘導棒を整備するものであります。

次に2目消防施設費、19節負担金、補助金及び交付金の白河地方広域市町村圏整備組合消防費負担金1,378万9,000円は常備消防の救急無線をデジタル化するための負担金であります。

17ページをごらんください。15節工事請負費6億292万3,000円は、防災行政無線をデジタル化するため、固定局、移動局等を整備し、防災放送の迅速化と災害発生時における現場との交信システムを整備するものであります。

次に10款教育費です。1項教育総務費、2目事務局費、28節繰出金の奨学金100万円は、松本春美氏の寄附金を奨学基金に積み立てるために繰り出すものであります。

18ページをごらんください。一番下、2目公民館費、15節工事請負費の公民館トイレパーテーション交換工事150万円は、公民館全館のトイレの仕切りを改修するものであります。

19ページをごらんください。6項保健体育費、2目体育施設費、15節工事請負費の村民運動場夜間照明施設整備工事1,200万円は、修明鮫川高校のグラウンドでもあります村民運動場を災害時の緊急避難場所として、あるいは防災ヘリポートとしても活用するため、夜間照明設備を8基整備するものであります。ヘリポートの面的な整備につきましては、24年度の

補正予算で対応できるよう、現在、県と協議中であります。

次に、3目学校給食費、28節繰出金の学校給食センター特別会計547万9,000円は、運営費を古殿町と調整するものであります。

次に、11款災害復旧費、2項農林水産業施設災害復旧施設費、2目現年度林業施設災害復旧費、15節工事請負費の林道災害復旧費200万円の減額は、入札結果等によるものであります。

次に、3項文教施設災害復旧費、2目体育施設災害復旧費の15節工事請負費の西山体育館災害復旧工事2,800万円の減額は、歳入でもご説明いたしましたように、24年度に緊急防災・減災事業として実施するため減額するものであります。

20ページをごらんください。一番上の11款災害復旧費の3目社会教育施設災害復旧費、15節工事請負費の図書館災害復旧工事500万円は、省エネ対策として照明器具や暖房設備を整備するために増額するものであります。

次に、議案書の5ページ、第2表繰越明許費をごらんください。

4款衛生費の高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業102万3,000円、除染対策事業655万5,000円、6款農林水産業費では、バイオマスビレッジ事業1億1,493万4,000円、東前田地区農業用水路整備事業850万円、草牛Ⅱ地区災害治山施設整備事業735万円、8款土木費では、村道遠ヶ竜戸草線改良事業4,496万円、地震災害被災者住宅再建支援事業500万円、9款消防費では、消防団安全対策設備整備事業768万2,000円、白河地方広域市町村圏整備組合消防救急無線デジタル化整備事業負担金1,378万9,000円、防災行政デジタル無線整備事業6億629万4,000円、10款教育費では、村民運動場夜間照明施設整備事業1,200万円、村民運動場バックネット補修事業170万円、11款災害復旧費では、林道前沼八斗蒔線林道施設災害復旧事業650万円、荻ノ沢地区台風15号災害農地等施設災害復旧事業351万円、農業者トレーニングセンター災害復旧事業260万円、図書館災害復旧事業6,000万円等、繰り越す事業は16事業、事業費の合計は9億239万7,000円であります。これらの事業は24年度中の完成が義務づけられておりますので、議員各位のご協力をお願いする次第であります。

次に、6ページ、第3表、債務負担行為補正です。

これは、平成18年12月定例会で承認いただきました畜産農家の素牛導入資金に対する支援措置の変更であります。

今回の放射能汚染により、肉用牛の出荷ができなくなった関係で、債務負担行為設定期限を3年延長することと、これにより支払利息が増加することに伴い、債務負担行為設定額を

15万7,000円から19万9,000円に4万2,000円増額するためのものであります。

次に、事項別明細書の23ページをごらんください。事項別明細書の24ページです。

歳入です。1款国民健康保険税、1目一般被保険者国民保険税の1節医療給付費分現年課税分87万1,000円の減額、2節後期高齢者支援金分現年課税分は48万8,000円の減額、3節介護給付金現年度課税分は29万6,000円の減額であります。減額の主な要因は、被保険者の異動によるものであります。

2目退職被保険者国民健康保険税の1節保険給付費分現年課税分39万4,000円の増額、2節後期高齢者支援金分現年課税分21万3,000円の増額、3節介護保険給付分現年課税分25万4,000円の増額であります。増額の主な要因は、被保険者の増加等であります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費負担金、1節現年度分の療養給付費887万7,000円の減額は、費用の確定によるものであります。

25ページです。1目財政調整交付金、1節普通調整交付金759万4,000円の増額は、対象となる23年1月から12月までの医療費が当初見込みより増加しているため、増額するものであります。

3款療養給付費325万1,000円の減額は、医療費の確定によるものであります。

26ページをごらんください。6款共同事業交付金、1目1節共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金1,503万9,000円の減額は、12月時点で推計した80万円以上かかる高額医療費支給対象者が当初見込みより減少するため減額されるものであります。

2節保険財政共同安定化事業交付金422万3,000円の減額は、30万以上80万未満の高額医療対象者が同様に減少する見込みとなるため、減額されるものであります。

8款繰入金、1目1節一般会計繰入金の乳幼児等医療費128万9,000円は、医療費の増加によるものであります。

27ページをごらんください。歳出です。2款保険給付費の補正は、12月診療までの医療費から推計して補正したものであります。

28ページの7款共同事業拠出金の補正も同様であります。

次に30ページをごらんください。直診勘定です。直診勘定は、補正前の予算額が8,747万1,000円に対しまして、今回、566万6,000円を減額し、補正後の予算額を8,180万5,000円とするものであります。

歳入の主なものをご説明申し上げます。31ページです。1款診療収入の1項外来収入は832万8,000円の減額、2項その他の診療収入は予防接種料が216万増額となります。

32ページです。歳出です。予備費を減額して財源調整するものであります。

議案書の12ページ、事項別明細書の33ページをごらんください。

議案第3号 平成23年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）です。

補正前の予算額1億2,474万7,000円に対しまして、今回、115万円を減額し、補正後の予算額を1億2,359万7,000円とするものであります。

事項別明細書の34ページ、歳入です。1款分担金及び負担金、1目1節給水装置新設負担金の水道新規加入負担金225万円は、落合地区の給水施設工事施工により、11件の新規加入が見込めるため増額するものであります。

4款繰入金、1目1節一般会計繰入金280万円の減額は、新規加入負担金と茅地区給水施設整備測量設計業務委託料が入札により減額できるためであります。

7款村債です。これも議案書14ページを見てください。議案書の14ページ、第2表、地方債の補正です。簡易水道事業債、辺地対策事業債とも30万円の減額であります。減額の要因は茅給水施設整備測量設計業務委託料が入札により減額できるためのものであります。なお、起債の限度額、起債の方法、償還の方法は従前どおりであります。

事項別明細書35ページをごらんください。歳出です。2款施設費、1目水道未普及地解消事業費、13節委託料の茅給水施設整備測量設計業務116万5,000円の減額は、入札結果によるものであります。

議案書の15ページ、事項別明細書37ページをごらんください。

議案第4号 平成23年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）です。

補正前の予算額が885万3,000円に対しまして、今回、20万円を増額し、補正後の予算額を905万3,000円とするものであります。

38ページ、歳入です。歳入は、3款繰入金、1目1節一般会計繰入金20万のみであります。

歳出の1款総務費、1目村営バス事業費、11節需用費の修繕料30万円は、バスの修繕料であります。

次に、事項別明細書の39ページをごらんください。

議案第5号 平成23年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）です。

補正前の予算額が4億1,405万8,000円に対しまして、今回、82万円を減額し、補正後の予算額を4億1,323万8,000円とするものであります。

40ページ、歳入です。1款保険料の1目、第1号被保険者保険料240万5,000円の減額は、低所得者の増加によるものであります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金103万6,000円は、介護保険料国庫負担金の確定見込みによるものであります。

2項国庫補助金、4目1節介護保険事業費補助金の介護保険事業費110万2,000円は、介護報酬の改定に伴うシステム改修費補助であります。

4款支払い基金交付金、1目介護給付費交付金260万3,000円の減額は、交付金の決定によるものであります。

42ページです。歳出です。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料の介護保険制度改定に伴うシステム改修業務220万5,000円は、国庫補助金でも説明したとおりであります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、19節負担金、補助金及び交付金の負担金567万7,000円の減額は、震災による利用者の減少と、ひだまり荘短期入所利用者の増加によるものであります。

3目地域密着型介護サービス給付費、19節負担金、補助金及び交付金の負担金577万4,000円の増額は、特別養護老人ホームさめがわ入所者の増加によるものであります。

43ページをごらんください。2項介護サービス等諸費、3目地域密着型介護予防サービス給付費、19節負担金、補助金及び交付金の負担金444万5,000円の減額は、グループホームさめがわ入所者の減によるものであります。

6項1目特定入所者介護サービス費の19節負担金、補助金及び交付金の負担金135万5,000円は、低所得利用者の増によるものであります。

3款基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、25節積立金299万9,000円は、今後の介護保険料増加に備えるために予備費を減額して積み立てるものであります。

次に、議案書の20ページ、事項別明細書45ページをごらんください。

議案第6号 平成23年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）です。

補正前の予算額1億2,913万8,000円に対しまして、今回、161万8,000円を減額し、補正後の予算額を1億2,752万円とするものであります。

事項別明細書の46ページです。歳入です。1款分担金及び負担金、1目古殿町負担金、1節運営費負担金534万7,000円の減額と、2款繰入金、1目1節一般会計繰入金の運営費553万7,000円の増額は、負担調整によるものであります。

古殿町負担金の2節給食費負担金の105万3,000円の減額は、児童生徒数の減員と、給食日数の減によるものであります。

47ページをごらんください。歳出です。2款給食費、11節需用費の給食材料費180万5,000円の減額は、児童生徒数の減員と、給食日数の減によるものであります。

次に、事項別明細書の49ページをごらんください。

議案第7号 平成23年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）です。

補正前の予算額3,417万2,000円に対しまして、今回、41万8,000円を増額し、補正後の予算額を3,459万円とするものであります。

事項別明細書の50ページをごらんください。歳入です。1款後期高齢者医療費保険料41万8,000円を増額は、被保険者の異動によるものであります。

歳出は、2款後期高齢者医療広域連合給付金46万円の増額であります。

以上で、議案第1号から議案第7号までの7議案についての説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

◎議案第8号～議案第23号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第11、議案第8号 鮫川村指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例から日程第26、議案第23号 鮫川村薪ステーション設置条例までの16議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第8号から議案第23号までの16議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第8号 鮫川村指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、平成24年度から運営が開始される「鮫川村豊かな土づくりセンター」、「鮫川村薪ステーション」、「鮫川村大学連携試験研究施設」につきまして、指定管理者に管理を委託できる施設として追加するものであります。

次に、議案第9号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正す

る条例につきましてご説明申し上げます。

本議案は、現在の鮫川村移動通信用鉄塔施設に新たに鮫川村前折戸無線局を追加するための条例の改正であります。

次に、議案第10号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

大字赤坂東野字広畑出身の松本春美氏より鮫川村奨学基金に役立ててほしいという100万円の寄附がありましたので、これを奨学金の原資として追加するものであります。

次に、議案第11号 鮫川村税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

改正の第1点は、地方税法の改正により、震災による雑損控除申告期限を変更するものであります。

2点目は、退職所得の分離課税にかかわる所得割控除10分の1控除を、平成25年1月1日に廃止するものであります。

3点目は、村たばこ税の税率引き上げを、平成25年4月1日より引き上げるものであります。わかば、エコーといういわゆる旧3級品たばこを1,000本当たり2,160円から2,495円に、セブンスター等の旧1級品たばこを4,618円から5,262円に引き上げるものであります。

4点目は、東日本大震災の復興財源として、平成23年度から35年度までの10年間に限定して、村税均等割を500円引き上げるものであります。また、県民税も同じく500円加算になるものであります。

次に、議案第12号 鮫川村公民館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

従来、社会教育法により、公民館運営審議会の委員選定基準が定められていましたが、地域主権改革第2次一括法の改正により当該規定が削られ、選定基準は市町村の条例によることとされたため改正するものであります。

次に、議案第13号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

第5期介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、村の介護保険料率を改定するものであります。ご承知のとおり、時代の変遷とともに施設介護サービス等を利用する方々がふえているため、現行制度では介護保険料を引き上げざるを得ない状況に置かれているものであります。

次に、議案第14号 鮫川村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例につい

てご説明申し上げます。

本議案は、国土調査により、越虫工業団地の地番が変更になったため改正するものであります。

次に、議案第15号 鮫川村鹿角平観光牧場設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

鹿角平観光牧場に新設されましたクロスカントリーコースと、更衣室を加える一方、パラグライダー等エリアといこいの広場を廃止するものであります。

次に、議案第16号 鮫川村分担金徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

農地等災害復旧事業の分担金率は要綱で定めていましたが、今回、条例事項に統一するため改正するものであります。

次に、議案第17号 鮫川村村営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、広畑団地建てかえ事業による戸数の変更に伴う改正であります。

次に、議案第18号 鮫川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、地域主権改革第一次一括法の改正に基づき、公営住宅法第23条及び法施行令第6条が改正されたことに伴い、現状の入居要件等を維持するために条例の一部を改正するものであります。また、あわせまして、渡瀬団地テレビアンテナ共同受信施設の使用料を条例で定めるものであります。

次に、議案第19号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

現在、旧教員住宅の水口・中山・反田住宅の浄化槽維持管理料は要綱に基づき徴収しておりますが、これを今回、条例事項として定めるものであります。

次に、議案第20号 鮫川村大学連携試験研究施設設置条例についてご説明申し上げます。

本議案は、大字富田字八斗蒔79番地に整備しました大学連携試験研究施設を、平成24年度から運営開始するために、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第21号 職員の給与の特例に関する条例についてご説明申し上げます。

今後、震災復興、原発放射能汚染対策等、財政事情が相当厳しくなることが予想されるこ

とから、平成15年度より毎年抑制している職員の手当てについて、引き続き減額を行うものであります。減額対象手当は、特別調整額、管理職手当です、これの20%減額と、通勤手当の支給上限を16キロまでとするものであります。

次に、議案第22号 鮫川村豊かな土づくりセンター設置条例についてご説明申し上げます。

平成24年度から運営が開始される豊かな土づくりセンターについて、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、設置及び管理に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第23号 鮫川村薪ステーション設置条例についてご説明申し上げます。

平成24年度から運営が開始される薪ステーションについて、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、設置及び管理に関し必要な事項を定めるものであります。

以上で、議案第8号から議案第23号までの16議案についての説明を終わります。原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

◎議案第24号～議案第28号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第27、議案第24号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてから日程第31、議案第28号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの5議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第24号から28号までの5議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第24号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてをご説明申し上げます。

本件は、渡瀬辺地の計画変更であります。今後、渡瀬字福原地内に普通車の小型動力ポンプ積載車を配備するため、現在の辺地計画に消防車庫1棟を追加するものであります。

次に、議案第25号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び福島県市町村総合事務組合同約の変更についてをご説明申し上げます。

平成24年3月31日をもって、福島県市町村総合事務組合から伊達市国見町大枝小学校組合、田島・下郷町衛生組合、西部環境衛生組合、西白河地方衛生処理一部事務組合及び白河地方水道用水供給企業団を脱退させ、平成24年4月1日から南会津地方環境衛生組合を加入させるため、規約の変更を行うものであります。

次に、議案第26号 工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

平成23年8月12日に請負契約を締結いたしました、社会資本整備総合交付金事業、村道遠ヶ竜戸草線改良工事について、施工延長を369メートル追加して施工するため、現在の工事請負金額に消費税込み1,134万2,100円を追加契約したいので、議会の議決を求めます。なお、変更契約の原資につきましては、入札差金を充てるものであります。差金がありました。

次に、議案第27号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本議案は、鮫川村高齢者総合福祉センターひだまり荘、村民保養施設交流福祉センターさざり荘、鮫川村高齢者向け優良賃貸住宅について、指定管理者を社会福祉法人鮫川村社会福祉協議会とし、期間を平成24年4月1日から平成27年3月31日までとするため、議会の議決を求めます。

次に、議案第28号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本議案も、議案第27号同様、鮫川村食と農の学習施設、鮫川村農産物加工・直売所「手・まめ・館」、鮫川村特産品加工施設、鮫川村農産物保管調整施設、鮫川村豊かな土づくりセンター、鮫川村薪ステーションについて、指定管理者を鮫川村農産物加工・直売所運営協議会とし、期間を平成24年4月1日から平成27年3月31日までとするため、議会の議決を求めます。

以上で、議案第24号から議案第28号までの5議案につきましての説明を終わります。原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

◎会議時間の延長について

○議長（前田三郎君） お諮りします。

ただいま、本日の会議閉会時刻18分前です。会議規則第9条第2項の規定によって本日の会議時間はあらかじめ午後6時まで延長します。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

◎議案第29号～議案第37号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第32、議案第29号 平成24年度鮫川村一般会計予算から日程第40、議案第37号 平成24年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算までの9議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

[議会事務局長朗読]

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第29号から議案第37号までの9議案について説明を申し上げます。

それでは、議案第29号 平成24年度鮫川村一般会計予算から議案第37号 平成24年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算までの9議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成24年度予算編成方針につきましては、冒頭のあいさつで申し上げましたとおりであります。

一般会計・特別会計予算書及び予算説明書をごらん願います。1ページをごらんください。

議案第29号 平成24年度鮫川村一般会計予算ですが、予算総額27億9,300万円で、全年度比8,500万円、率にして3%の減額予算となっております。

歳入予算に占める村税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入及び繰入金、繰越金、諸収入などの自主財源は、4億7,207万4,000円で、予算総額の16.9%、国庫支出金、県支出金、地方交付税、村債などの依存財源は、27億2,092万6,000円で、予算総額の83.1%であります。

7ページの第2表、地方債ですが、詳細は22ページをごらんください。

辺地対策事業費は4,800万円であります。これは、村道遠ヶ竜戸草線改良事業債1,230万円、青生野と荻ノ沢に整備いたします携帯電話等エリア整備事業債2,180万円等であります。過疎対策事業債は5,780万円であり、ふるさと林道緊急整備事業債1,350万円、バイオマス推進1,070万円、過疎地域自立促進事業債、いわゆるソフト事業であります3,060万円等であり

ます。臨時財政対策債は1億円であります。公営住宅建設事業債は3,970万円であります。広畑団地建てかえ事業債であります。災害復旧事業債は1,430万円あります。昨年度、震災と台風等で被災しました村道の災害復旧事業債であります。緊急防災・減災事業債3,450万円は、西山村民体育館耐震補強事業債であります。

7ページに戻ります。起債の方法は、証書借り入れまたは証券発行、利率は5%以内、償還の方法は起債日から30年以内の期間において、基金の融資条件並びに村長の定めるところにより償還いたします。ただし、村財政の都合により償還期限を短縮し、または、繰り上げ償還もしくは低利に借りかえすることができるものとしております。

次に、歳入の主なものですが、10ページ、1款村税は、個人村民税が8,100万円、法人村民税が1,050万円、固定資産税が1億3,118万円、国有資産等所在地市町村交付金が601万3,000円、軽自動車税が1,049万2,000円、たばこ税が600万円あります。

12ページです。9款地方交付税の普通交付税は13億9,776万8,000円で、前年度と比較しまして590万9,000円を増額しております。増額の要因として、政府が地域経済・雇用対策費として特別枠を設けておりますので、これを見込み増額したものであります。

14ページです。13款国庫支出金の主なものですが、1目民生費国庫負担金、1節障害者自立支援給付費3,529万8,000円、子どものための手当負担金が3,676万8,000円、2目災害復旧費国庫負担金の1節公共土木施設災害復旧負担金が3,190万1,000円となっております。

15ページです。2項国庫補助金では、3目土木費国庫補助金の1節道路橋りょう費補助金2,600万円は、村道遠ヶ竜戸草線改良事業補助金であります。その下の2節住宅費補助金の公営住宅整備事業3,975万円は、広畑団地の建てかえ事業補助金であります。

16ページです。14款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金の1節総務管理費補助金の携帯電話等エリア整備事業費5,984万8,000円は、青生野の江堀地内と西野の荻ノ沢地内に整備する携帯電話基地局整備に対する補助金であります。

17ページです。5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金に、中山間地域直接支払交付金7,825万4,000円を計上しております。

19ページです。17款繰入金ですが、1目1節財政調整基金繰入金は、前年度と同額の1億円を計上しております。2目1節福祉基金繰入金は1,000万円を計上しております。

20ページです。7目1節教育施設整備基金繰入金は、806万8,000円を計上しております。

次に歳出の予算ですが、事業の主なものにつきましては、お手元に配付しました24年度一般会計主要事業調書をごらんいただきたいと思っております。

次に、87ページをごらんください。特別会計です。

議案第30号 平成24年度鮫川村国民健康保険特別会計です。

初めに事業勘定ですが、予算総額が4億7,720万円で、前年度比1,850万円の減額予算となっております。

93ページです。国保世帯数が599世帯、被保険者数が1,184人は、前年度より減少するものと見込んでおります。一方、1人当たりの保険給付見込み額は1.2%程度伸びるものと見込まれるため、そのまま保険税に反映させると、1人当たりの保険税が5,395円、率にして5.9%上昇してしまうため、保険給付費支払い準備基金から1,000万円を繰り入れ、抑制したところであります。

なお、保険税につきましては、6月に行われます国保運営協議会において審議され、6月定例会において決定されることとなります。

次に108ページをごらんください。直診勘定です。予算総額が7,930万円です。前年度比160万円の減額予算となっております。

109ページです。診療収入ですが、外来収入とその他の診療収入を合わせまして5,507万7,000円を見込んでおります。

3款繰入金、1目1節一般会計繰入金は1,800万円を計上しております。

歳出の主なものですが、111ページ、2ページです。一般管理費が4,162万8,000円、医業費が3,099万2,000円となっております。

次に118ページをごらんいただきたいと思えます。

議案第31号 平成24年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算です。

予算総額が1億1,672万2,000円、前年度と比較しまして67万円の増額予算となっております。

主な事業であります。124ページをごらんください。2款施設費の1目水道未普及地域解消事業費、15節工事請負費4,556万9,000円ですが、落合給水施設整備工事に535万円、茅給水施設整備工事に3,550万5,000円、同じく茅給水施設整備工事単独工事に471万4,000円、これは給水管工事と消火栓設置工事などがあります。これらを計上しております。

次に129ページをごらんいただきたいと思えます。

議案第32号 平成24年度鮫川村村営バス事業特別会計予算です。

予算総額が700万6,000円です。前年度と比べますと54万8,000円の減額予算となっております。

132ページです。歳入の主なものは、1款使用料及び手数料のバス運行収入が430万2,000円、3款一般会計からの繰入金が270万円であります。

歳出の主なものは133ページです。1款総務費、1目村営バス事業費693万円であります。次に134ページをごらんいただきます。

議案第33号 平成24年度鮫川村集落排水事業特別会計予算です。

予算総額が3,079万4,000円で、前年度と比べますと66万円の減額予算となっております。

歳入の主なものですが、137ページです。2款使用料及び手数料の1節集落排水使用料887万7,000円と、3款一般会計繰入金2,115万5,000円であります。

138ページです。歳出の主なものです。1款施設費の1目施設管理費722万円と、2款公債費の2,327万4,000円であります。

次に140ページです。

議案第34号 平成24年度鮫川村介護保険特別会計予算であります。

予算総額が4億2,775万9,000円で、全年度比3,350万8,000円の増額予算となっております。

24年度は向こう3年間の介護保険料の改定年度になっていますが、施設入所者の増加により保険料を大幅に増額せざるを得ない状況になっております。しかし、村内の経済状況を考えますと、震災や原発放射能汚染により厳しい状況が見てとれます。福祉基金を1,000万円取り崩し、抑制を図ったところであります。

歳入の主なものです。144ページです。1款の保険料は5,546万4,000円、3款国庫支出金が、これは負担金7,357万5,000円と交付金4,242万5,000円を合わせますと1億1,600万円です。

4款支払基金交付金の1目介護給付費交付金が1億1,417万9,000円です。

145ページです。5款県支出金は、これも介護費と合わせまして5,613万1,000円です。

7款繰入金の一般会計繰入金の1節介護給付費繰入金が5,921万5,000円であります。この中に介護保険料抑制のための1,000万円が含まれております。

歳出の主なものです。149ページ、150ページをごらんください。2款保険料給付費の1項介護サービス等諸費の1目居宅介護サービス給付費が7,781万7,000円、3目地域密着型介護サービス給付費が1億2,814万6,000円、4目施設介護サービス給付費が9,426万6,000円となっております。

次に、158ページです。

議案第35号 平成24年度鮫川村交流施設特別会計予算です。

予算総額が1,375万円です。前年度と比較しますと99万円の減額予算となっております。

歳入の主なものです。161ページです。1款使用料、手数料の1目交流施設使用料が864万1,000円、2款繰入金の一般会計繰入金が480万円となっております。

歳出の主なものです。162ページです。1款総務費の1項施設管理費、1目一般管理費が1,369万8,000円となっております。

次に164ページです。

議案第36号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計予算です。

予算総額が1億2,047万4,000円です。前年度と比較しますと1,479万1,000円の減額となっております。

歳入の主なものですが、167ページです。1款分担金及び負担金の1目古殿町負担金が7,542万4,000円で、前年度と比べますと909万3,000の減額となっております。

2款繰入金の1目一般会計繰入金は2,820万6,000円で、前年度と比較しますと496万9,000円の減額となっております。

4款諸収入の1目給食費納付金が1,631万3,000円で、前年と比較しますと81万1,000円の減額となっております。

歳出の主なものです。168ページです。総務費の1目一般管理費6,905万8,000円と、169ページ、2款給食費の11節需用費の給食材料費4,899万2,000円であります。

次に、174ページです。

議案第37号 平成24年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算です。

予算総額が3,504万7,000円です。前年度と比較しますと58万7,000円の増額予算となっております。

歳入の主なものです。177ページです。1款後期高齢者医療保険料が1,927万6,000円、2款一般会計繰入金が1,576万6,000円となっております。

歳出の主なものです。178ページです。2款後期高齢者医療広域連合納付金が3,391万6,000円で、前年度比66万2,000円の増額予算となっております。

以上で、議案第29号から議案第37号までの9議案についての説明を終わらせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日 8 日、あさって 9 日及び12日は各常任委員会で議案調査をお願いします。

13日は午後 1 時30分から本会議を開きます。

なお、10日、11日は休会とします。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5 時 1 2 分)

第 1 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成24年第1回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

平成24年3月13日(火曜日)午後1時30分開議

- 日程第 1 議案第 1号 平成23年度鮫川村一般会計補正予算(第7号)
質疑、討論、採決
- 日程第 2 議案第 2号 平成23年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
質疑、討論、採決
- 日程第 3 議案第 3号 平成23年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
質疑、討論、採決
- 日程第 4 議案第 4号 平成23年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第3号)
質疑、討論、採決
- 日程第 5 議案第 5号 平成23年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第3号)
質疑、討論、採決
- 日程第 6 議案第 6号 平成23年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第4号)
質疑、討論、採決
- 日程第 7 議案第 7号 平成23年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
質疑、討論、採決
- 日程第 8 議案第 8号 鮫川村指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 9 議案第 9号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第10 議案第10号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第11 議案第11号 鮫川村税条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決

- 日程第 1 2 議案第 1 2 号 鮫川村公民館条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 1 3 議案第 1 3 号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号 鮫川村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び
活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める
条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 鮫川村鹿角平観光牧場設置条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号 鮫川村分担金徴収条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 鮫川村村営住宅条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号 鮫川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例
質疑、討論、採決
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 鮫川村大学連携試験研究施設設置条例
質疑、討論、採決
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 職員の給与の特例に関する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 鮫川村豊かな土づくりセンター設置条例
質疑、討論、採決
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 鮫川村薪ステーション設置条例
質疑、討論、採決
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
質疑、討論、採決
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び福島県市

町村総合事務組合同規約の変更について

質疑、討論、採決

日程第26 議案第26号 工事請負契約の変更について

質疑、討論、採決

日程第27 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について

質疑、討論、採決

日程第28 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について

質疑、討論、採決

日程第29 議案第29号 平成24年度鮫川村一般会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第30 議案第30号 平成24年度鮫川村国民健康保険特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第31 議案第31号 平成24年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第32 議案第32号 平成24年度鮫川村村営バス事業特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第33 議案第33号 平成24年度鮫川村集落排水事業特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第34 議案第34号 平成24年度鮫川村介護保険特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第35 議案第35号 平成24年度鮫川村交流施設特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第36 議案第36号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第37 議案第37号 平成24年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第38 選挙第1号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について

日程第39 請願について

請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について

審査結果の報告、質疑、討論、採決

日程第40 陳情について

陳情第 5号 福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める陳情書

審査結果の報告、質疑、討論、採決

陳情第 1号 福島県内すべての原発の廃炉を求める陳情書

審査結果の報告、質疑、討論、採決

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第40まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

提案理由説明、質疑、討論、採決

追加日程第2 発議第2号 福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書の提出について

提案理由説明、質疑、討論、採決

出席議員（11名）

1番	岡部	明君	2番	宗田	雅之君
3番	前田	雅秀君	5番	湯埜	良政君
7番	星	一彌君	8番	関根	政雄君
9番	山形	郁夫君	10番	早川	正博君
11番	前田	武久君	12番	坂本	忠雄君
13番	前田	三郎君			

欠席議員（1名）

6番 蛭田 武彦 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	鈴木治男君
企画調整課長	芳賀亨君	住民福祉課長	佐藤文夫君
農林課長	森洋君	地域整備局長	近藤保弘君
教育課長	北條利雄君	農務局局長	増谷隆夫君
代監査委員	齋藤實君	事務管理室長	須藤健君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	本郷秀季	書記	渡邊敬
------	------	----	-----

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、本郷秀季君。

○議会事務局長（本郷秀季君） 諸般の報告をいたします。

3月7日、東白川地方町村議会議長会臨時会のため、議長が棚倉町に出張しました。

6番、蛭田武彦議員から本日の会議に欠席する旨の届け出がありました。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第1号～議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第1、議案第1号 平成23年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）から日程第7、議案第7号 平成23年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの7議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

7番、星君。

○7番（星 一彌君） 23年度の補正予算の中で農林水産業の農業振興費、負担金、補助及び交付金で大豆の振興対策事業補助金279万1,000円というのが減額されているのですが、その内容等をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

○村長（大樂勝弘君） 補助金の減額であります。279万1,000円の大豆振興対策事業補助金は、

今年度から畑作地につきましても戸別所得補償の制度で支払われるようになりました。それで、大豆については400万円ほど支払われるようになります。そのために村のほうからの補助金はもしかしますと少な目になったということで270万円減額をさせていただきました。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 補正予算の20ページの事項別明細書であります。

社会教育施設災害復旧費、図書館の災害復旧工事の500万円は、村長の提案理由の説明では暖房施設というお話をいただきました。12月の定例議会の補正で5,500万円の建築費用を承認させていただきましたが、その中で同僚議員がこの改築工事の5,500万円について一般質問をいたしまして、再質問を繰り返しまして、最後に5,500万円というのは図書館が開所できる金額なのですねという質問に対して、村長からそうですという答弁をいただきましたけれども、今回、さらに500万円の暖房費ということで計上されております。

当初、この5,500万円の中に暖房費用とか設備費用が入っていなかったのかどうか、そういった予算を獲得する上での設計上の漏れだったのか。それともこの500万円という数字が、3階を取り壊して2階にするという上で必要な暖房費、特別なそういう設備なのかどうか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員のおただしの11款災害復旧費の中での社会教育施設災害復旧費、これは、12月の定例議会で、図書館の改修費用で2階、3階部分を取り壊して解体工事費に700万円、そしてはりの補強工事に1,300万円、そのほかに玄関部分の補修工事費として、合わせまして5,500万円の予算をご承認いただきました。

今回ご提案いたしますのは、省エネ対策として照明器具のLED化をしたいと、この費用がおよそ250万円です。あと残りの250万円は、天井が2階部分まで吹き抜けになります。そうすると1階部分の床面積がふえます。そうすると、今の空調施設ではちょっと容量が小さいそうです。ですから、今のよりちょっと大き目にする、空調施設で暖房化を図る、そういったことで250万円計上したいということで相談があったものですから計上させていただきました。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 昨日、現地のほうを見せていただきましたけれども、ちょうど去年の今ごろ、大地震で大変な亀裂、それから階段の落盤というんですか、それとまた建物自体が大変な痛手を受けているということを目の当たりにしてきましたが、今回その補強、それか

ら今回の補正まで含めると約6,000万円の投資をした場合に、まず一つは、今後あの建物の耐用年数を何年ぐらいとお考えなのかということでもあります。それと、駐車場が前から狭いということもありましたけれども、こういった整備も含めて、これだけの設備投資をする上で耐用年数の問題、さらには村民の利活用、そういったものを考えた場合の駐車場の問題もあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） ご承知のとおり、あの建物は鉄筋コンクリートづくりであります。ですから、今度の補強工事をいたしますと、30年、40年はもつのではないかと考えられます。

あと、この工事につきましては、実は平成15年、16年だったと思いますが、新山村振興農林漁業資金ということで、子供等の自然環境知識習得施設として6,000万円ほどの補助金をもらって改修工事をした事業なんです。ですから、15年、16年ですからまだまだ日にちがたっていないということで、補助金の返納もあり得るということが今ちょっと危惧されています。私は、補助金の返納があった場合には、いじくらないであのままにしておくよということで教育課には話しております。ですから、この辺、まだ方向性としては、補助金の返納なしに改修できるという思いで今進行してご提案したということでもあります。こういったことをご理解をいただきたいと思いますが、あるものを上手に改修して利用する、新たに建てる恐らく2億、3億かかると考えられます。こういったことで、6,000万円で30年使えるということをご理解いただきたい。

もう一つは駐車場の問題ですが、駐車場の問題も近々解決したく考えております。

今いろいろと工夫して交渉段階に入る過程でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

11番、前田君。

○11番（前田武久君） 一般会計補正予算の第3款民生費です。事項別明細書10ページの負担金、補助及び交付金の中の社会福祉協議会活動費補助金120万円の件についてでございます。これらの追加補正の内訳は、この前、村長から若干説明があったようですが、その内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の10ページの3款1項社会福祉費の負担金、補助及び交付金の120万円についてのおただしであります。これは、農家の皆さんが出荷制限とかあとは風評被害等によって収入が上がらない、生活に困っている、こういったことには

相談に応じますよということで、1件当たり30万円を限度に融資をさせていただきました。当初は6人ほどで180万円ほど融資していたのですが、2人ほど返還がありまして、今残っているのが4人です。この4人分掛ける30万円で120万円を当初の資金としてご用立てしたということでもあります。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） これは社会福祉協議会活動費補助金として出しているものと違うんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○11番（前田武久君） ちょっと待って。これは3回までしか質疑できないよね。

社会福祉協議会は、村長、協議会長をやっていますね。それで、21年度の決算までは大体補助金を出していたのが1,800万円ぐらいかな。22年度から一挙に二千九百九十万何がしの補助金を出しているわけですね。22年度の決算書を見ればわかると思いますが、今回また補正されて大体2,400万円くらいと。今回、24年度の当初予算でまた予算化されておりますが、やはり22年度から一挙に補助金がアップしているということで、その要因ですか、一応ひだまり荘については、前から村長にも答弁を求めて一般質問等においても質問してまいったんですが、以前にみやぎ会への民間移譲、包括支援センターを除いた介護事業に対しての……

〔「関連しているの、これ」と言う人あり〕

○11番（前田武久君） 関連していますよ。120万円ですよ。ひだまり荘の補助事業……

〔「補助金じゃない。活動費と書いてあるでしょう」と言う人あり〕

○11番（前田武久君） 活動補助金でしょう。前の項目をずっと調査した場合にも、全部ひだまり荘に対するものは活動資金として補助金を出しているはずですね。違いますか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今おただしの民生費の1款19節の負担金、補助及び交付金は、これは社会福祉協議会の活動費の補助金であります。ですから、その活動費の中に農業困窮者への補助金ということで120万円、これは30万円の4人分の支援金であります。これはおおよそシイタケ組合員の方が利用しているのかと思います。あと、先ほど申し上げました2名の返納がありましたのは、乳用牛、酪農家への貸付金で2人分の返納がありました。この残りの120万円であります。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） ちょっと理解できないんですけども、社会福祉協議会の活動費と

してそういう項目でもって補助金を出すということですか、これは。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） これは、今の原発の災害事故、賠償資金が東京電力で滞っているもの
ですから、この間のつなぎ資金として村で出すよりは社会福祉協議会にお願いできないかな
ということで局長に相談して、じゃ窓口になってその辺をお引き受けしましょうということ
で、回覧等に回して、皆さんにほっと通信あたりで周知はさせていただいたという事業であ
ります。

○議長（前田三郎君） 11番、前田議員の質問は、貸付金の補助を。

〔「項目がえしたってということだっぺ、これ」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 要するに、社会福祉協議会の事業の中の一環としてお願いしたとい
うことですから。お金がないから役場のお金をお貸しして、一時流用させてもらってお貸し
したと。返してもらった暁にはすぐ戻してもらおう。

〔「補助金ではないの」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 補助金と違う。返してもらいます。

〔「流用なら流用と書けばいい」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 補助金でなくて貸付金だと。

〔「じゃ補助金じゃないということですね」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） はい。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） その他、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 平成23年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号 平成23年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号 平成23年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号 平成23年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号 平成23年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号 平成23年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号 平成23年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号～議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第8、議案第8号 鮫川村指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例から日程第23、議案第23号 鮫川村薪ステーション設置条例までの16議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） なしと認めます。

これから議案第8号 鮫川村指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例の採決をします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号 鮫川村税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号 鮫川村公民館条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号 鮫川村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号 鮫川村鹿角平観光牧場設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号 鮫川村分担金徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号 鮫川村村営住宅条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号 鮫川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号 鮫川村大学連携試験研究施設設置条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号 職員の給与の特例に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号 鮫川村豊かな土づくりセンター設置条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号 鮫川村薪ステーション設置条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号～議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第24、議案第24号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてから日程第28、議案第28号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの5議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） なしと認めます。

これから議案第24号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び福島県市町村総合事務組合同規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号 工事請負契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号～議案第37号の代表質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第29、議案第29号 平成24年度鮫川村一般会計予算から日程第37、議案第37号 平成24年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算までの9議案を一括議題といたします。

これから代表質疑を行います。

順番に発言を許します。

総務文教常任委員、2番、宗田雅之君。

○2番（宗田雅之君） 平成24年度鮫川村一般会計予算について、総務文教常任委員会を代表しまして3点について村長、教育長のご所見をお伺いいたします。

1点目、9款消防費、2目消防施設費、18節備品購入費787万5,000円計上されている。小型ポンプ積載車と小型動力ポンプ積載車の入れかえであると思いますが、現在使用されている積載車にふぐあいがあつての取りかえなのかお伺いします。また、特殊自動車でありますので、業者の選定はどのようにされているのかお伺いいたします。

2点目、10款教育費、4目図書館費、18節備品購入費117万3,000円計上されております。新書の購入であります。村民の要望による購入もあるとは考えますが、書物の選択は職員の知識も大なるものがあると思いますが、現在どのような方を採用し、どのような指導をしているのかお伺いいたします。

また、図書館というのは、村民に図書を見せる、貸し出しをするだけに限らず、時には読書相談にも応じるとか、読むべき本について助言することがあつてもよいと思いますが、現在どのようにしているのかあわせてお伺いいたします。

3点目、10款教育費、6項1目19節のふくしま駅伝強化費5万円とふくしま駅伝実行委員会に139万4,000円計上されております。ふくしま駅伝に選抜された選手、それをサポートするスタッフの努力とその活動は、村民に話題と感動を与え大変称賛されるものであります。そこで、選手とスタッフの努力と活躍に報いるため、また選手の強化を図るために、この金額が満足のいく金額なのかお伺いいたします。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 総務文教常任委員会を代表しての2番、宗田雅之議員の最初の質疑にお答えを申し上げます。

小型動力ポンプつき積載車及び小型動力ポンプ積載車の購入であります。これらは平成2年度から4年度にかけて整備した車両を更新するものであります。

この車両は、当時、軽トラックをベースに改装された小型動力ポンプ積載車20台を3カ年で導入してきたものであり、軽自動車は、乗車定員4名で荷台部分の座席に2名が座る構造となっております。この構造につきましては、火災等への出動や冬期間の利用に際しまして

幾つかの問題が指摘されていたものであります。その一つに、消防団員が座席などから振り落とされる事故が他町村で発生しておりまして、問題になっていたこと、さらに、冬期間、厳しい寒さの中で出動するときに、荷台の座席に座る団員にとりましては健康上も問題があるとの指摘を受けていたところであります。このようなことから、消防団員の安全と健康を守るため、平成21年度から28年度までの間に14台の軽積載車をデッキバン型で更新する計画を立てたものであります。

なお、残りの車両につきましては、消防組織の見直し等により平成22年度から6台を減らしており、その車両は、消防団協力事業所となっている村内の5つの建設業者に無償で譲渡し、現在も活用されているところであります。

次に、業者の選定の件ですが、村では、各課長が組織する業者選考委員会において、入札参加資格申請の内容や今までの納入実績をもとに業者を選定しております。この選考結果に基づき指名競争入札を行い、落札した業者と購入契約を締結しているところであります。

以上でポンプ車関係の質疑へのお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 教育長に答弁を求めます。

教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 総務文教常任委員会を代表しての2番目と3番目のご質疑にお答えいたします。

まず、図書館の新書の購入であります。インターネットや出版社の新書の解説、近隣町村の新着情報などはもとより、住民の希望図書、また、ふだん利用している村民の方々の好みなどを参考にして行っております。読書をする方は好みがすぐわかりますが、なるべく偏りのないように注意しながら購入に心がけております。

また、図書館の職員につきましては、現在、臨時職員2名で対応しております。専門知識、図書館司書を持っている方は募集しても本村ではなかなか見つかりませんので、採用してからの指導となっております。毎月、県立図書館の職員が循環してくださっておりますので、県立図書館の事業状況や購入図書の確認をしたりして、利用者のニーズにこたえるためのご指導をいただいております。

3点目、村民に図書を見せるために、毎月の広報、読書週間の広報などに新着図書を掲載するとともに、毎週行っている「おはなしの森」、読み聞かせ活動のお知らせのチラシの裏にも新着図書をなぞ掲載し、村民の目に触れるような試みを実施しております。また、各学校、診療所への移動図書も積極的に行い、村民の方がたくさんの本に触れられるように活動

をしております。

現在、村では子供読書推進に力を進めており、学校においては課題図書指定などのお知らせも行っております。図書館においては、小さなお子さんから高校生、成人の方まで幅広い年齢層の皆さんに興味をわくような本を紹介しております。読書相談にも、村民のニーズに合わせた図書の紹介やお薦めなどを行っております。

なお、参考でございますが、23年度の新規購入図書は、現在までに一般図書で304冊、児童図書341冊を購入しており、最終的には700冊を超える図書を購入する予定です。現在、鮫川村図書館が被災し閉館しており、歴史民俗資料館で仮の貸し出しを行っており、村民の皆様には大変ご不便をおかけしている状況でございますが、ソフト面の充実を次年度もさらに実施していきたいと考えております。

次に、ふくしま駅伝関係であります。ふくしま駅伝強化費5万円ですが、一昨年までの数年間、中学生、特に女子選手の走る子がない中、ふくしま駅伝出場そのものが危ぶまれた時期がありました。これらの対策として、ランランクラブを平成21年4月に立ち上げました。指導者は渡瀬の蛭田清代枝さんで、当時、小・中学生、一般の人を合わせて16人でスタートしております。着実な活動の努力が実り、当時小学生だった子が現在中学生になり、22年及び23年の大会においては敢闘賞を受賞するに至りました。

現在、ランランクラブは鮫川村スポーツクラブの一つの事業として行われているようです。このランランクラブが継続されていくことが福島駅伝の強化にもつながるということで支援をいたしております。

次に、ふくしま駅伝実行委員会費139万4,000円ですが、村代表として選抜されました選手はもちろんのこと、選手を支えるスタッフの方の献身的な協力があつたからこそ、小さな村でも活躍ができるものと信じております。

参考までに郡内の24年度ふくしま駅伝予算を調べましたところ、棚倉町が120万円、塙町が130万円、矢祭町が155万5,000円となっております。

我が村では、139万4,000円より、中・高生の選手のためにランニングシューズの購入費として22万円を計上しております。また、例年、議会議員のご一同様による3万円の激励金をありがたく使わせていただいております。24年度のふくしま駅伝に係る予算は164万5,000円となることとなります。これらの貴重な予算で、スタッフの献身的なご協力により、選手の強化などで着実な成果につながることを期待しております。

なお、本村では、他町村にない取り組みとして、選手全員に毎年ウインドブレーカー上下、

ランニング、ランパン、レーシング手袋、レーシングソックスを記念に贈呈しております。
また、実行委員会本部役員の皆さんに対しましてもウインドブレーカー上下を贈呈するなどの支援をしており、現時点での選手の強化対策費は確保されているものと考えております。

以上、総務文教常任委員会を代表しての2番、宗田議員の質疑への回答とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 今、丁重なご説明を受けたわけなんですけれども、まず1点目の消防車は、私も職業上、車をいじくっている立場な人間でありますので、消防自動車そのものが、私らが見ていてもキロ数がよく乗っていない、一般村民からすれば、5千、1万キロも達していないような車はもったいないんじゃないかというご意見が結構あるわけなんです。ただ、安全上の問題からすればこれはいたし方ないのかなという感覚で今聞きましたけれども、有効利用というのもまだあると思うんですね。ただ単に各建設業者に預けるのではなくて、もっと違った面、みんな高齢者になってくるわけなんですよね。そういう消防経験者も結構いるわけなんです。そういうところにちょっと向けてやってもいいのではないかなという感覚がしますもので、そういうものに関して村長はどういう考えをしているか再度お伺いします。

あと、2点目の図書館ですけれども、今、県の職員のご指導を受けてと、大分私、個人的には理解できたんですけれども、例えば、一般の方から読み終わった本、書物を寄附したいという申し出が現在まであったのか、またそれを受け入れたことがあるのか、再度その点をお伺いします。

以上、2点について再質疑をさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 総務常任委員会を代表しての2番、宗田雅之議員のポンプ車の質疑であります。更新した車は10年刻みを大体目安としてやっております。その10年では走行距離からいってももったいないのではないかというご指摘であります。まず、先ほども申し上げましたように、5台は村内の建設業者にお願いして非常時の際に有効に利用してもらうということで預けております。

残りの今あります3台ですが、実は1台は、今度、村の無線のシステムが変わりましてデジタル化になってきます。そのデジタル化の際に、これはデジタル化とは関係ないかね、消防の施設強化ということで発電機、投光器を前回の補正予算でお願いしました。これの運搬車として1台は使おうということで、今、1台はとってあります。もう1台は、車検時の予

備車としても必要ではないかという思いであります。そしてもう1台は、間もなくできてくるんですけれども、これは村内の消防車の設備の少ない事業所に非常時の際に使ってもらうということで預けてはどうかという、今、計画しております。

そういったことで、廃車にするのではなく有効利用ということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 読み終えた図書の寄贈でございますが、これは結構ございます。例えばお宅を改築なさったとか、あるいはもうお子さんがいなくなったからとか、いろいろの理由がありまして、冊数は今ここでわからないのですけれども、結構寄贈いただいておりますので、大切に使用させていただいております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） ちょっと村長、答弁漏れしたかなと思うんですけれども、OBの方に貸し出す意向はあるかないか、ちょっとそれをお伺いしたい。

あと、教育長さんに再度聞きたかったのは、今ちょっと抜けたものですから、本のPRというんですか、新書をいっぱい買いますよね。そういうPR活動というのは、私は、パンフレットだとかそういうものを通して一般村民に知らせてもいいんじゃないかと思っておるものですから、その点はどういうふうになっているんだか、それも再度お伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田議員の再々質疑であります。まず、OBの皆さんの力を活用した予防消防活動は、これはとても素晴らしいことだと思っておりますが、機械の対応となりますと消防車の配置のぐあいもあると思います。その辺、OBの皆さんと相談しながらそういった利用方法も考えてはよいのではないかと思います。今、3台は計画されておりますが、4台目ができた暁には、そういった相談に応じてもいいのではないかとということで係のほうに申しつけておきます。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） PRでございますが、これが一番難しいところだろうと思います。

これまで取り組んできたものを申し上げますと、まず学校関係は、読み聞かせボランティアが入ってきてくださいますので、そういう方をもってたくさん子供たちに紹介しております。

それから、一般向け、これは大変難しいんですけれども、今やろうとしている、やってい

ることの中に、親子読書、家庭で月一度、100%親子で読書をしてみましょうというキャンペーンを平成24年度に、もう既にやってはいるんですけれども、やろうとしております。そこで、必ず1冊、あるいは子供が図書館から借りて行って、これおは父さんのために借りてきたよというように、お父さんあるいはお母さん、おじいちゃんの方まで子供が借りていかれるように、難しいことは抜きにして、図書を真ん中にして家族が向き合うような、そんなことを考えています。

なお、現在まで新刊図書については当方等でも紹介はしてありますし、子供たちにもいろいろな印刷物、学校の子供を通して、裏面に書いてありますので、ただ、これだけでは足りません。もっと有効な方法についても考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 次に、産業厚生常任委員、7番、星一彌君。

○7番（星一彌君） 産業厚生常任委員会を代表いたしまして、議案第29号 平成24年度鮫川村一般会計予算について3点ほど村長にお伺いをいたします。

まず1点目、4款衛生費、4目環境衛生費、13節委託料の木の葉回収業務105万4,000円の内容についてでございます。

2点目、6款農林水産業費、5目畜産業費、19節補助金のうち、肉用牛生産振興事業112万円、それと優良牛整備増殖事業75万円の内容についてでございます。

3点目、8款土木費、2目住宅建設費の15節工事請負費のうち、水口地区定住促進住宅用地の暗渠排水工事500万円の事業内容について、以上3点について村長にお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 産業厚生常任委員会を代表しての星一彌議員の3点の質疑に対してお答えを申し上げます。

まず最初に、木の葉の回収業務105万4,000円についてお答えをいたします。

この事業は、東京電力福島第一原発の事故により多量の放射性物質が放出され、放射能汚染の影響を受けました。相双地域、県北地域に比べれば空間線量は低いわけですが、追加被曝線量が年間1ミリシーベルト以上で空間線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域が村全体の2割程度あります。その地域の除染経費は、村が策定した鮫川村除染実施計画に基づいて行った除染経費について、県管理の除染対策事業交付金に請求することにな

ります。

県内で除染計画を策定した市町村は、環境大臣が除染状況重点調査地域に指定した41市町村のうち、2月末現在で33市町村が策定済みとなっております。県南地域では埜町、矢祭町がまだのようであります。空間線量が比較的低い地域でも、子供たちが安心して通学できるように、道路周辺の環境を一日でも早くもとに戻したいと考えております。これは、低い、高いでなく、ゼロが一番子供たちには安心だと私は考えております。

また、村が進めている良質な堆肥づくりに使用する木の葉は欠かせない材料であります。来年安心して木の葉を使用するため、ことしの秋までに、道路わきに堆積している木の葉、汚染された木の葉を除去する必要があります。回収方法は、村のシルバー人材センターなどの組織された団体に業務委託をして実施してまいります。また、23年度予算にも同様の経費が62万円ありますので、次年度へ繰り越して、24年度予算と合わせて木の葉の回収を実施したいと考えております。これは線量の高い木の葉の実施ということでもあります。

また、心配なのは、回収した木の葉を保管する仮置き場がいまだに見つかっておりません。この仮置き場を見つけるのが急務かとも考えておりますので、議員の皆様さん方のご協力もお願いしたいと思います。

次に2番目です。水口地区定住促進住宅用地の暗渠排水工事500万円の内容についてお答えを申し上げます。

村では、若者が村内に定住する環境づくりの一環として、公営住宅の整備と所得制限がない定住促進住宅の建設を進めております。西山の水口地区の住宅は定住促進住宅で、所得制限がない住宅であります。整備された公営住宅は5団地であります。現在進めている広畑団地の建てかえ工事は24年度までに13戸が整備され、全体で56戸になります。定住促進住宅は、水口住宅7戸と使用しなくなった教員住宅23戸を管理しております。

ですから、合わせますと79戸の皆さんが村の住宅を今は利用しているということでありませぬ。公営住宅と定住促進住宅で現在あいている住宅はありません。さらに、住宅入居申し込みをしても空き家がないため、14世帯が今あくのを待っている状態であります。

そこで、あきを待つ待機者解消のために、水口住宅団地を拡張して宅地の造成工事を進めております。23年度は敷地の用地買収と所有権移転登記が完了しましたので、24年度から宅地造成工事を予定しているところであります。造成計画の内容ですが、宅地面積は4,500平方メートル、ですから4反5畝です。宅地の高さは、村道水口・大沢線の道路に合わせるため、現在の水田に5メートル程度の土盛りをして平らにするという計画であります。盛り土

量は1万6,000立方メートルで、村内の工事で発生する残土を埋め立てして造成する計画にしております。

議員のご質疑である暗渠排水工事500万円は、敷地に残土を土盛りする前に水田の暗渠排水を行い、現況地盤を安定させるための工事であります。暗渠排水工事は、透水管を敷設し、周りに砕石と目詰まり防止をする吸出防止剤を被覆し、造成後に透水管が詰まることがないように少し太目の透水管を計画しております。幹線暗渠は太さが20センチで延長が200メートル、支線暗渠は太さが15センチで延長330メートルを計画しているところであります。

しかし、一般質問でも答弁しましたが、水口住宅団地予定地の一部に学校などの除染土砂が仮置きしてあります。当然であります、その除染土砂を撤去した後でこの暗渠排水工事を進めたいと考えております。今ほど申し上げましたように、この除染土砂の移動場所をどうぞご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に……

〔発言する人あり〕

○村長（大樂勝弘君） すみません、2番と3番を間違えました。

それでは、畜産のほうで肉牛の生産振興事業112万円と優良牛整備増殖事業の75万円についての質問であります、畜産業種の補助金、肉用牛生産振興事業費112万円のうち内容ですが、和牛子牛の市場への輸送経費の補助金として1頭当たり1,000円、700頭分70万円を見込んでおります。現在、子牛市場は石川市場と本宮市場へ出荷しております。石川市場への輸送費は5,000円、本宮市場への輸送費は7,000円ということであります。

これとあわせて、ヘルパー補助として1頭2,000円、210頭分42万円を見込んでおります。これは、市場で子牛をトラックからおろしたり購買者のトラックへ乗せたりするまでの仕事を5,000円で委託しているそうです。これを補助するということでもあります。高齢化の畜産農家に大変ご好評な事業であるそうです。

次に、優良牛整備増殖事業の75万円ですが、和牛の素牛導入に対して1頭当たり1万5,000円を助成するものであります。50頭分を見込んでおります。これは上限が設置されておまして、1農家というんですか、1飼い農家5頭が限度であります。これは畜産農家の意欲増進に大いに役立つとともに、和牛繁殖農家による畦畔やのり面の野草の利用は、本村の環境保全上にも大変重要な役割を果たしております。昔からのこれらの営みは循環型農業の先駆的取り組みとして高く評価されているものであり、畜産と中山間地等直接支払い制度なくしては本村の魅力である農村景観の維持はできないものと言っても過言ではありませ

ん。また、畜産振興は本村の産業、経済政策上も極めて重要な位置を占めていると考えておりますので、この予算にもどうぞご賛同いただきたくご説明を申し上げます。

以上で3点の説明とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） まず、1点目の木の葉の回収のほうからさらに詳しくお聞きしたいんですが、今、村長の説明だと、道路沿いにある側溝とかU字溝に入っている木の葉の処理の問題だと思います。当然、鮫川村の道路沿いというのは木の葉のたまる地域が非常にあるわけです。そうすると、秋ごろまでに木の葉を処理したいというような今の答弁ですが、一番心配されるのは、U字溝にそのまま木の葉がたまっているということが、やはり道路の災害につながるという危険性があるのではないのかなと思うんです。

実は、西野ほうでも蕨平に行くあの新しい道路のU字溝が、あそこで道路災害が起きたけれども、あれは木の葉のたまった影響でもって道路の路肩が崩れたと、そういう現象があるんですよ。それから、道路を横断しているヒューム管に木の葉が詰まっちゃって、道路上を流れているというようなのが結構見受けられるわけなんです。そうすると、やはりなるべく早い時期に木の葉の回収というのが必要でないのかなと、そういうふうに思っています。

それから、当然道路沿いということになりますと子供さんも通るし一般の方々も通行するわけですから、やはり一刻でも早く除染対応をとるべきだと思いますけれども、その辺まず1点お聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 星議員の質疑のとおりだと思います。やはり低線量化を図るには、子供たちが頻繁に通る道路の除染が一番必要ではないかと思います。村の堆肥センターへの落ち葉の収集事業であります。これは老人クラブのほうにお願いしまして1,000袋近く集まったところです。1袋500円で回収をお願いしまして、これは来年安心して使える木の葉をとるための除染作業であります。これは山に今保管しております。

ですが、道路上の木の葉を回収した場合に保管場所をどこにするか、これはなかなか容易でないと思うんです。それぞれのご家庭に迷惑をかけるようなことであってはならないと思ひまして、早目にこの中間置き場を用意しないうちにはこの事業に取り組めないのかなという思いもあります。こういったことで去年の60万円の回収費が残っているということもご理解いただきたいと思ひます。何せ早目に中間置き場を確保しまして道路上の除染作業にも早く

取り組めないかと考えておりますので、どうぞ中間置き場、仮置き場の選考というんですか、これを早く見つけていただきたいと思います。

以上です。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 今、震災あるいは放射能の瓦れきの問題でも大分国会のほうでも論議をされておるようですが、1年たってもなかなか中間処理施設あるいは永久的な処理施設まで進んでいないというのが現状であろうと思います。行政側のほうにお願いするというのが、やはり一番地域にあるいは村民に理解を得るもとはではないのかなと思います。いずれにしろ、その地域で出たものに対してはその地域で処分するというのが、大体内容的に日本各地でそういうような流れに入っていると、そういう形ですので、鮫川村の場合には比較的汚染度が低いと言われながらも、やはり木の葉なんかも場所によっては結構高い部分があるのではないかなと。

それから、最近、これは松本塾だと思えますけれども、土壌の常在菌ですか、大分これは線度が低くなるというような報道も流れておるようですから、側溝あたりに入っている木の葉の濃度というのは非常に高いと思うんです。ですから、むしろそういう常在菌を利用して、半減させて処理するというのも一例ではないのかなというふうに考えておりますが、その件について再度、村長の考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今の星議員のおただしであります。松本塾にお願いした木の葉の除染方法ですか、低減化の方法なんです。これは今のところ20日過ぎております。20日で6割ぐらい今のところ、7,000ベクレルあったのが今3,000ベクレルぐらいに落ちているんですね。ですから、6割ぐらい低減された、そういうお話であります。これが早く4,000ベクレルを切れるような木の葉になればいいなと思ひ、7,000ベクレルですから、堆肥に利用できるような木の葉になる前提でお願いした木の葉であります。

道路の側溝等の線量はというと、恐らく1万ベクレルを超すような線量になるのではないかと思います。これは、できれば焼却して灰にして埋めたいなと、そういう思いで今、焼却炉を職員が、焼却する場合にはセシウムが飛ぶそうです。そのセシウムを煙の段階で閉じ込める網つきの、セシウムを出さない、取り込んで煙だけ出す、そういった焼却炉が今あちこちにあるそうです。そういったのを県南農林事務所のほうに連絡しながら今探しているところであります。これを見つけ次第、機械を購入し、この機械を中間置き場になった地区にお

願いで、灰にして埋めたいなという計画で今おります。

何せ鮫川村は四方八方を山に囲まれておりますから、この作業にしっかりと取り組まないと除染は進まないと思いますので、早目に努力しますからご理解をいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） わかりました。

それで、さっき村長は3点目を先に答えを出していただいたんですが、2点目のほうに進ませていただきます。

鮫川村の農業収入というのは以前は米が主流を占めていたと思うんですが、ここ数年来は畜産というのが村の収入源の基準をなしているものと、そういうふうに考えております。

このたび、非常に厳しい新基準が発表されております。当然、畜産農家におかれましては非常に痛手と申しますか、食べ物が自給できないという部分が非常に多くなってきている。今まで環境を整備しながら少数頭で飼育して生産していた畜産農家にとっては、本当に瀬戸際に来ているんじゃないのかなと。当然、東電あるいは国のほうから補償はあるとは思いますが、やはり会社にこれからはゆだねるしかないというような思いだと思います。

これから、田畑の刈り取りした雑草の問題とか毎日の牛の問題とか、非常に問題が多いと思いますけれども、畜産、とりあえず牛のえさのことに對して現在村としてどういう考えを持っているか、その辺からお聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） この代表質問の内容とは少しずれているんですけども、せっかくの機会でありますので、お答えしたいと思います。

今ほど星議員のお話しされたように、今、米にかわって、水稻は700町歩ぐらい作があるんです。実際に今つくっているところは300町歩です。ですから、金額にしてもせいぜい3億とちょっとです。それが、今、畜産は7億になろうとしています。畜産、べこと田んぼが逆転しました。ですから、鮫川村の農業にとりましては、この畜産をいかに守るかというのも、農業の振興、村の振興にはとても大事な産業になったと今考えています。

そんな中で、今度の乳用牛は300ベクレルから100ベクレル、あと繁殖牛は3,000ベクレルから100ベクレル、3,000ベクレルから100ベクレルってばかなこと、こんなことを言うんだものね。これはもうとんでもない、農家をやめろという、べこ取りをやめろということなんだよね。とにかく私は大変憤慨しております。この辺で憤慨もありますし、鮫川村の農家を守るのには何とかえさを、恐らく4月1日から、鮫川村の去年とったえさは全部、牧草、乾

乾燥物は食べさせられないと思います。辛うじて残ったのはWC Sのホールクロップサイレージは大丈夫だそうです。あと稲わらも大丈夫だそうです。ですから、草が完全にだめになります。ことし採集した草もだめになります。ですから、ことしいっぱい食べる草がないわけです。この草をいかにして農家に供給するか、これは村の将来の大きな課題だと思っております。

この中で、皆さんにきょう議会閉会後に全員協議会を開いてお願いしようと考えていたんですが、基金を創設して畜産農家に無償で配付する。それで、この無償で配付したえさ代はすべて東京電力に請求する、こういった思いで今おります。

こういったところで、もちろんこれから皆さん方と協議をしながら、今言った手法がいいのか、それとも幾らかでもいただいたほうがいいのか、あるいは村でなくて違う機関にお願いしたほうがいいのか。この辺、村が先頭を切って、私、郡内の市町村にも話をかけました。ですが、鮫川村ほど畜産に重きを置いている、そして畜産に比重が高いのは鮫川村だけなんです。よその町村ではそれほど悲観的な考えはないようです。鮫川村にとりましては大変大きな問題と今私はとらえて、皆さんと一緒に農家を守ろうという思いでありますので、ご協力をぜひお願いしたいと思います。

よろしいですか。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） ひとつ畜産農家を救う、それが村の発展に寄与するわけですから、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

3点目に移らせていただきます。水口の排水工事の件なんです、先ほど村長さんのほうからも汚染土の問題が出たようですから、その部分は私、触れないようにしておきたいと思っております。

ただ、今の説明ですと、村道に近く土盛りをするというような報告でありました。当然真っ平らな条件というわけにはいかないで、恐らく2段か3段というような構想だろうとは思いますが、ただ、そこで心配されるのは、500万円かけて排水するわけですから、あと建ててから問題はないとは思いますが、液状化現象というのが心配されるわけなんですよね。

私も十何年とあのそばに通ってましたからあの田んぼの状況というのは比較的わかってるつもりですが、現在でも第1期工事をやったときから裏ののり面は5メートルぐらいあると思うんです。それから村道に大体平らぐらいに盛るということになると、のり面が8メ

ートルぐらいになるんじゃないのかなと。そうしたときにやはり地盤が、もともとが田んぼなどところであるので、しんにまでくいが入っていれば土砂の流出は少ないかもしれないけれども、やはりやわいところに、ぬかにくいを打ったような状態では、あるいは地震、あるいは大雨のときに災害が起きるという可能性はゼロではないと思うんですよね。

その辺、特に1期目工事と2期目工事の境の部分はきちっと工事費用をかけても、やはり事故を抑えるためにも必要ではないかなと、そういう感じを持っています。500万円の排水工事ということになると、あれだけの面積ですからかなりきちっと整備はされると思いますけれども、村道の上が山ですから、結構、道路を伝わって流れてくる、結構浸透してくるんですね。あそこは水路もろくにないところで稲をつくっていましたから、かなり北側のほうから水がしみ通るので、きちっと排水工事をやらないとそういう災害につながると思います。液状化現象を想定しながら当然排水工事もやると思うんですが、その決意を一言お願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星議員のおただしの西山に買い求めた水口の団地の予定地であります。私もこの震災で気づきました。これは決して褒められる事業ではなかったのかと実際には思っております。震災で特にひどかったのは、橋が落ちたり家が壊れたのはみんな盛り土なんですね。盛り土したところに橋をつくったり家を建てたりしたところが一番先に行われたと。切り土のところはそれほどなかったようです。けさほども長野県栄村の液状化現象が出ておりました。しっかりと排水していたようです。

ですから、面積は3反歩です、3反歩に500万円の排水溝を施してしっかりと養生して、これは時間を長く置く考えであります。いかにこの養生をして排水を確認するか、これも大事な手法だそうです。こういうところで早目に排水して地盤の安定化を図りながら住宅を建てれば、そしてできるだけ盛り土のところには建てないようにしたり、あとは、恐らく何段階かにして下の住宅に迷惑がかからない手法も必要かと思えます。空中を上手に公園化して使う、こういったところもあわせながら、西山地区の振興と住宅の建設とを考えさせていただきたいと思えます。

今は、国のほうでもこういった盛り土にのところは余り補助対象にしないそうですね。そういうことで気をつけて、この辺をしっかりと安全確保をした、担保できた時点で住宅の建設ということで計画をさせていただきたいと思えます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） ひとつ、盛り土の多い地域でございますので事故のないように十分吟味しながら工事が成功されるようお願いして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） なしと認めます。

これから議案第29号 平成24年度鮫川村一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第30号 平成24年度鮫川村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第31号 平成24年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第32号 平成24年度鮫川村村営バス事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第33号 平成24年度鮫川村集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第34号 平成24年度鮫川村介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第35号 平成24年度鮫川村交流施設特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第36号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第37号 平成24年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎選挙第1号

○議長（前田三郎君） 日程第38、選挙第1号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局長より内容を説明させます。

事務局長、本郷秀季君。

○議会事務局長（本郷秀季君） 内容の説明をいたします。

今回の白河地方広域市町村圏整備組合議会議員選挙については、平成24年度から西白河地

方衛生処理一部事務組合及び白河地方水道用水供給企業団の統合により議員定数が改正されたため、新たに議会議員を選挙しようとするものであります。

改正後の白河地方広域市町村圏整備組合同規約第5条第1項に組合の議会議員の定数は20人とすると規定されており、同規約第5条第2項に、組合議員は組合市町村議会から選挙された議員、白河市4人、町村は2人をもってこれに充てると規定されています。

したがって、当鮫川村議会から2人の組合議員を選挙するものであります。任期につきましては、議員の任期中となっております。

平成24年3月13日提出、鮫川村議会議長。

以上であります。

○議長（前田三郎君） ただいま事務局長説明のとおりであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

白河地方広域市町村圏整備組合議会議員に、7番、星一彌君、11番、前田武久君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました星一彌君、前田武久君を白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました星一彌君、前田武久君が議場におられますので、議会会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

ここで10分間休憩いたします。

(午後 3時03分)

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時13分)

◎請願の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第39、請願についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について、審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） 総務委員会に付託されました請願1件の審査結果についてご報告申し上げます。

事件名、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について。

審査の経過。総務文教常任委員会に付託された本請願については、3月8日午前10時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定しました。

理由。最低賃金の引き上げは、働く者のセーフティーネット機能を高めるとともに労働意欲の向上へも寄与することにつながり、全国最低800円を確保し県内勤労者の賃金水準や経済実勢に沿えるべきとし、採択といたしました。

少数意見の留保なし。

本委員会において以上のおり決定したので、報告いたします。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎陳情の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第40、陳情についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました陳情第5号 福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める陳情書について、審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） 陳情審査結果報告をいたします。

事件名、陳情第5号 福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める陳情書。

審査の経過。総務文教常任委員会に付託された本陳情については、3月8日午前10時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定しました。

理由。東京電力第一原発事故により多くの県民が避難を余儀なくされ、県土が放射性物質により汚染されたため、県内すべての産業と県民の生活は大打撃を受け、また県民は健康への不安を抱えるようになっております。加えて、東京電力も事故の収束が工程表のとおり進まず、補償手続を住民に強い、住民の補償要求に対して不誠実な対応が見られ、加害者としての意識が欠如していると言わざるを得ません。安心して暮らせるふるさとを一日も早く取り戻すためにも国へ要望するものであり、採択といたしました。

少数意見の留保なし。

本委員会において以上のとおり決定したので、報告いたします。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、総務文教常任委員会に付託いたしました陳情第1号 福島県内すべての原発の廃炉を求める陳情書について、審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） 陳情審査結果報告をいたします。

事件名、陳情第1号 福島県内すべての原発の廃炉を求める陳情書。

審査の経過。総務文教常任委員会に付託された陳情書については、3月8日午前10時から委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

決定及び理由。採択と決定しました。

理由。福島県民は福島第一原発事故により甚大な被害と犠牲を払わされており、原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりを願っており、県議会でも全基廃炉が全会一致で採択され、県知事も原発廃炉を明言しました。福島原発事故は、「原発事故と私たちの暮らしは共存できない」ことが立証されました。よって、採択といたしました。

少数意見の留保なし。

本委員会において以上のとおり決定したので、報告いたします。

よろしく願います。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで暫時休議いたします。

（午後 3時22分）

○議長（前田三郎君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時24分）

◎日程の追加

○議長（前田三郎君） お諮りいたします。

ただいま発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について、発議第2号 福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書の提出についての2議案が11番、前田武久議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受理しました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

◎発議第1号、発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第1、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について及び追加日程第2、発議第2号 福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書の提出についての2議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） ただいまの議案は、さきの日程における請願並びに陳情の採択により提出されたものでありますから、提案理由の説明並びに質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明並びに質疑、討論を省略いたします。

これから発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから発議第2号 福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（前田三郎君） 報告いたします。

議会運営委員長、関根政雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りいたします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成24年第1回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午後 3時36分）

上記会議次第は事務局長本郷秀季の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成 年 月 日

議 長 前 田 三 郎

署 名 議 員 岡 部 明

署 名 議 員 宗 田 雅 之